

「高岡市歴史的風致維持向上計画」

高岡市歴史まちづくり計画

令和2年3月変更

平成23年3月

高岡市

目 次

はじめに

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画策定の経緯	2
3	計画の実施と推進体制	6
4	計画期間	7

第1章 高岡の歴史的風致形成の背景

1	高岡の自然・社会環境、歴史の概要	8
2	高岡の文化財等の概要	28

第2章 高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1	高岡の維持及び向上すべき歴史的風致	39
2	高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する課題	87
3	総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画等の状況 及びそれらの計画との関連性	90
4	高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	95

第3章 重点区域の位置及び区域

1	重点区域の位置	97
2	重点区域の区域	100
3	重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果	110
4	良好な景観の形成に関する施策との連携	112

第4章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

I 文化財の保存又は活用に関する事項

1	高岡市全体に関する事項	123
2	重点区域に関する事項	132

II 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

- 1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方…………… 134

第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

- 1 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方…………… 182
- 2 歴史的風致形成建造物の指定基準…………… 182
- 3 歴史的風致形成建造物の指定対象…………… 182
- 4 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補…………… 183

第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

- 1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方…………… 186
- 2 届出不要の行為…………… 186

参考資料

参考文献

伝統産業等事業所分布図

指定・登録文化財分布図

はじめに

1 計画策定の背景と目的

現在の高岡の中心市街地の基盤が形成されたのは、それまで荒地であった“関野”と呼ばれる地に、加賀藩2代藩主・前田利長が高岡城と城下町を築いたのがその始まりである。利長は城下建設時にルートを変更した北陸道に沿うかたちで碁盤目状に町割りを行い、上段に城と武家地を配し、中段及び下段に町人地を配した。その際、移住町人には土地の無償提供や地代免除などの特権を与え、職種ごとに居住地を割り振っており、今でも利屋町や白銀町などの町名にその名残を見ることができる。また、上段には荒川用水、中段に庄方用水、下段には川原用水をそれぞれ流すことで掘割とし、町域を明確にするとともに、外部に対しての防御線としている。さらに利長は寺社の配置にも配慮しており、曹洞宗・真言宗の寺を防御上の砦として市街地南端に、また日蓮宗の寺院を同じく北東端側に配し、一方で一向一揆を防ぐ目的から浄土真宗の寺を市街地内部に取り込むなどしている。

その後、高岡城は築城後わずか6年で廃城となり城下町は急速にさびれたが、それを憂慮した3代利常による商工振興策や町民らの努力により高岡は商都として生まれ変わり、大きな発展を遂げることとなった。中でも、恵まれた水陸交通の便を活かした米を中心とする交易は、商都高岡の経済基盤の中心となっており、当時の主要官道であった北陸道沿いには山町筋などの町々が形成され、また舟運を生業とした伏木や木町、陸上交通の拠点であった福岡などが発展した。

このような成り立ちを受け発展してきた高岡には、金工、漆工、菅笠づくりといった歴史と伝統を反映した工芸・民俗技術が受け継がれ、また、高岡御車山祭や伏木曳山祭などの地域固有の祭礼・年中行事が今も営まれている。それらは山町筋や金屋町などの歴史的な町並や歴史的建造物と相まって、「高岡らしい」風情、情緒、たたずまいを醸し出している。

一方、都市化の進展や少子高齢化の進行、人々の生活様式の多様化など社会経済情勢の変化に伴い、これら高岡の良好な市街地環境（歴史的風致）が損なわれつつある。

このようなことから、今後さらに高岡の個性を磨き、魅力を高め、広く市民が高岡の歴史と伝統を再認識し、誇りと愛着を持てるような『歴史都市』を実現するため、高岡市歴史まちづくり計画（正式名称「高岡市歴史的風致維持向上計画」）を策定する。

2 計画策定の経緯

(1) 計画策定体制

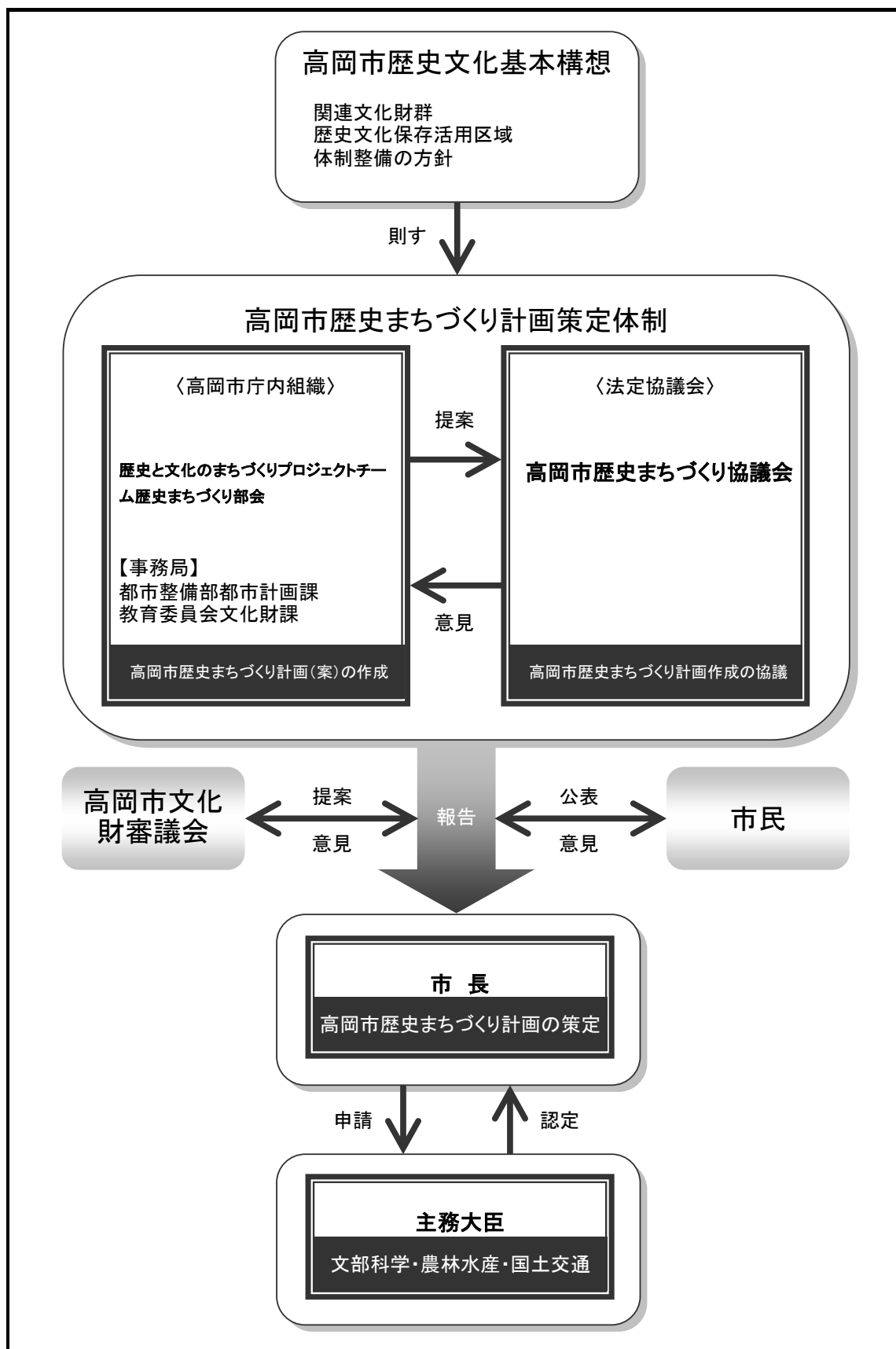


図 計画策定フロー

(2) 計画策定の経過

年月日	内 容
平成 20 年 5 月 23 日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布
平成 22 年 1 月 19 日	歴史と文化のまちづくり P T 歴史まちづくり部会（1 回目）
平成 22 年 5 月 26 日	歴史と文化のまちづくり P T 歴史まちづくり部会（2 回目）
平成 22 年 10 月 6 日	第 1 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 22 年 10 月 25 日 ～平成 22 年 11 月 24 日	パブリックコメント（1 回目）
平成 22 年 12 月 20 日	歴史と文化のまちづくり P T 歴史まちづくり部会（3 回目）
平成 22 年 12 月 24 日	第 2 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 23 年 1 月 31 日	高岡市文化財審議会
平成 23 年 2 月 1 日 ～平成 23 年 2 月 14 日	パブリックコメント（2 回目）
平成 23 年 2 月 21 日	歴史と文化のまちづくり P T 歴史まちづくり部会（4 回目）
平成 23 年 2 月 28 日	第 3 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 23 年 3 月 29 日	高岡市歴史まちづくり計画策定
平成 23 年 5 月 6 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に 認定申請
平成 23 年 6 月 8 日	高岡市歴史的風致維持向上計画の認定
平成 24 年 2 月 1 日 ～平成 24 年 2 月 29 日	パブリックコメント
平成 24 年 2 月 23 日	第 4 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 24 年 3 月 9 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に 計画の変更の認定申請
平成 24 年 3 月 30 日	計画変更の認定

年月日	内 容
平成 25 年 2 月 1 日 ～平成 25 年 2 月 28 日	パブリックコメント
平成 25 年 2 月 20 日	第 5 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 25 年 3 月 4 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に 計画の変更の認定申請
平成 25 年 3 月 29 日	計画変更の認定
平成 26 年 2 月 27 日	第 6 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 26 年 3 月 24 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に 計画の軽微な変更の届出
平成 27 年 2 月 24 日	第 7 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 27 年 3 月 12 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に 計画の変更の認定申請
平成 27 年 3 月 27 日	計画変更の認定
平成 28 年 2 月 29 日	第 8 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 28 年 3 月 10 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に 計画の変更の認定申請
平成 28 年 3 月 31 日	計画変更の認定
平成 29 年 3 月 14 日	第 9 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 29 年 3 月 23 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に 計画の変更の認定申請
平成 29 年 3 月 31 日	計画変更の認定
平成 30 年 2 月 19 日	第 10 回高岡市歴史まちづくり協議会

年月日	内 容
平成 30 年 3 月 15 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣） に計画の変更の認定申請
平成 30 年 3 月 29 日	計画変更の認定
平成 31 年 2 月 19 日	第 11 回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 31 年 3 月 20 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣） に計画の軽微な変更の届出
令和 2 年 2 月 21 日	第 12 回高岡市歴史まちづくり協議会
令和 2 年 3 月 13 日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣） に計画の軽微な変更の届出

3 計画の実施と推進体制

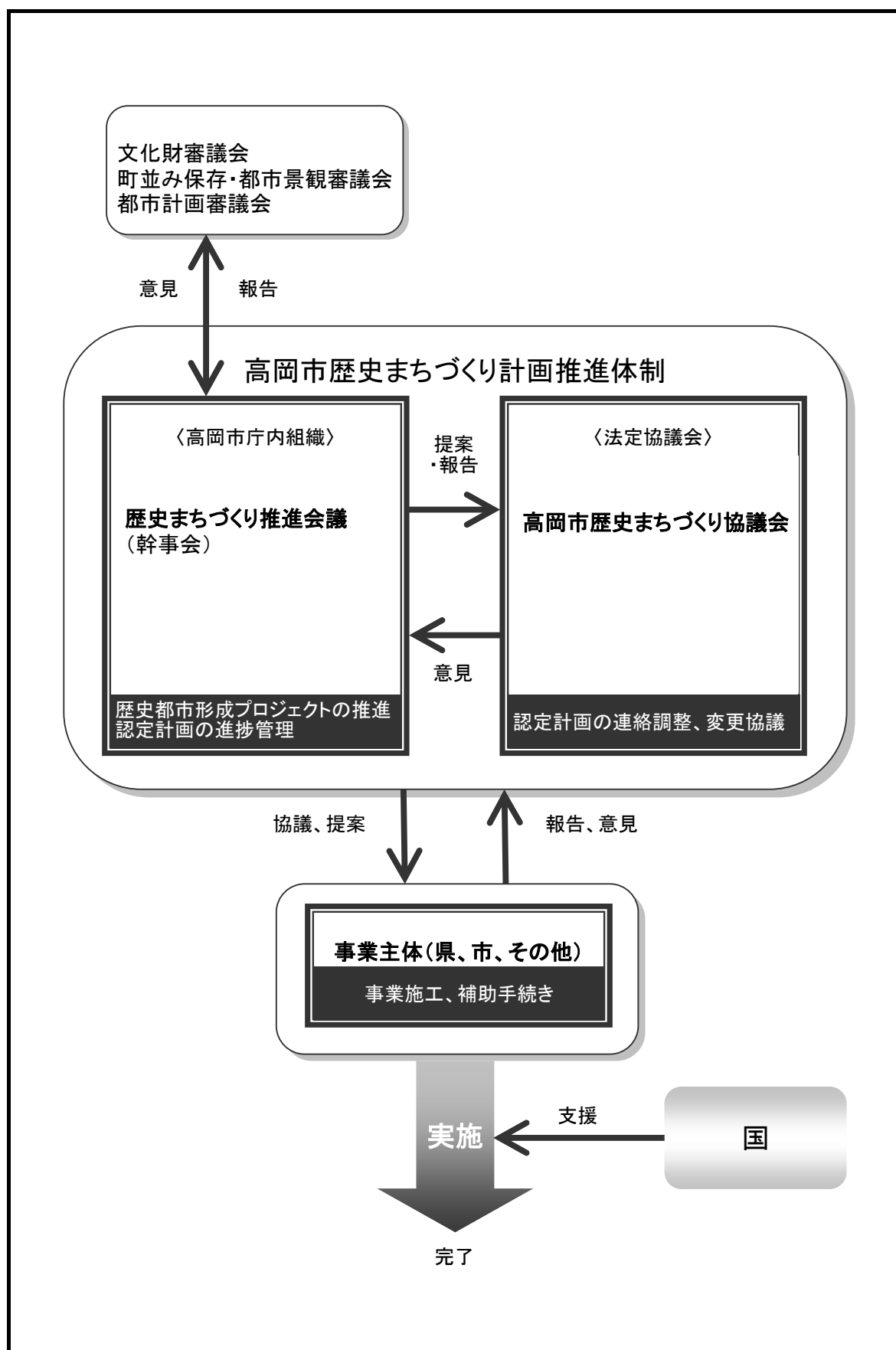


図 実施・推進フロー

高岡市歴史まちづくり協議会委員（計画策定時）

氏 名	役職等	専 門
上野 幸夫	富山国際職藝学院教授	文化財修復
竺 覚暁	金沢工業大学教授	建築史
長谷川 孝徳	北陸大学教授	日本文化史
蜂谷 俊雄	金沢工業大学教授	地域計画
林 暁	富山大学芸術文化学部教授	美学（漆工芸）
渡辺 康洋	富山大学芸術文化学部教授	国際観光マーケティング
林 正之	富山県都市計画課長	
島田 俊弘	富山県農村振興課長	
木下 晶	富山県教育委員会生涯学習・文化財室長	
西淵 一郎	高岡市産業振興部長	
山田 三博	高岡市建設部長	
澤谷 泰典	高岡市教育委員会理事・教育次長	
加藤 雅俊	高岡市都市整備部長	

4 計画期間

平成 23 年度から令和 2 年度 10 年間

(1) 自然環境

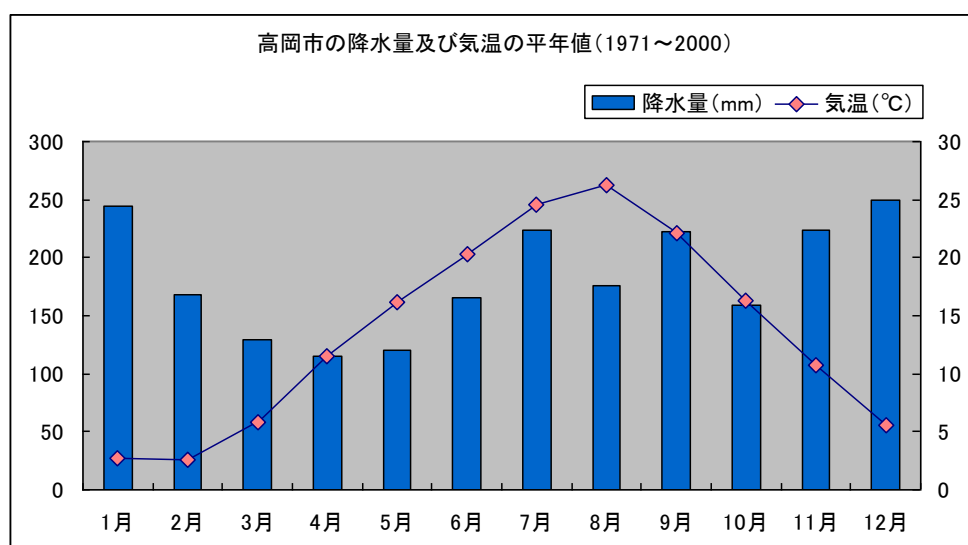
図：高岡市の位置

気候は日本海側気候に属し、四季の変化が割合にはっきりしている。冬期には、暖流の対馬海流上で水蒸気を蓄えた北西の季節風が強く吹きつけるため、北陸特有の曇天の日が多く、降雪量も多いが、年間を通してみると平均気温は14度前後と比較的温暖な気候となっている。



図：地形分類図 (1/150,000)

高岡市教育委員会「高岡市前田利長墓所調査報告」(平成20年(2008))より転載

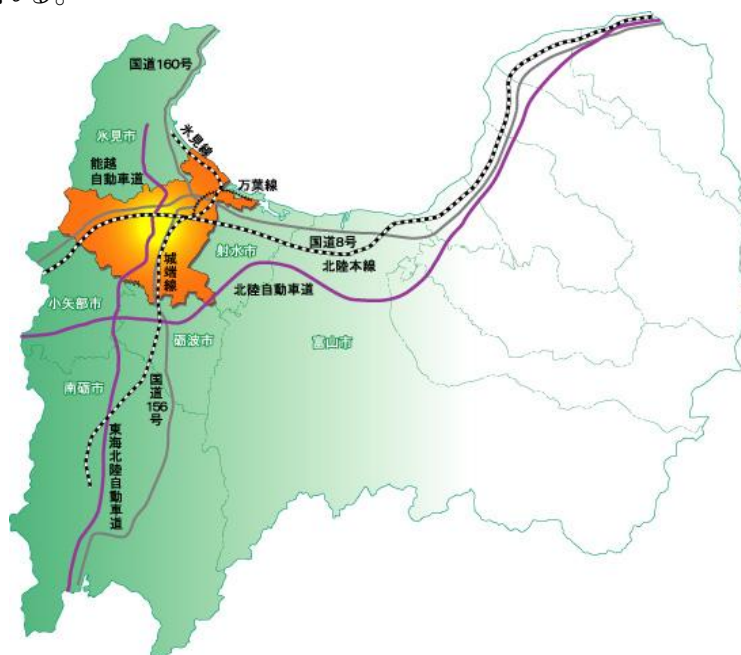


表：高岡市の降水量及び気温の平年値 (1971～2000) 気象庁HP気象データより

（２）社会環境

加賀藩 2 代藩主・前田利長は、高岡に城下町建設の折、当時の主要官道である北陸道を小矢部川の左岸を通過して二上山の麓で小矢部川を渡る（二上渡り）ルートから、今石動で小矢部川を渡り福岡、立野、通町などを抜け高岡を経由するルートに変更し、この道に沿って町割りを行った。高岡城が一国一城令により築城間もなく廃城となった際も、弟の 3 代利常が、武家屋敷跡に町人を移住させ、北陸道のルートを小馬出町で右折し坂下町や定塚町、蓮花寺を通るルートに変更するなどし、街道や河川を通じて物資が集散する商業の町への転換を図った。このとき整備された町並みは、現在も高岡駅から程近い市の中心商業地区としての機能を有している。この旧北陸道を継承し新潟県から京都府までを結ぶ道路が現在の国道 8 号である。国道 8 号は市内を横断する形で延び、四屋交差点からは国道 156 号、国道 160 号が分岐し、それぞれ砺波・岐阜方面、氷見・七尾方面へと繋がっている。高規格幹線道路の能越自動車道は国道 8 号を交差して小矢部砺波 JCT まで走り、高速道路の北陸自動車道と平成 20 年（2008）に全線開通した東海北陸自動車道に接続する。

一方、鉄道網としては幹線鉄道であるあいの風とやま鉄道線のほか、地方交通線として JR 城端線、JR 氷見線が運行し、高岡駅から射水市越ノ潟までを路面電車「万葉線」が結んでいる。更に平成 27 年度には、長野ー金沢間で北陸新幹線が開業し、新高岡駅が整備された。海上交通に目を向けると、古くから沿岸交易の要港として栄えていた伏木富山港は、昭和 61 年（1986）年に特定重要港湾（現・国際拠点港湾）に認定され、多目的国際ターミナルの完成、港へのアクセス道路伏木万葉大橋の開通により、今後ますます環日本海交流の要地としての役割が期待される。



図：高岡市の主要交通網

高岡の産業といえば、まず伝統的産業として、約 400 年もの間受け継がれてきた銅器・漆器産業があり、また旧福岡町域の菅笠産業などがある。現在の製造品出荷額で見ると化学工業が最も高く、次いでアルミニウム産業、パルプ製紙工業が続いている。中でもアルミニウム産業は、銅器の鋳物技術を基に、豊富な水資源を利用し昭和初期から発展しており、住宅用・ビル用建材の生産では全国有数の産地となっている。産業全体でみると、事業所数、就業者数とも第3次産業の占める割合が最も高く、商業都市としての性格を色濃く留める。

土地利用は、市域の3分の1が住宅地や商業地、工業地といった都市的土地利用であり、3分の2が農用地や丘陵地などの農業的土地利用と自然的土地利用となっている。本市の市街地は、市制施行（明治22年（1889））当時の市域を中心とした中心市街地と、伏木港を中心とした伏木市街地、戸出・中田・牧野・西高岡、福岡町などの飛市街地で構成される。住宅地は商業地を取り巻く形で形成されており、中心市街地や伏木の既成市街地では、店舗や中小零細企業などが混在する木造密集地域が多い一方、飛市街地では土地区画整理事業や民間開発、団地開発による住宅地が造成されている。また、工業地は、伏木港周辺から小矢部川沿岸にかけての地域、中心市街地西側の金屋地区周辺から小矢部川右岸にかけての地域に広がっており、金屋地区周辺では銅器や漆器の中小工場と住宅等が混在し、戸出・中田及び小矢部川左岸には工業団地が形成されている。商業地は、高岡駅北の中心商業地のほか、伏木・戸出・中田・立野・福岡町にも形成されており、幹線道路沿いにも沿道サービスの商業施設の立地が見られる。このように、地域毎に独立した市街地の変遷を持ち、土地利用においても地域によって異なる特徴のあることが見て取れる。



高岡市の市街地を南より望む

(3) 歴史

①原始・古代

高岡は、砺波平野や射水平野といった北陸を代表する穀倉地帯を背後に控え、東西は庄川・小矢部川という大河川に挟まれ、北は日本海に面するという、非常に恵まれた環境に立地しており、古くから人々の営みがみられた。

その歴史は旧石器時代まで遡るものであり、古定塚遺跡や岩崎遺跡、小野遺跡などで旧石器時代のナイフ形石器等が発見されている。

縄文期には、狩猟・漁労・採集生活が盛んになり、小さなムラが形成されるようになった。なお、この時代の遺跡は多くが小矢部川の左岸、特に二上山丘陵と西山丘陵の縁辺を成す台地上に点在しており、平野部では佐野台地や高岡台地に多く分布している。

弥生時代中期には、大陸から北九州に伝わった農耕文化が富山県域にも伝わっており、扇状地の末端や微高地、自然堤防上に集落が立地し、近辺の沼沢地や河川流域の低湿地で水田耕作が営まれるようになった。また、この頃から集落の内部で身分階層の分化が進み、指導者が生まれ、有力な集落を核とした地縁集団が形成され、その中心的指導者が豪族や首長へと成長していった。

豪族や首長による支配社会が形成される中で、畿内から広まった古墳文化は高岡市域にも伝わっており、二上山丘陵や西山丘陵には古墳や横穴墓の濃密な分布をみることができる。また、奈良時代には伏木の地に越中国府が置かれ、万葉集の代表的歌人である大伴家持が国守として赴任し、在任中に当地の風光明媚な自然などについて数多くの秀歌を詠んでいる。



大伴家持像



雨晴海岸

②中世

平安時代末期になると、各地で源氏・平氏の争乱が始まり、越中でも在地の武将を巻き込んだ激しい争いが起きており、寿永2年（1183）年には木曾義仲が越中の国府で軍勢をまとめ、倶利伽羅峠で平維盛を破っている。また、平氏滅亡後、源頼朝に追われた源義経は現在の高岡市域を通り平泉に向かったと伝えられ、伏木には義経一行が雨宿りしたという義経雨晴岩や、義経記の一節にも出てくる如意の渡などがある。

高岡市域では、鎌倉時代・室町時代の間には守護所の位置が伏木から放生津、守山と移され、二上山丘陵や西山丘陵には戦国大名の居城として守山城や木舟城、鴨城など多くの山城・平城が築かれている。

また、中世は仏教諸宗が広まった時代で、五山系禅宗寺院や時宗、浄土真宗などの寺院が各地に建てられた。特に浄土真宗は、真宗王国といわれるほどの勢力に拡大した。室町時代後期には一向一揆が各地で起こり、勝興寺など真宗寺院が激しく動いた。



義経・弁慶像

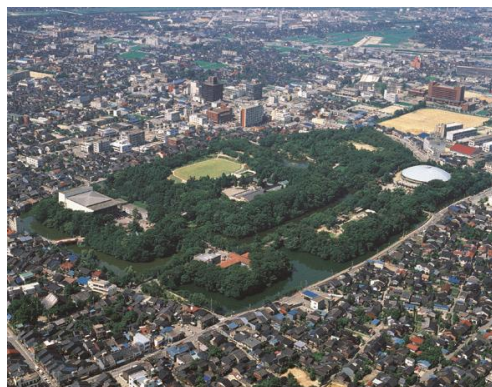


守山城跡・二上山

③近世

城の建設と城下の町立て

現在の高岡の中心市街地の基盤が形成されたのは近世初期のことである。天正13年（1585）、豊臣秀吉より礪波・射水・婦負の3郡を与えられた前田利勝（後の加賀藩2代藩主・前田利長）は、守山城主となり城下に町を築いたが、慶長2年（1597）に富山へと居城を移した。その後、弟の利常へ家督を譲り隠居していた利長は、富山城焼失を契機に、慶長14年（1609）、それまで荒地であった“関野”と呼ばれる地に高岡城と城下町を築いた。これが現在の高岡中心部のルーツである。



高岡城跡

高岡城跡とその周辺は3段の地形面が識別され、上段は末広町・高岡城跡の面、中段は片原町面、下段は川原町面である。利長は城下建設時にルートを変

更した北陸道に沿って碁盤目状に町割りを行い、上段に城と武家地、中段及び下段に町人地を配した。その際、移住町人には土地の無償提供や地代免除などの特権を与え、職種ごとに居住地を割り振っており、今でも利屋町や白銀町などの町名にその名残を見ることができる。また、上段には荒川用水、中段に庄方用水、下段には川原用水をそれぞれ流すことで掘割とし、町域を明確にするとともに、外部に対しての防御線としている。さらに利長は寺社の配置にも配慮しており、曹洞宗・真言宗の寺を防御上の砦として市街地南端に配し、一方で一向一揆を防ぐ目的から浄土真宗の寺を市街地内部に取り込むなどした。



高岡城跡を北より望む（平成 18 年（2006）撮影）

高岡市立博物館提供

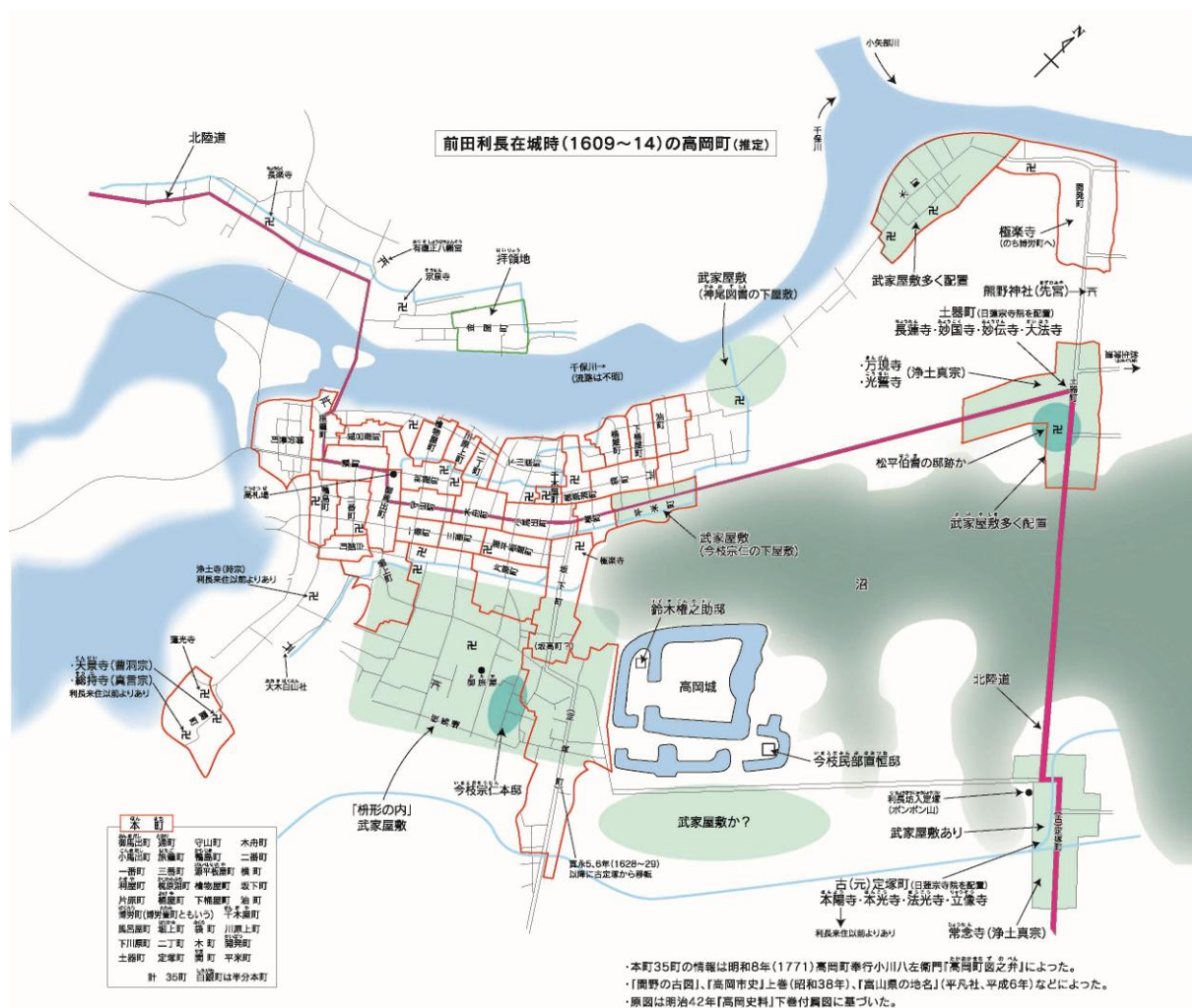
城下町から商工業の町への転換

利長による城下町の建設手法は、加賀藩の藩都である金沢や日本を代表する城下町である江戸などと多くの共通点を有している。しかし、高岡の都市としての発展は、他の城下町とは異なる道を歩いてきた。これは、高岡城が利長の死と元和元年(1615)の一国一城令により、築城後わずかうちに廃城となり、武士を中心とする社会構造が成熟しなかったためで、3代利常による商工振興策や町民らの努力により高岡は商工業都市として発展を遂げることとなった。

高岡城の廃城後、城下の荒廃を憂いた利常は、元和6年(1620)に高岡町人の他所転出を禁じた。その上で、寛永12年(1635)に布御印押人を置き、高岡を麻布の集散地とした。さらに、承応3年(1654)には御荷物宿、明暦3年(1657)には魚問屋や塩問屋の創設を認め、古城内には御収納蔵と御詰塩蔵を設置するなど、高岡の商業都市への転換策を積極的に図った。

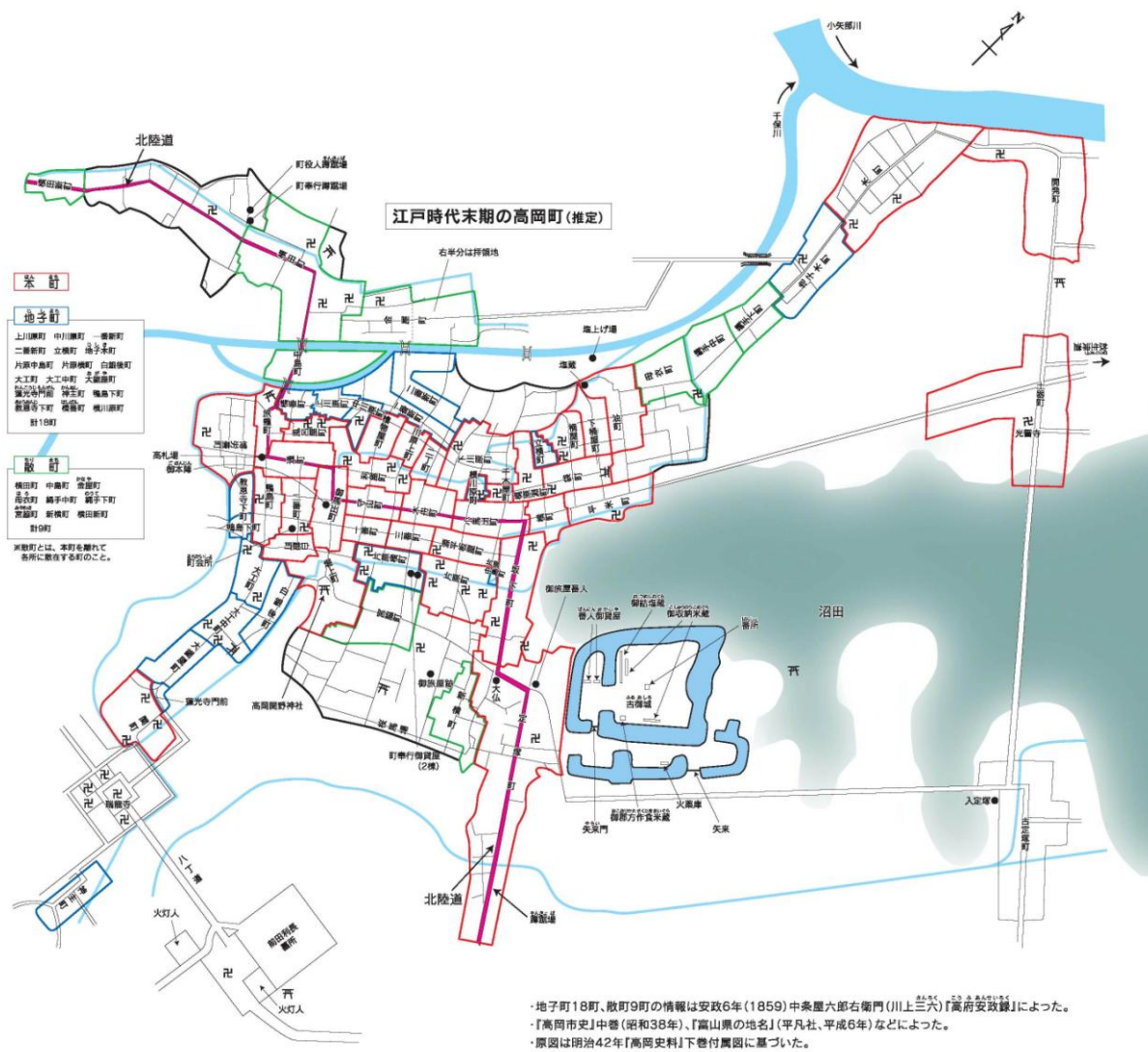
また利常は、城を迂回していた北陸道のルートを町中へ通るように変更し、町の外れにあった寺院群を町中へと移動させ、空き地となった武家屋敷跡に町人たちを住まわせるようにした（地子町）。

加賀藩ではその後も利常の意思が引き継がれ、寛文11年(1671)には締綿市場が設置されるなど、高岡は着実に商工業都市へと変貌を遂げていった。



図：前田利長在城時（1609～14）の高岡町（推定）

高岡市立博物館 常設展ガイドブック（平成20年（2008））より転載



図：江戸時代末期の高岡町（推定）

高岡市立博物館 常設展ガイドブック（平成20年（2008））より転載

たかおか 高岡〈高岡市〉

〔近世〕江戸期～明治 22 年の町名。射水郡二上荘のうち。加賀藩領。高岡町奉行支配。庄川・小矢部川の形成する扇状地の扇頂部に位置し、北陸街道が町域の中央部を南北に通過する。富山湾に注ぐ小矢部川河口は、天然の良港で、のち伏木港として整備される。古くは関野・関野ヶ原・志貴野などと称した荒野であったが、慶長 14 年 9 月、加賀藩 2 代藩主前田利長が当地に築城、魚津から居所を移したことにより開かれた城下町で、京都の方格状の町割を採用。随臣として浅井左馬を筆頭とする 430 余人の家臣と、富山・守山・木舟 3 城下から 630 余人の商工人が移住。地名は「鳳凰鳴矣于彼高岡」という「詩経」中の一節にちなんで付けられたという。利長の死と、元和元年の一国一城令による高岡城廃城、家臣団の金沢への引き上げに伴い、商工人の金沢・富山移転が行われ、一時衰退はしたものの、元和 6 年 3 代利常が、町民の高岡転出を禁止したため物資集散の商都として富山と比肩されるほどに繁栄した。当町は草分けの町人に与えられた拝領地である役町、町人が藩より借り受けた地子町、隣接村地を借り受けて市街地とした請地がある。役町は本町といい無税地。明和 8 年の「高岡町図之弁」（高岡市史）では御馬出町・通町・守山町・木船町・子馬出町・旅籠町・鴨町・など 31 か町、地子町には上川原町・大鋸屋町・大工町・金屋町・など 821 か町、ほかに本町・地子町両方に属する白銀町がある。安政 6 年の「高府安政録」では、役町 29・地子町 19・散町 14。その後、いくらかの町の変動はあるが、近代に入り高岡市市制施行後は 68 か町と称された。「宝永覚書」による地子地は 8 万 4,666 歩。散小物成は御伝馬銀 1 貫 80 匁 2 分 5 厘・蠟燭役 460 匁・たばこ役 387 匁・酒役 437 匁 7 分 9 厘・豆腐役 624 匁・紺屋役 340 匁・室谷役 130 匁・鍛冶役 247 匁 5 分・油屋役 329 匁・長舟役 2 貫 314 匁・渡海船役 518 匁・布判賃 109 匁 7 分・他国出漁三步半口 15 匁 2 分・鮭流網役銀 5 匁・麦大豆口銭 542 匁 4 分 8 厘、定小物成としては高岡網役 55 匁・鮎川役 36 匁、鱒川役 11 匁・唐網役 6 匁・川役 2 匁などがあつた。家数は、慶長 14 年当時は 630 軒といい、明和 8 年頃は、本町家数 1613 軒、地子町家数 1,704 軒人数 1 万 5,582 人の記録がある（高岡町図之弁／高岡市史）。慶長 16 年、利長により金屋鋳物師が招かれてはじまった高岡銅器は、京都真継家から北国筋鋳物師頭役の辞令が与えられ、加賀藩の保護もあり開町以来の伝統産業として現代に継承されている。また明暦 3 年魚問屋と煙草座が開設された。特に魚問屋は三州内の魚獲物のすべてを管掌し、寛文 3 年から新保屋がこの権利を与えられ、明治維新まで越中唯一の魚市場として繁昌した。また当時は射水・礪波の物資集散の場所として、近代に入ってもその機能は衰えることはなかった。明治 9 年石川県、同 16 年富山県に所属。明治 22 年市制町村制により市制を施行。

角川日本地名大辞典編纂委員会／角川日本地名大辞典 16 富山県／角川学芸出版／2009

商工業都市を支えた流通システムと周辺の町々

高岡町の経済基盤を支えた麻布や米の交易を可能にしたのが街道や河川を利用した流通システムであり、これらの街道沿いや河川の流域には、宿場町や在郷町、港町などが発達した。

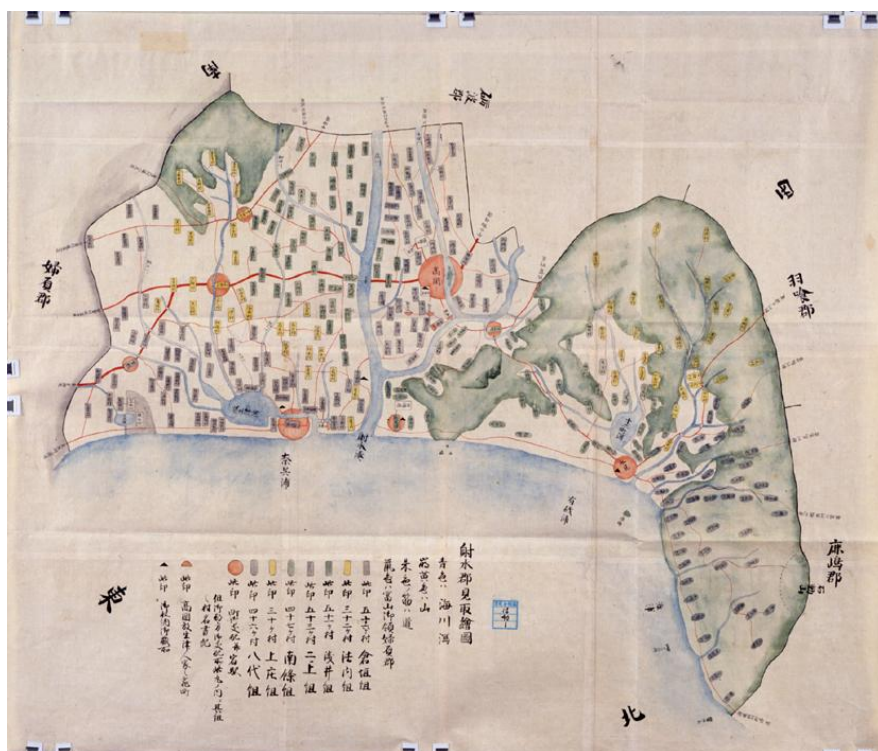
木町は、城下の建設にあたり、利長が最初に町立てに着手した町である。木町は、小矢部川と千保川（当時は庄川の本流）が合流する付近にあり、両河川の合流付近が淵となっていたことから外海船の着岸が可能であり、広大な砺波平野穀倉地帯を背後に控え、他地域間との物資の流通に大きな役割を果たした。正徳4年（1714）に完工した小矢部川からの庄川切り離し工事や、伏木など他の浦方の台頭により次第にその地位は薄れていったものの、近世の早い段階を通して果たした役割は大きい。



木町の舟着き場（大正の頃）

加賀藩は米の効率的な収集と円滑な流通を目的に、主要な河川や街道沿いに年貢米を納める御蔵を設置した。これによって、高岡町周辺の農村地域では、主に街道沿いを中心に、従来の農村という性格に加えて商工業が行われる在郷町や宿場町が形成された。特に、中世まで北陸道の主要往還筋であった戸出・中田往来やルート変更後の北陸道沿いには、福岡新町や立野町、和田新町、戸出村、中田村などが発展した。

一方、小矢部川や千保川を下ってくる米などの終着点であった伏木は、加賀藩から渡航の許可、税の徴収など公的な役割を認められ、北前船（バイ船）を利用した交易により港町として発展した。



射水郡見取絵図（文化5年（1808））高樹文庫蔵



※米場：米の出入や売買を監視する役割を担った。

綿場：加賀藩の主要産物であった木綿の原料綿を供給する役割を担った。

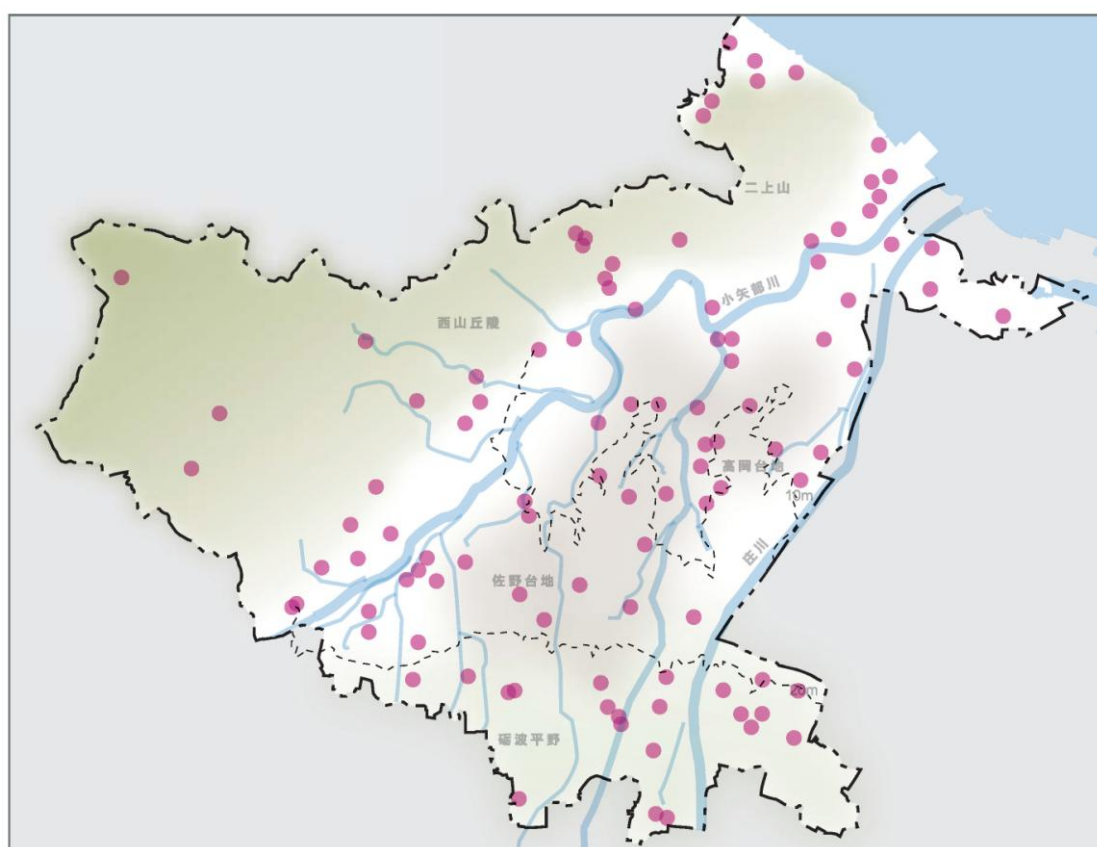
図：米、その他特産物の流通システム

多様な祭礼行事と獅子舞

高岡町域のみならず周辺地域も含めて多様な形態の地域社会が形成された結果、古代からの神道や仏教などの広がりや相まって、様々な祭礼行事が生み出された。高岡町域では、市を代表する祭礼行事となっている高岡御車山祭や御印祭といった町の起源などに深く関わる祭礼行事が生み出され、周辺域では、二上山をご神体とする二上射水神社の築山行事や伏木曳山祭（けんか山）など神社の例大祭に併せた祭礼行事や、田祭り・虫送りといった豊作を祈願する祭礼行事、節句やお盆など季節のお祭り、福岡町のつくりもんまつりなど地域特有の祭礼行事などが生まれた。特に、村落内の神社の春祭りや秋祭りで行われ

る獅子舞は、市の全域に分布しており、本市の民俗芸能を語る上で欠かせないものとなっている。

現在市内にある約 160 件の獅子舞を芸態によって分類すると、おおよそ氷見獅子、砺波獅子、射水獅子、行道獅子の 4 つに分類することができる。氷見獅子はいわゆる百足獅子で、市内では伏木から二上山・西山丘陵沿いの小矢部川左岸地域に多く見られる。曲のテンポが速く活発な獅子舞で、演目はシシゴロシで終了する。砺波獅子は砺波地方から伝播したもので、中田や戸出、福岡地域の一部などで見られる。獅子は胴幕に竹の輪を入れた大型の百足獅子で、シシトリが棒や薙刀を用いてリズムカルに演じる。射水獅子は百足獅子の一種で、上牧野や常国などの庄川右岸地域、庄川左岸の川沿いなどに見られる。射水獅子は氷見獅子や砺波獅子、神通川上流域に多い金蔵獅子などの影響を受けている。行道系の獅子は、神輿行列などの露払い役として、古い箱型の獅子頭が練り歩くものである。市内では、二上射水神社築山行事の源太夫獅子、市指定無形民俗文化財の氣多神社のにらみ獅子がある。



凡例 ● : 獅子舞が行われている箇所

図：獅子舞保存分布

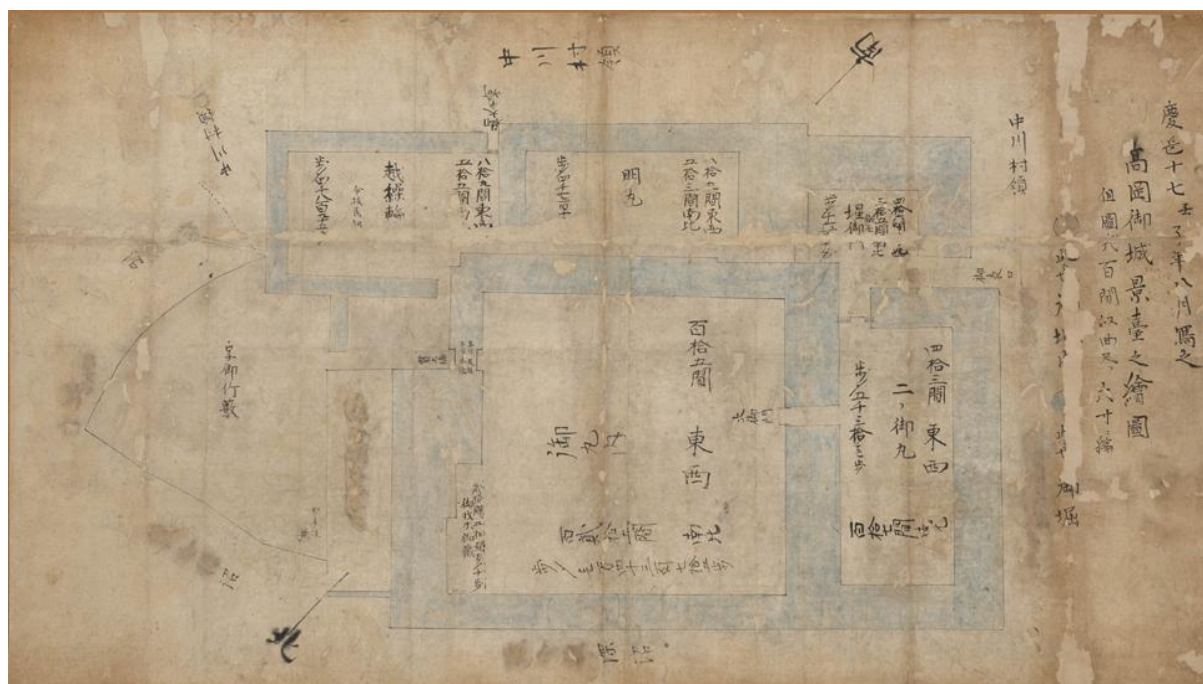
加賀藩ゆかりの伝統文化

加賀藩領である高岡では、お茶や能といった加賀藩ゆかりの伝統文化が庶民の間に深く根付いている。町家では、凝ったしつらえの茶室が多くみられ、日常にお茶が嗜まれ、毎年の行祭事にもお茶会が催されている。能楽では、高岡能楽会といった団体が結成され、瑞龍寺で毎年行われる薪能や燭光能などで幽玄な舞が披露されている。その技術も高く評価されており、野尻哲雄氏及び荒井亮吉氏は、重要無形文化財「能楽」の保持者（総合認定）として認定された人によって構成される日本能楽会の会員となっている。このほか、雪つりなど、地域の自然・風土と密接に結びついた習慣にも高岡固有のものが息づいている。

高岡城の保存と継承

一国一城令により廃城となってしまった高岡城だが、廃城後も城内は高岡町奉行所の管理下におかれ、加賀藩の米蔵・塩蔵・火薬蔵・番所などが置かれ、軍事拠点及び町の核としての機能は維持されていた。明治初期には民間への払い下げによる消滅の危機に瀕したが、服部嘉十郎ら有志の努力により、明治8年（1875）には、射水神社に占有された本丸跡の3分の2近くを除き公園に指定され守られることとなった。

城内に建造物は全く残されていないが、キリシタン大名の高山右近が設計したともいわれる優れた縄張りは非常によく残されており、曲輪や堀も当時とほとんど変わっておらず、こうした点が高く評価され、昭和40年（1965）には、富山県の指定史跡、また、平成27年（2015）には、国の指定史跡となった。また、現在は「さくら名所100選（日本さくらの会選定）」や「日本100名城（日本城郭協会選定）」、「日本の歴史公園100選（都市公園法施行50周年等記念事業実行委員会選定）」などにも選ばれており、市民の憩いの場として、万葉祭りなどのイベントの舞台として賑わいを見せている。



高岡御城景台之絵図（慶長17年（1612）8月写）高岡市立中央図書館蔵

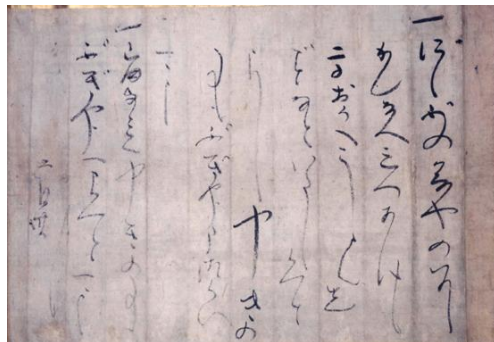


図：高岡城跡・高岡古城公園

高岡のものづくり

現在高岡は高岡銅器や高岡漆器などの伝統工芸と、アルミ産業などの近代産業が融合したものづくりの町となっている。このものづくりの技術もその多くが近世に端を発するものである。

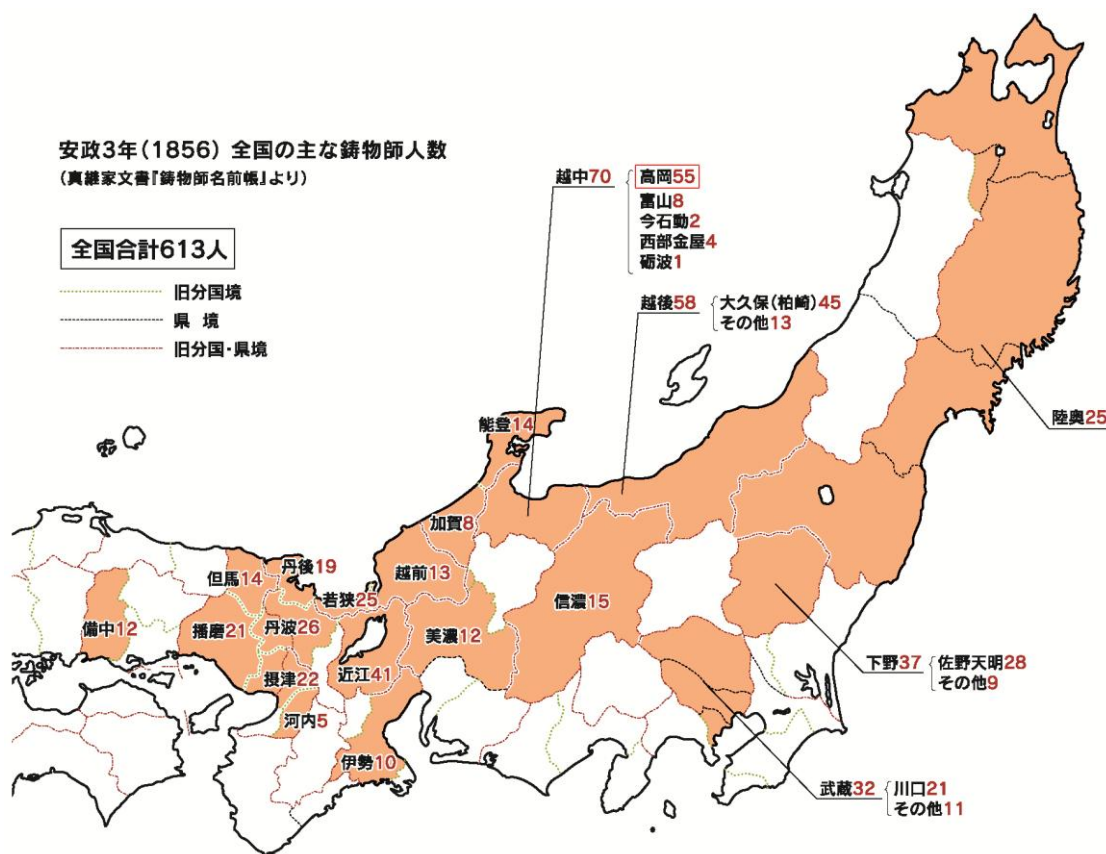
高岡銅器の生産のはじまりは、およそ400年前に利長の高岡入城に際し、城下の繁栄を図る産業政策の一環として始めさせた鋳物生産に見出すことができる。利長は、礪波郡の西部金屋から7人の鋳物師を招き、金屋町の地に無租地を与え、税を免除した。以降、金屋町を中心とした高岡の鋳物生産は、加賀藩の庇護や町民らの努力により、大きな発展を遂げることとなった。



前田利長書状（慶長年間5月30日付）

高岡市立博物館蔵

当初、高岡鋳物の生産は鍋や釜、鋤・鍬といった鉄鋳物の生産が大半で、銅鋳物はわずかであった。これは18世紀初頭に高岡の鋳物が能登など越中国外へ販路を拡げ進出する機会を迎えても変わらず、当時の主要な生産品は塩釜や鯡釜などであった。しかし、近世の早い段階から彫金師や仏具師により、装身具や仏具、仏壇飾りなどの小物銅器もつくられており、18世紀後半になると、こうした彫金師や仏具師の持つ技術と鋳物師の技術が融合し、梵鐘や燈籠のような大型製品から、火鉢や燭台などの日用品、かんざしや煙管などの装飾品といった銅鋳物がつくられるようになった。また製品を売りさばく高岡商人の活躍もあって、高岡は銅器の一大生産地として発展することとなった。



図：安政3年(1856) 全国の主な鋳物師人数(真継家文書『鋳物師名前帳』より
高岡市立博物館 常設展ガイドブック(平成20年(2008))より転載

18世紀後半に本格化し始めた高岡の銅器生産は、江戸時代後期にはさらに全国各地に販路を拡大し、19世紀中頃からは海外貿易も始まった。また、近世には、一つの工房で鋳造から仕上げ、着色といった製造に関わる全ての工程を行う工房制手工業が行われてきたが、明治の中頃には、問屋が個々の職人に注文して商品を製造させる問屋制手工業体制が確立されていた。この頃の問屋は、単に商品を集めて各地に販売するだけでなく、人々の多様なニーズを研究し、その需要に基づいて製造業者に注文を出すなどの努力を続けており、これが高岡の金工技術の更なる進歩を促したと考えられる。多くの名工を擁した高岡銅器は、明治期の万国博等に出品・入賞を重ねており、欧米への輸出が本格化するほどであった。

今日でも高岡銅器の技術は非常に高い評価を受けており、昭和50年(1975)には国の伝統的工芸品の産地指定を受け、平成元年(1989)には金森映井智氏が「彫



武人文様彫金大香炉
(明治10年(1877))
二代横山彌左衛門)
高岡市美術館蔵

金」分野で、平成 17 年（2005）には大澤光民氏が「鑄金」分野で重要無形文化財（いわゆる人間国宝）の指定を受けた。また、平成 23 年（2011）3 月には、「高岡鑄物の製作用具及び製品」が国の登録有形民俗文化財に登録された。



象嵌鑄銅花器（昭和 59 年（1984）
金森映井智）高岡市美術館蔵



鑄ぐるみ鑄銅花器
（平成 11 年（1999）
大澤光民）高岡市美術館蔵

高岡漆器も、開町と同時に始まったといわれる。元禄から享保年間には、八兵衛や吉兵衛ら城端色漆蒔絵の名工を輩出し、江戸中期以降には、高岡工芸漆器の祖といわれる辻丹楓などの名工が次々と現れ、様々な技術を生み出した。また、幕末から明治期にかけて、石井勇助らの名工が現れ、勇助塗や青貝塗などの技法を編み出した。その後も、大正から昭和初期には組合が設立され、生産と販売の近代化が進められた。また、その技術は高く評価され、昭和 50 年（1975）には高岡銅器とともに国の伝統的工芸品の産地に指定された。



福寿文勇助塗飾棚（明治 14 年（1881）
二代石井勇助）高岡市美術館蔵

福岡町の菅笠づくりの起源は諸説あるが、古くは、室町時代の嘉吉年間（1441～1443）ともいわれており、庄川や小矢部川の氾濫による低湿地で自生した菅を利用した蓑作りから始まったと伝えられる。以降、山間を中心に水稻の不適作地を利用し菅を育て、小矢部川の河原や中洲を利用して菅干しが行われてきた。江戸時代には加賀藩の奨励も受けて積極的に生産されるようになり、問屋の大型化や海や川、街道といった流通システムの有効利用により、全国へ販路を拡大した。また、その技術や菅の生産から菅笠の製作までの全工程をこの地域で行っていることが高く評価され、平成 29 年（2017）には「越中福岡の菅笠」として国の伝統的工芸品に指定された。

④近代

商都高岡の隆盛

近代は、近世に生まれた商都高岡が更に大きな発展を遂げた時期である。明治期に入っても、越中における最も重要な産業は米作であった。当地で収穫された米の半分は地元で消費されたが、残りは北海道、東京・京都や大阪に廻米されていた。この廻米を扱っていたのが高岡の米商人であり、その運搬にあたったのが廻船問屋である。

高岡では、明治18年(1885)、それまで金沢にしか設置が認められていなかった米商会所が開業し、豊かな穀倉地帯である砺波平野を背後地とする高岡の米取引が活発化していった。それに伴い、江戸時代から続く山町筋の菅野家を頂点とする大商人や、伏木では藤井家、堀田家などの廻船問屋が隆盛を競うようにさらなる発展を遂げる事となった。彼らは綿や布、肥料などを扱う会社を次々と興した。明治22



高岡米穀取引所 『富山県写真帖』富山
県編(明治42年(1909))より

年(1889)以降、菅野伝右衛門など山町筋の豪商を中心とした銀行の設立、明治26年(1893)の日本海側初の紡績工場となる高岡紡績株式会社の設立、明治36年(1903)には高岡電燈株式会社の設立など、近代産業への転換をいち早く果たした。さらには、明治31年(1898)の民営中越鉄道の開通、同31年(1898)から同32年(1899)の官設北陸鉄道の開通、明治32年(1899)の伏木港の開港場指定など、流通システムの整備も図られ、これが高岡の商業能力の強化に大きな役割を果たした。

この町の発展は、町の中心部で納まるものではなく、近代化の波は周辺域へも拡大した。伏木港では、明治41年(1908)に県内初の化学工場である北陸人造肥料株式会社商業港が設立され、その後も北海曹達株式会社や伏木製紙株式会社など金属・化学・製紙工場などが次々と進出し、北陸で最初の臨海工業地帯が生まれた。古くから八講布と称する麻布の産地として有名であった戸出では、明治期に入るととりわけ綿織物が隆盛になり、明治26年(1893)に戸出物産合資会社が設立された。

教育の分野では、産業・経済分野からの要求に応えるかたちで、明治27年(1894)の富山県工芸学校の設置を期に次々と中等学校が設置された。また、大正11年(1922)には上水道の敷設が初めて提案され、紆余曲折を経て、昭和6年(1931)6月に市内主要部の工事が完成し通水が始まるなど、社会資本の

整備も図られ、経済的豊かさと並行して人々の生活も豊かになっていった。

伏木港の近代化と藤井能三

重要港湾を有する伏木の発展は、民間の活力が生かされた歴史として特筆される。伏木の有力な廻船問屋に生を受けた藤井能三は、明治5年（1872）に発布された学制を機に伏木に学校を開くことを決意、自らの持家を提供し設立に要する費用をすべて立て替えて、県下初の公立小学校である伏木小学校、同9年（1876）には藤井女児小学校を開校した（両校は同20年（1887）に伏木小学校に統合）。また、港湾については、明治8年（1875）に大型汽船の伏木来港を実現させ、同10年（1877）には私費を投じて日本海側で最初となる西洋式灯台を完成させた。藤井能三は、私財を投げ打って伏木町と伏木港の発展と近代化を推し進めた者として、今でも市民の尊敬を集める先人の一人である。



藤井能三肖像（個人蔵）
高岡市立博物館提供

ものづくりの技を活かした近代産業の発達

近代以降、近世から発達したものづくり技術を活かして、科学や産業が発達した。

科学の分野では、アドレナリンの発見と消化剤タカジアスターゼの発明で世界的に有名な高峰譲吉博士を輩出している。高峰博士はこれらの発見・発明のほか、わが国におけるプラスチック工業の草分け的存在であるとともに、富山県の急流河川に着目し、河川の水力による低廉な電力を利用したアルミニウム工業の起業に乗り出すなど、高岡の近代化を科学の分野で支えた偉人である。現在の高岡市の主要な近代産業であるアルミニウム工業は、近世初頭に始まる鋳物の伝統技術と高峰博士らの科学分野が融合して発展したものであると言える。

2 高岡の文化財等の概要

(1) 指定等文化財の分布状況

国指定・選定文化財

市内には7件の重要文化財（建造物）があり、うち1件は国宝である。国宝は「瑞龍寺仏殿・法堂・山門」（同寺のその他の建造物は重要文化財）であり、国指定史跡の「加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）」や「高岡城跡」とともに、加賀藩ゆかりの歴史遺産の代表的なものとして挙げることができる。重要文化財のうち社寺建築は勝興寺など3件、民家建築は武田家住宅や佐伯家住宅など3件であり、建築年代はほとんどが近世のものである。



武田家住宅

また、重要伝統的建造物群保存地区として、明治期に建てられた土蔵造商家や民家の建造物が建ち並ぶ「高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区」、明治期以降に建てられ、軒が深く、袖壁があり、サマノコ（千本格子）と呼ばれる格子を建て込んだ真壁造りの町家が多く残る「高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区」がある。

そして、重要有形・無形民俗文化財に指定されている「高岡御車山祭の御車山行事」は「山・鉦・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。

この他、絵画や彫刻、工芸品といった重要文化財が8件、1件の重要無形民俗文化財、「高岡城跡」を含む3件の史跡、1件の名勝と1件の重要無形文化財があり、高岡の文化財の豊かさを物語る。

県指定文化財

富山県指定文化財として、1件の建造物、16件の絵画や彫刻・工芸品等、1件の無形民俗文化財、4件の史跡、3件の天然記念物がある。1件の建造物は、重要文化財の菅野家住宅と並び山町筋重要伝統的建造物群保存地区を代表する土蔵造民家「筏井家住宅」である。



筏井家住宅

市指定文化財

近世御旅屋の遺構である「戸出御旅屋の門」や伏木の北前船廻船問屋の遺構「旧秋元家住宅（伏木北前船資料館）」をはじめとする5件の建造物、55件の絵画や彫刻・工芸品・古文書等がある。また、2件の有形民俗文化財、2件の無形民俗文化財、古墳や中世城館跡など14件の史跡がある。その他、福岡地区の西山丘陵を中心に1件の名勝、10件の天然記念物がある。また、無形文化財として福岡の「雅楽」が指定を受けている。



戸出御旅屋の門

登録有形文化財

36件の登録有形文化財がある。このうち24件が民家建築、6件が公共施設、3件が社寺仏閣、3件が商業施設などその他の建築である。建設年代はほとんどが明治期以降の近代建築である。

公共施設や商業施設は「高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行）」や「清水町配水塔資料館旧配水塔」、「旧南部鑄造所キューポラ」などであり、高岡の都市基盤の充実や商工業の隆盛など、都市の近代化の歴史を語る貴重な遺産である。また、登録有形民俗文化財として「高岡鑄物の製作用具及び製品」が登録されている。

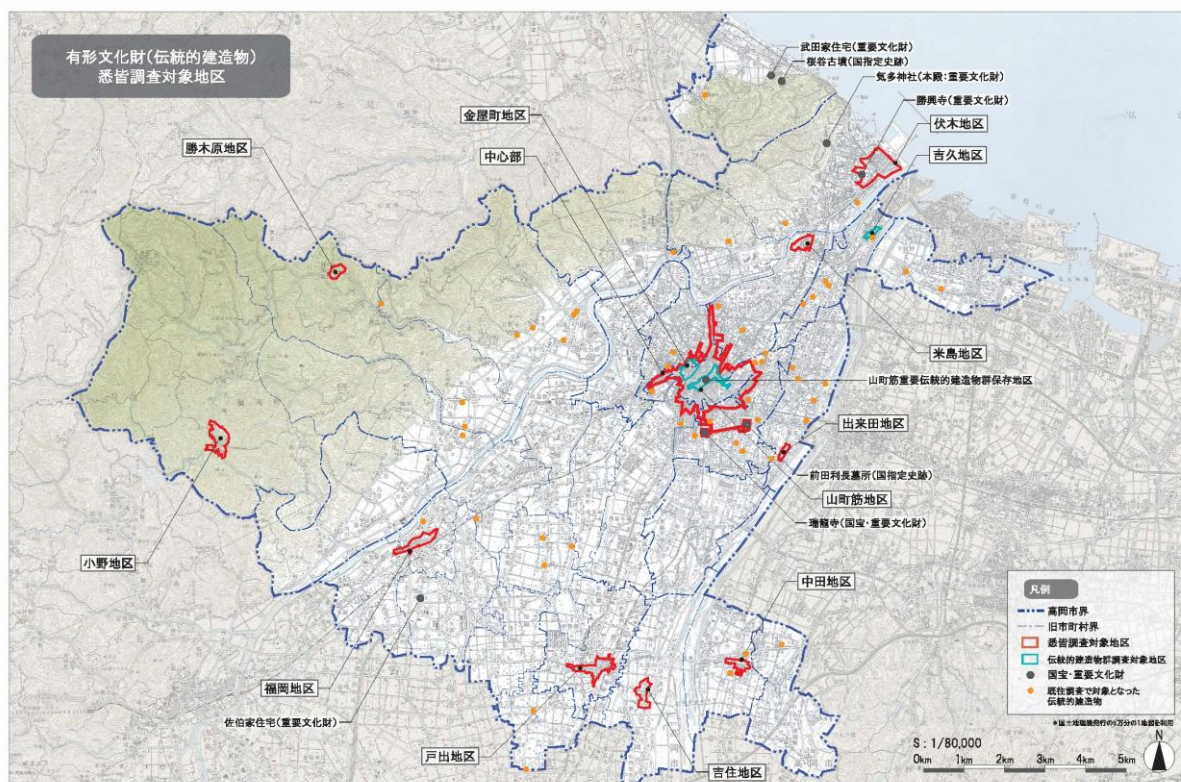
清水町配水塔資料館
旧配水塔**（2）指定等以外の文化財の分布状況**

指定等以外の文化財の分布状況については、平成20年度から平成22年度に実施した「高岡市文化財総合的把握モデル事業」（文化庁委託事業）において、市内文化財悉皆的調査を実施し把握した。

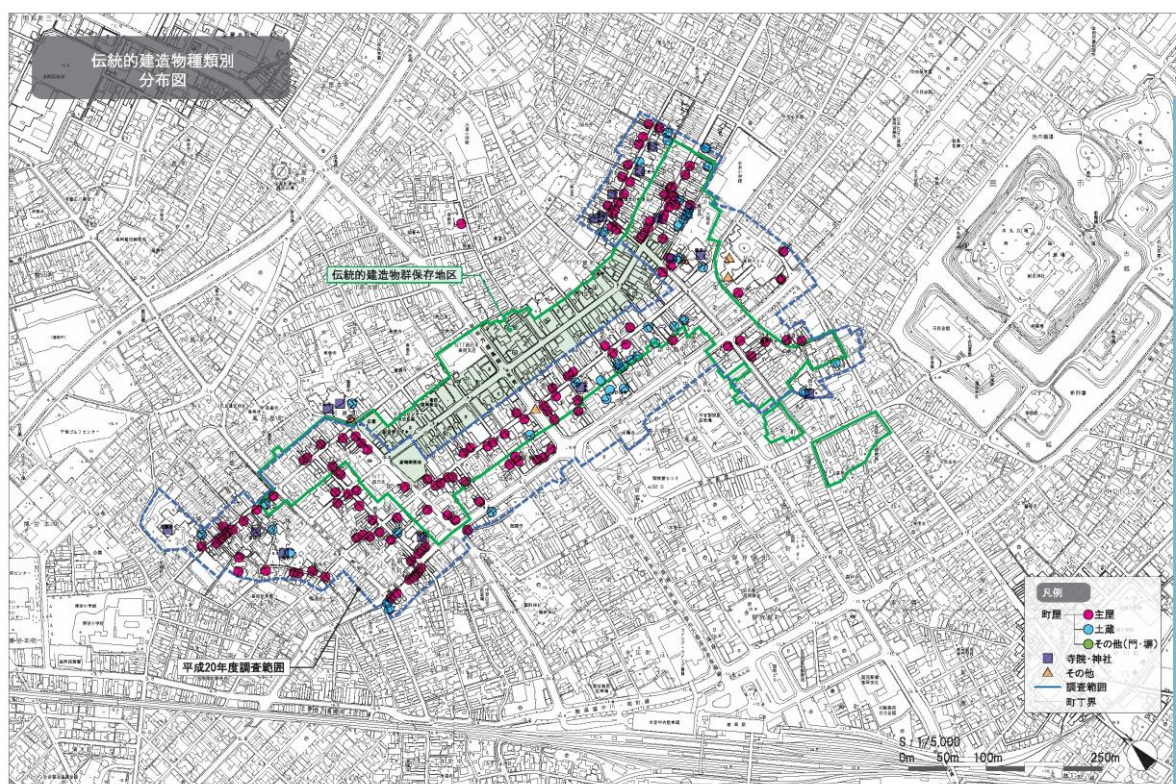
伝統的建造物

伝統的建造物の調査に関しては、伝統的建造物の建築時期や立地特性を踏まえ、「町家」、「農家—散村・集村集落、山村集落」に分けて調査を実施した。調査地区については、上記伝統的建造物の集積度の高いと思われる地区を抽出しており、町家については市中心部・伏木中心部・福岡中心部・戸出中心部・中

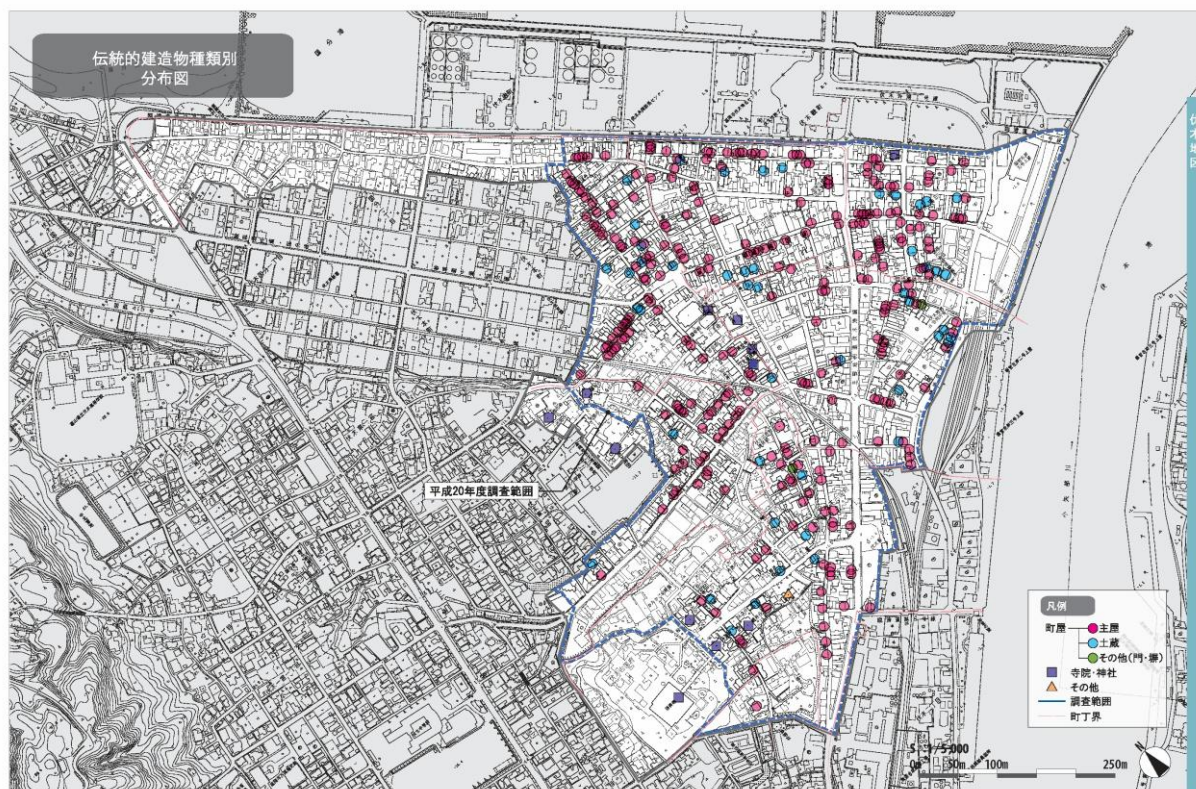
田中心部を抽出した。農家のうち散村・集村集落については戸出吉住地域・出来田地域・米島地域を、山村集落については、勝木原地域・福岡町小野地域を抽出した。調査の対象とする伝統的建造物の建築年代は江戸時代から昭和初期（戦前）までとした。



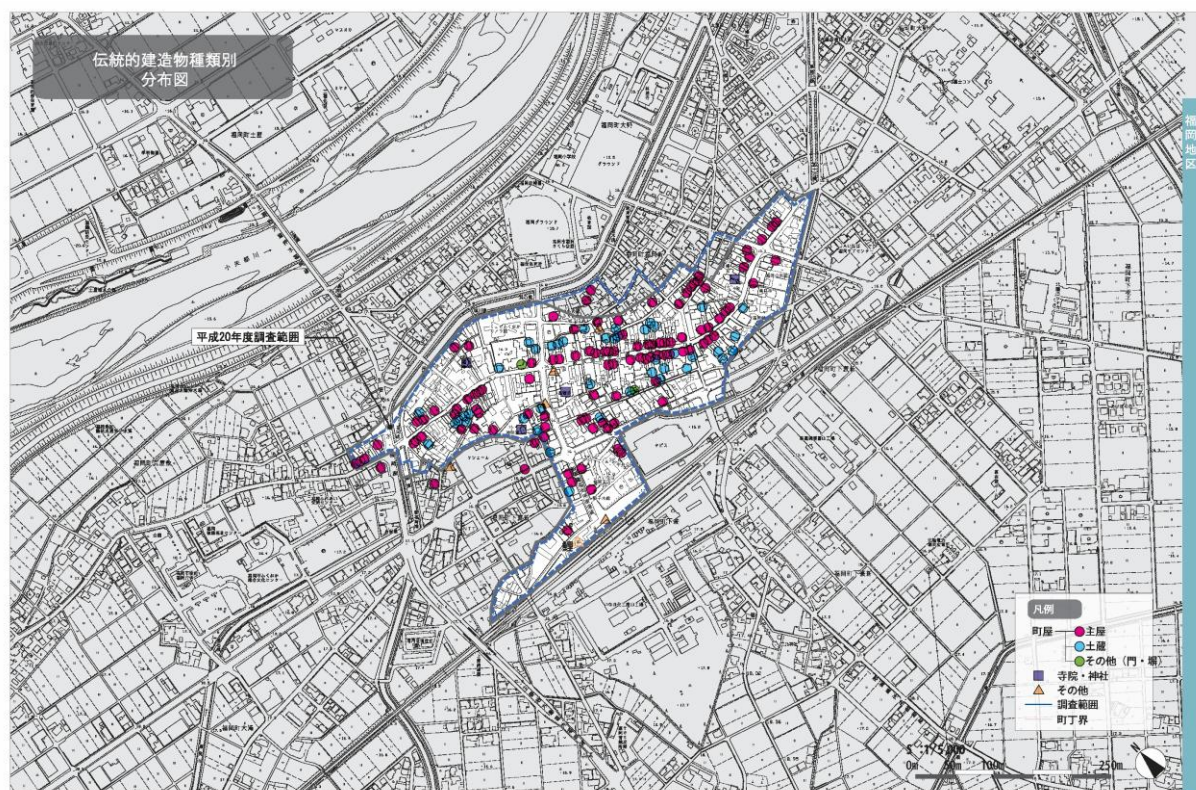
図：有形文化財（伝統的建造物）悉皆調査対象地区



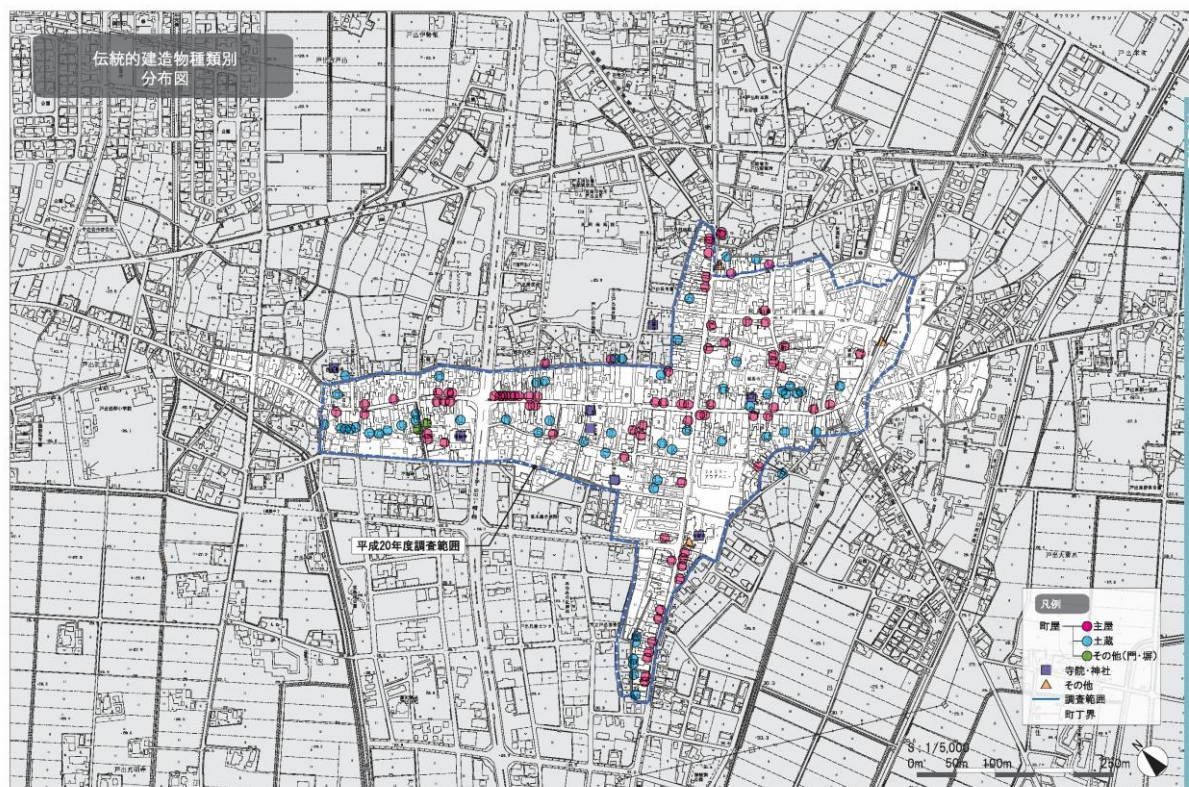
図：伝統的建造物種類別分布（山町筋地区）



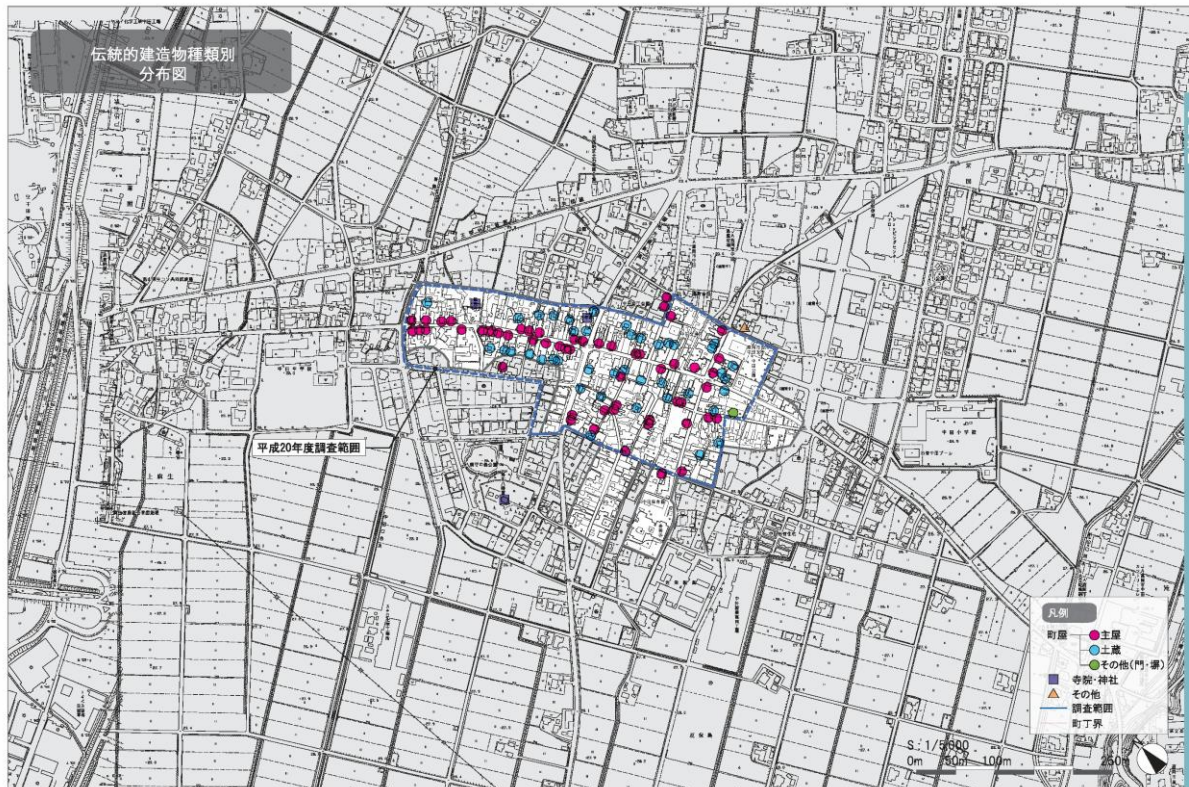
図・伝統的建造物種類別分布（伏木地区）



図：伝統的建造物種類別分布（福岡地区）



図：伝統的建造物種類別分布（戸出地区）



図：伝統的建造物種類別分布（中田地区）

市内文化財悉皆的調査の結果、伝統的建造物については「町家」、「農家」それぞれに次のような特徴があることが分かった。また、社寺建築については、昭和 55 年度に富山県によって近世社寺建築の調査が実施されており、市内でも比較的価値の高い社寺建築の把握が完了している。

i) 町家

市内の町家の多くは大正から戦前に建てられたものが多い。明治のものもある程度みられるが、近世まで遡るものは少ない。

町家は木造真壁造りのものと土蔵造のもの、看板建築とに大別できる。このうち木造真壁造りのものは、中二階下屋庇付き建物においては下屋庇が板葺であり傷みやすいことから大屋根を深く出すために出桁造のものがほとんどである。なお、出桁を支える構造として登梁と腕木があるが、登梁形式は大正以前、腕木形式は大正以降のものが多い。

一方、市中心部では、明治 33 年 (1900) の大火により旧市域の 6 割が焼失し、当時の県令で新築の際は防火構造とすることが義務付けられていたために、山町筋を中心に土蔵造の町家が多い。

看板建築は明治初期に出現し始めたものと思われ、商家のファサードを石や金属板、セメントモルタルなどで覆っている。

ii) 農家

砺波平野や射水平野でみられる伝統的な農家建築の形式としては「アズマダチ」を挙げることができる。このアズマダチは、明治以前に茅葺屋根であったものが屋根を下ろして瓦葺になったもので、散村集落の典型的形式とみなされがちだが、低平地の集村や丘陵地の山村などでもみることができる。砺波市立砺波散村地域研究所によると、この「アズマダチ」は主に明治後期から昭和 45 年 (1970) 頃までに建てられたものが多いが、比較的近年に建てられたものもある。

iii) 社寺建築

昭和 55 年度の調査では、第一次調査として 24 件の社寺建築の調査が実施され、この中から文化財的価値の特に高い移田八幡宮拝殿他、五福町神明社本殿、勝興寺本堂他、国泰寺大方丈他、瑞龍寺山門、総持寺観音堂、西念寺本堂の 8 件について、さらに第二次調査が行われた。

このうち瑞龍寺山門と勝興寺については、その文化財的価値が高く評価され、前述のとおりそれぞれ国宝・重要文化財の指定を受けている。

移田八幡宮は中田にあるもので、拝殿は寛政 11 年 (1799) 松井角平の作と伝えられ、規模は小さいが中門・透垣を備え神域を形成しており貴重である。

五福町神明社拝殿は五福町にあるもので、元は利長の御廟守として建てられた繁久寺の鎮守堂であり、明治初年にこの地に移されたと言われている。近世初期の禅宗様建築の影響を受けた優れたものである。なお、同じく繁久寺の遺構と伝わる拝殿が大手町に残されており、両者とも市指定文化財となっている。



五福町神明社

国泰寺は、太田地区の西田にある臨済宗の古刹で国泰寺派の総本山である。伽藍はほぼ南面しており、総門は西側を向くが、山門、法堂、大方丈は一直線に配される。開山堂を含めそれぞれが近世の建築物で、禅宗の様式をよく残している。また、庭園など建築物以外の伽藍構成要素も優れたものであり、高く評価されている。



国泰寺

総持寺は瑞龍寺の北にある真言宗寺院である。22世の快雄は、利長が関野に入城した際に「高岡」という地名を授けた人と言われるなど、前田家とも強い繋がりを持っていた。観音堂は入母屋造・棧瓦葺の建物で、正面に一間の向拝を設けている。由緒書きには天和3年（1683）再興と記されるが、桃山調の彫刻や壁画の寄進者名からは、慶長の開城前後に建てられたものが、天和に再興されたのではないかと思われる。

西念寺は、立野にある浄土真宗寺院で、はじめは天台宗であったが、応永の頃に一向宗に帰依し、大永2年（1522）本願寺門徒となり西念寺と称した。本堂は文化7年（1810）建立で、正面7間、側面7間半の大規模なもので、入母屋造・平入・棧瓦葺の一間の向拝を付けたものとなっている。



西念寺

このほかにも市内には数多くの歴史的な社寺が残されている。中でも、利長を祭神とする関野神社は、熊野社及び加久彌社、稻荷社が合祀された由緒を持ち、拝殿奥に鎮座する3社の建造物は、それぞれが享保年間や文化年間に修理された記録が残る近世の建物で、このうち加久彌社の社殿は、建築様式や構造材の年代から近世初頭若しくはそれ以前に建てられたものとされている。

伝統的建造物群

市内文化財悉皆的調査の結果が示すように、本市には、多くの伝統的建造物群（歴史的町並み）がある。これらの地区は、かつての主要街道や河川の付近に位置しており、その立地的条件を活かして、多くの物や人が行き交う宿場町や在郷町などとして発達してきたところである。中でも、特に伝統的建造物の残存率が高く、特徴的な性格を持った町並みとして、金屋町、伏木みなと町、勝興寺寺内町、吉久、戸出・中田・福岡町を挙げることができる。

平成24年（2012）12月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された金屋町は、利長が城下建設に際し、鋳物師を招き土地を与えて鋳物づくりを行わせた高岡鋳物発祥の地である。利長が町民に与えた拝領地は、長さ100間・幅50間であったが、町の発展に併せて町域も拡大しており、現在では長さ約600m（内免の一部を含む）の範囲に、木造・2階建・真壁造り・登梁形式の町家や土蔵、近代以降の工場跡などが100棟以上残されており、鋳物の町としての風情を形づくっている。

伏木みなと町は、市内を南北に流れる小矢部川と日本海の合流地点に位置する町である。この地では、古代より船を利用した交易が行われており、近世以降は北前船による海運を生業に、多くの廻船問屋が誕生するなど、日本海側の主要な港として発展してきた。近代以降には、次々と港の近代化が図られ工業化が進むなど、国内だけでなく環日本海貿易の拠点として大きな発展を遂げた。町並みの特徴としては、みなと町らしくバラエティに富んだ建物があることが挙げられる。木造・2階建・真壁造り・登梁形式の伝統的な町家から、土蔵造商家や銅板やセメントモルタルがあしらわれた看板建築など、それぞれの時代を象徴する建物が建ち並び、町の歴史を感じさせる。

勝興寺寺内町は、浄土真宗本願寺派の勝興寺を中心に形成された町並みである。勝興寺は蓮如上人縁の由緒ある寺院で、境内地は古代には越中の国庁があった地と推定され、中世には古国府城が置かれており、現在でも境内の周囲には城郭らしい堀と土塁が張り巡らされている。伽藍は本堂や唐門、大広間及び式台など12棟の建造物で構成されており、その全てが重要文化財に指定されている。寺内町には、門前に同寺の子院や役寺、そこから港へと延びる参道沿いには、北村家や高岡市伏木北前船資料館（旧秋元家住宅）が残されている。

吉久は、小矢部川を挟んで伏木の対岸に位置する地で、早くから伏木港の玄関口として発達したところである。江戸時代には藩の米蔵が置かれ、礪波・射水両平野の米の集散地として大きな役割を果たした。町並みはかつての放生津街道沿いを中心に形成され、道路の両側には木造・2階建・真壁造り・登梁形式の伝統的な町家が建ち並び、かつての町の繁栄を偲ばせる。

福岡町の旧北陸道沿いには菅笠問屋の町並みがある。江戸時代以降、福岡町を中心とした小矢部川周辺地域では、菅笠が盛んに作られており、福岡町の旧北陸道沿いは、菅笠の集散地として発展した。町並みは、主に木造・2階建・真壁造りの町家で構成されるが、この地域の町家の特徴として、オイの上に菅笠を保管するための中二階を設けた例が多いことが挙げられる。また、他地域に比べ、大戸や潜り戸など戸口構えをしっかりと残した家が多い。

戸出・中田の町並みは、中世からの重要な街道であった戸出・中田往来を中心に形成された町並みである。戸出・中田往来は、江戸時代になり高岡に城が築かれるまでは旧北陸道の本街道であり、築城後も藩主の鷹狩りの際や幕府が将軍の代替わりの際に全国へ派遣した巡見使の視察ルートともなった。現在は、街道沿いに明治期以降に建設された伝統的な町家が散見される。また、この地域は加賀藩の主要な穀倉地帯である砺波平野の一部でもあり、街道を離れると、砺波平野に象徴的なアズマダチ民家や田園、用水、屋敷林などからなる農村風景が広がっている。

伝統文化

高岡には、加賀藩ゆかりの茶道や能、ものづくりのまち高岡を象徴する高岡銅器や高岡漆器、菅笠づくりなどの伝統産業、北陸の風土を土壤に人々の生活の中で生み出された雪つりといった生活習慣など、固有の伝統文化が根付いている。

前述の市内文化財体系的調査では、市の風景や生活文化に寄与しているものを幅広く文化財と捉え、「自然環境」、「生活空間」、「伝統文化」として新たに分類を行った。そこで、伝統文化については高岡市歴史文化基本構想 高岡市の文化財編の90～104 ページ及び市内文化財リストを参照されたい。

(3) 関連文化財群

高岡市歴史文化基本構想では、高岡の歴史や風土を象徴するいくつかのストーリーに関連する文化財を一定のまとまりとして認識し、総体的に価値の顕在化を図るために、次の8つの関連文化財群を設定した。

これらの関連文化財群は、教育現場や生涯学習の場で文化財を学ぶ際に、より深い理解の手助けとなるほか、今後文化財に関連する計画の立案や整備事業などが図られる際に、関連文化財群の特徴や保存・活用の方針に基づいた取扱いを検討することで、文化財本来の価値の損失が軽減するといった役割を果たすことが期待される。

以下に関連文化財群の概要を示すが、詳細については高岡市歴史文化基本構想 保存・活用編の19～61ページを参照されたい。

①商工業の町・高岡の成立と繁栄に関わる文化財群

高岡の商工業都市への成長に大きな役割を果たした工芸技術や流通に関する文化財と、商工業都市への成長の過程で生み出された文化財群

②高岡御車山祭と祭りを支える職人文化に関わる文化財群

高岡御車山に関する山車や巡行路、行事内容、町のしつらえなどの文化財と、山車の華麗な装飾を生み出した工芸技術に関わる文化財群

③高岡鋳物に関わる文化財群

金屋町から始まった鋳物の歴史に関わる文化財群と、その結果生み出された作品などの文化財群

④みなと町伏木の交流と物流に関わる文化財群

古来より小矢部川の水運機能と深く結びつき発達したみなと町伏木に関わる文化財群

⑤勝興寺と寺内町に関わる文化財群

一向一揆の拠点や越中の触頭として強大な勢力を誇った勝興寺と、その門前に形成された寺内町に関わる文化財群

⑥越中国府に関わる文化財群

奈良時代、伏木の地に置かれた越中国府や、国守として赴任した大伴家持などに関わる文化財群

⑦菅の生産と菅笠づくりに関わる文化財群

菅田や菅干しなどの景観、菅問屋の建ち並ぶ町並みや菅笠製作技術など、菅笠の生産に関連する文化財群

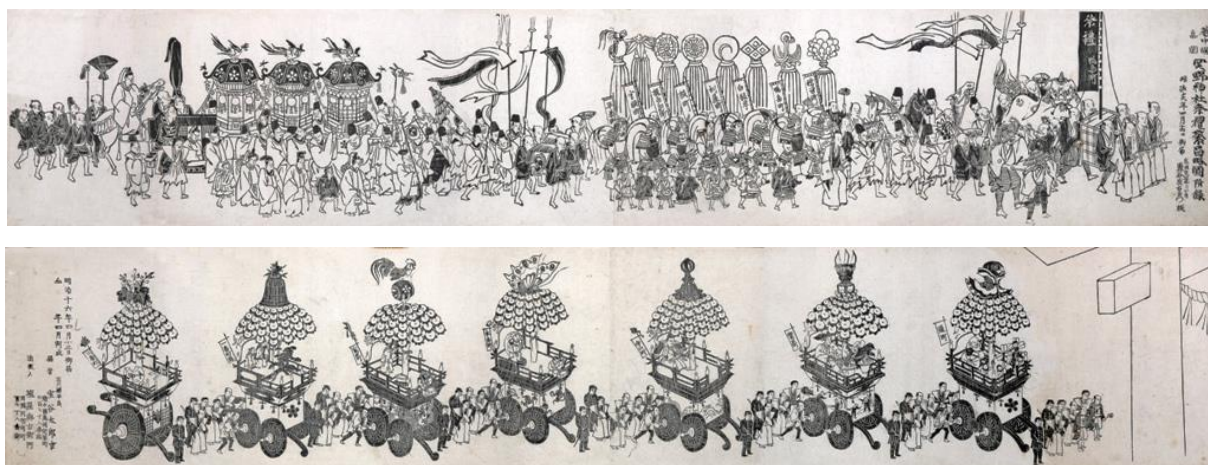
⑧農の風景に関わる文化財群

庄川と小矢部川が形成した砺波平野・射水平野で早くから行われた農に関わる風景や祭礼行事などの文化財群

第2章 高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 高岡の維持及び向上すべき歴史的風致

(1) 商人のまちと祭礼行事に見る歴史的風致



越中国高岡 関野神社祭礼繁昌略図付録（明治16年（1883））高岡市立博物館蔵

高岡城下を町立てした加賀藩2代藩主・前田利長は、父・利家が豊臣秀吉から拝領し、自らが受け継いだ鳳輦の車と御所車の車輪を城下の町民に与えたと言われている。これが現在、重要有形・無形民俗文化財の指定を受け、「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された我が国を代表する山車行事の高岡御車山（高岡御車山祭の御車山行事）である。その由緒について、はっきりと記すものはほとんど残っていないが、利長が高岡城在城時（慶長14年～19年（1609～1614））に側近の士に対して宛てた御車山文書（市指定文化財）には、製作の許可と完成した山車の出来に対する賞詞が述べられており、その由緒の一端を知ることができる。以来400年間、御車山は山町町民らにより大切に守り継がれてきた。

高岡御車山祭は、利長を祀った高岡関野神社の春季例大祭行事として行われる。関野神社は熊野社及び加久彌社、稻荷社が合祀された由緒ある神社で、拝殿奥に鎮座する各社の建造物は、享保年間や文化年間に修理された記録が残り、建築様式や構造材の年代から近世初頭若しくはそれ以前に建てられたものとされる。



関野神社

行事は、未だ寒さの厳しい1月25日の高岡御車山保存会総会から始まる。総会は関野神社で行われ、町の代表者たちが集まり、厳粛な雰囲気の中、その年の代表となる年番町と年番代表が決められる。

祭礼執行の体制が決まり、2月頃からは花傘づくりが始まる。花傘は御車山には欠かせないものである。赤・白・黄の三色の菊花が付けられた大枝が傘状に組まれた姿は、重厚な御車山を一層華やかなものに見せている。花傘づくりは女性の仕事と決まっており、女性たちは町ごとに決められた場所に集まり、時には世間話をしながらコツコツと花を作る。



保存会総会



花傘づくり

4月3日には与四兵衛祭が行われる。津幡屋与四兵衛は、放生津で御車山と類似の山車が作られたことに対し命をかけて異義を唱え、牢中で獄死した傑人で、御車山の歴史を語る上で欠かせない人物である。この日ばかりは、役員全員が紋服を着用し、関野神社境内にある小さな祠前で与四兵衛を祀り、5月1日に祭礼を行うことを奉告し手打ちを行う。



与四兵衛祭

北陸の長い冬も終わり陽光が燦と輝く4月の終わり、祭礼前日の30日に宵祭を迎える。宵祭の舞台となる山宿は、神を迎える御旅所と言われており、安永5年(1776)には町奉行から「山宿は賑やかにして不敬にならないように」というお触れが出るほど選ばれたものにとっては大仕事であり、一世一代の光栄なことであった。昔から山宿を勤める家は、町内で転入や慶事があった家などが選ばれており、その家では畳や戸・障子の取替えを行い、一家心して準備を行っていた。現在、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている山町筋では、毎年、伝統的建造物の修理事業を実施しているが、近年では、この山宿を迎えるために家の修理を行う者もいるほどである。



宵祭その1

山宿では、まず本座・相座の人形が幔幕と金屏風を背景に飾り付けられる。その後、町内の者が参列し、神官によるお祓いと人形への御霊移しがなされる。御霊移しが終わるとお酒や餅が振舞われることになっている。



宵祭その2



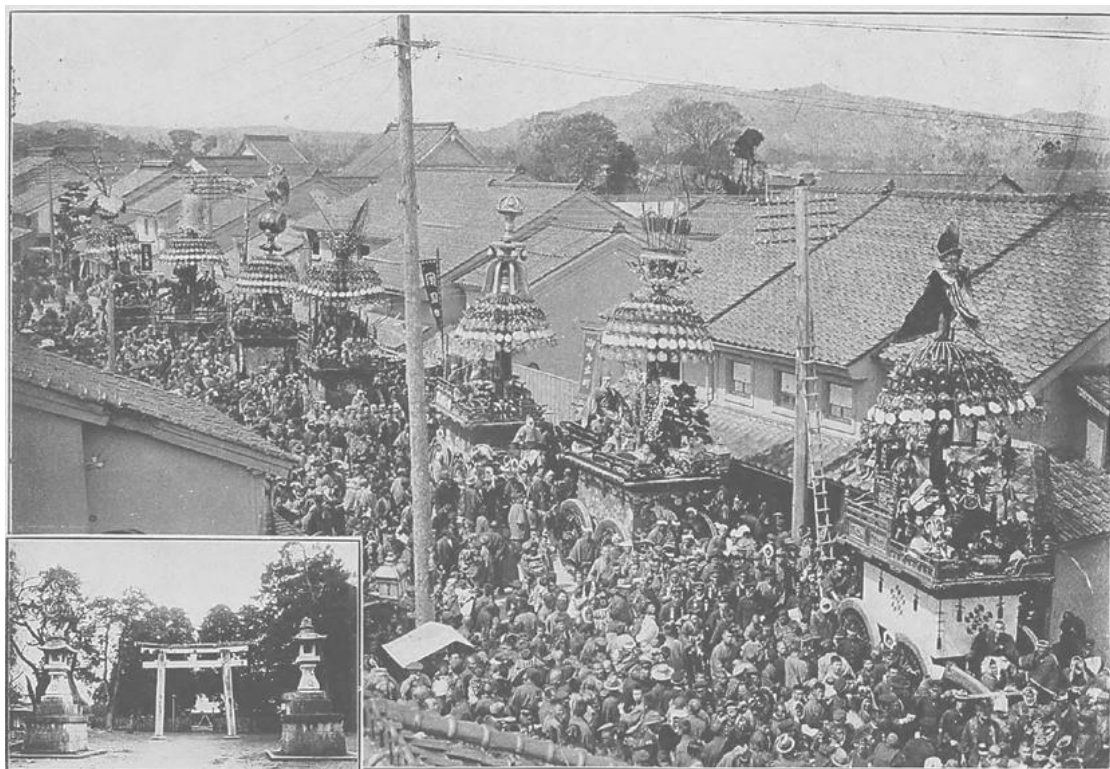
御車山祭山宿

宵祭から一夜明けると祭礼当日である。当日は、ピンと張り詰めた空気の中、朝早くから山宿前で山車が組み立てられ、飾り付けられる。その後修祓が行われ、町内を曳き回し、午前 11 時に坂下町で曳き揃えすることとなっている。一同揃った後、手打ち式が行われ、山車は坂下町の坂を上っていくのだが、これは、利長在世中、城内三の丸まで曳き登った古例に因むものだとも言われている。

その後、片原町十字路で市長の出迎え、勢揃い式が行われる。これは、かつてこの地が御貸家（町奉行の居宅）であり、代々の町奉行が御車山を観覧した名残で行われるものである。なお、御車山は高岡市民のみならず、周辺地域の人々にとっても古くから大きな興味の対象となっており、勢揃い式には、市内外から道路を埋め尽くさんばかりの大勢の観客が集まり、御車山の形姿に見入っている。



勢揃い式



高岡市山車 『富山県写真帖』富山県編（明治42年（1909））より

御車山の山車は、金工技術や漆工技術など高岡の誇る伝統工芸技術の粋を集めたものといわれ、多くの名工の技術が施された逸品に彩られている。車輪は、木地に鮮やかな漆が塗られ、その上に桐や菊、加賀藩の家紋である剣梅鉢、竜などの文様の彫金金具が施されている。

地山を飾る幔幕は、精巧な織物生地に優れた染色が施されたもので、濃青色や朱色などの生地上に、仙境図や春秋舞楽の図など様々な図柄が施されており、目にも鮮やかなものである。飾山を飾る高欄や後屏には優れた漆工が施されている。高岡漆器は、開町後まもなく膳やお盆、箆筒、鏡台などの製作がはじまり、幕末から明治期にかけて勇助塗や錆絵、青貝塗などの独創的な技法が確立され、漆器産地としての基盤が築かれた。特に通町の後屏は、高岡漆器の祖・辻丹楓の作と伝わるもので、孔雀や牡



木舟町車輪



御馬出町幔幕

丹、青海波などの優れた彫刻の上に、鮮やかな朱塗り漆と灰墨による古味が施された白眉である。その他のものも、それぞれが名工の作と伝えられるもので、漆の色味や金箔が鮮やかである。この他にも、微細な彫り物が成された長押や幕押さえなどの金具、人形衣装など、山車を着飾る意匠は見尽きることがない。勢揃い式に訪れた観客達は、「私はあの山車が好きだ」、「あの山車の幔幕が一番きれいだ」などと、7基の山車を見比べながら勢揃いを楽しんでいる。



通町後屏

勢揃い式が終わると、山車は一台一台向きを変え順に動き出す。観客たちは、曳き手たちの息のあった動きと、その技に感心し大きな歓声をあげる。

その後、午後6時の関野神社での曳き別れまで、裃と一文字傘に威儀を正した山役員が先頭を歩き、半纏に白足袋姿の曳き手が曳く山車の後ろを興味深そうについて回る大勢の観客たちとともに、山車は所定のルートを行進する。この行進路は開町来ほとんど変更がなく、各所に様々なエピソードが残されている。途中に博労町通りへわざわざ引き入れられ極楽寺へ拝礼されるのは、同寺が浄土宗でありながら熊野神も祀っているためともいわれる。また、利屋町では御車山の折り返しがなされるが、これはこの地に津幡屋与四兵衛旧宅があり、そこで神楽を奏するためである。その他にも、特別に功績があった家の前や山役員宅前では、所望と称して神楽が奏せられる。



山町筋を行進する御車山



山町筋の町並み（木舟町）



山町筋の町並み（守山町）

そして、何といても御車山の巡行が最も映えるのは、平成 12 年（2000）に「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」として重要伝統的建造物群保存地区に選定された山町筋での巡行の様子である。元和元年（1615）の一国一城令による高岡城の廃城後、利常の施策や町民の努力により商工業の道を歩んだ高岡において、ここ山町筋は、当時の主要官道である旧北陸道が通る地で、締綿市場や米商会所が置かれ、明治以降になると銀行が次々と建てられた高岡で最も栄えた地で、主に土蔵造の民家からなる商家町である。この土蔵造民家は、明治 33 年（1900）に高岡で大火があり、その際に当時の県令で新築の際には防火を主眼とした建物を建てるのが義務付けられたことに起因するもので、防火を主眼に建てられてはいるが、山町商人の財力と先進的な文化性の結果、意匠的にも優れたものが多い。



大正初期の山町筋



小馬出町（昭和元年（1926））飯野馨子氏提供

代表的なものとしては、明治33年(1900)の大火直後に建てられた重要文化財菅野家住宅がある。菅野家は、北前船による交易や金融、紡績などで財を成した高岡でも有数の名家で、主屋は、切妻造・平入・2階建・黒漆喰仕上げの豪壮な建物で、意匠的にも優れ、両袖のレンガの防火壁や有事の際に引かれる鉄板張りの防火戸など防火を意識した工夫がみられる一方、下屋の軒裏に施された鰻絵や、アカンサスを模した鋳物柱など、凝った意匠を随所に見ることができる。さらに、重厚な外観とは対照的に内部は数奇屋風の造りとなっており、柱や天井板の銘木、鮮やかなベンガラ壁など、繊細かつ優れた意匠が施されている。



菅野家住宅

この他にも、富山県指定文化財筏井家住宅や市指定文化財旧室崎家住宅（現高岡市土蔵造のまち資料館）など、大火の直後に建てられた多くの土蔵造民家や、大正3年（1914）建築の擬ルネサンス様式・赤レンガ造・銅板葺建物で、正面玄関の白御影石や二階窓のステンドグラスなどがアクセントとなった富山銀行本店など、往時の山町の繁栄を彷彿とさせる建物が連なっている。

また、山町筋の裏手の通りなどにも土蔵造をはじめとする伝統的な建造物が数多く残されており、祭礼日にはこれらの建物に幕を張り、提灯を吊るして山車の巡行を迎えることとなっている。



山町筋を巡行する御車山

この高岡御車山祭は、利長による町立て以来の高岡の歴史を最も感じることでできる祭礼行事であるが、高岡の町では、高岡御車山祭以外にも町の成立や発展の歴史を物語る祭礼行事が行われている。

木町は、開町にあたり利長が最初に創設した町である。木町は、千保川と小矢部川の合流点に位置し、物資集散の拠点として発展をみせた。この木町では、利長へ報恩感謝を奉げる御書祭が行われている。御書祭は、宝暦2年（1752）に始まったもので、この年、この地域一体が凶作に見舞われた際に加賀藩が8百石の御貸米を仕給してくれたのは、利長のおかげであると感謝し、報恩の祭を行ったのが始まりである。祭礼日は、利長の命日にあたる6月20日に行われることになっており、当日は木町神社拝殿に町民らが参集し、利長から拝領した御親書などを見台に飾り神事が執り行われる。なお、同神社の拝殿は、神明造、銅板葺屋根にかつお木を乗せたものである。

高岡御車山をはじめとする祭礼行事が、由緒ある社寺や近代以降の隆盛を示す町並みを舞台に行われる様子は、商都高岡の積み重ねてきた歴史と伝統、町立て以来受け継がれてきた町民たちの熱い思いを物語っている。



高岡町絵図（明和8年（1771））高岡市立中央図書館蔵



図：商人のまちと祭礼行事に見る歴史的風致

(2) 利長・利常への報恩感謝と前田家の遺産に見る歴史的風致



八丁道を行く前田利為侯爵夫妻（大正4年（1915））高岡市立博物館提供

高岡の開町来の発展は利長や利常のお陰であると、高岡町民は彼らへの感謝の念を片時も忘れたことがない。その思いは、高岡御車山祭や御書祭などの祭礼行事などにも垣間見えるが、現在のあいの風とやま鉄道線を挟んだ町の南側、瑞龍寺や前田利長墓所（加賀藩主前田家墓所）が残された地域に特に色濃く感じることができる。

北は日本海に面し、東に庄川、西側に小矢部川が流れる高岡にとって、町の南側は唯一陸続きの地であり、防御上の不安があった。利長はこの状況に対応するため、禅宗や真言宗などの浄土真宗以外の寺院を防御上の砦としてこの地に配した。総持寺は瑞龍寺北側にある真言宗の古刹である。境内の観音堂は、天和3年（1683）再興の入母屋造・棧瓦葺・妻入りの正面に向拝を持つもので、墓股の優れた装飾や、組み物などへの極彩色が見事なものである。



総持寺観音堂

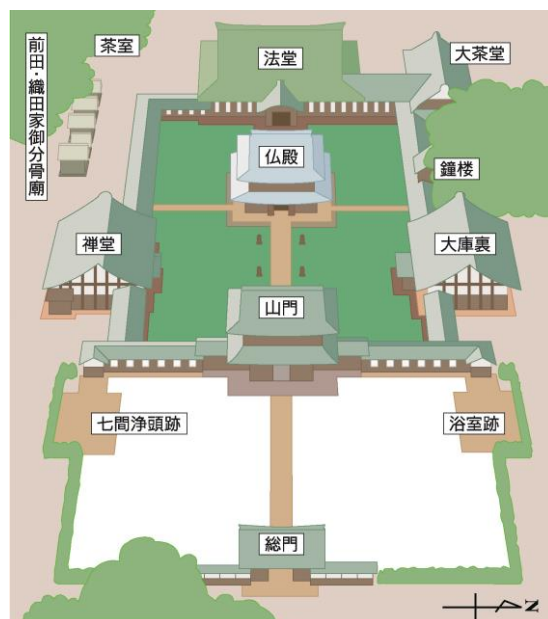
さらに、3代利常は兄・利長の遺徳を弔うために、この地に瑞龍寺と前田利長墓所を建立したが、その際、瑞龍寺も墓所も周囲を濠で囲むなど、防御上のことを意識していたようである。なお、瑞龍寺の周囲には、同寺の建立と同時に東漸院や林洞庵などの塔頭が配され寺町が形成された。

また、瑞龍寺の門前は、高岡の町の中心部から井波方面へと通じる井波道が通っていた地で、人と物が行き来する往来であり、現在でもクランク状に曲がったいわゆる枡形道が残り、脇には開町時に通された庄方用水が流れ、庄方用水沿いには農家の建築様式を残す伝統的な主屋や蔵が並び、瑞龍寺や周辺寺院と一体となって歴史的な空間を形成している。



庄方用水

この地域でも一際目を引く瑞龍寺は、利常が利長の遺徳を偲び、正保2年（1645）頃から造営を開始し、利長の五十回忌にあたる寛文3年（1663）に完成した曹洞宗寺院である。平成9年（1997）には、仏殿・法堂・山門が「それぞれがきわめて優れ完成度が高く、三者が並ぶ配置構成がきわめて均整のとれた美しい比例を示しており、我が国の社会・文化に影響を及ぼした曹洞宗の建築を知る上で特に深い意義を有している（指定理由要旨）」として国宝に指定された。



瑞龍寺伽藍配置図



瑞龍寺伽藍を北東から望む



瑞龍寺山門及び回廊

この瑞龍寺には日々多くの参拝者や観光客が訪れる。彼らは、まず総門の前で七堂伽藍と言われる瑞龍寺の伽藍についての説明を聞く。その後、万治年中（1658～1660）に建てられた三間薬医門形式・切妻造り・柿葺の総門をくぐる。総門をくぐると、眼前には中央に山門、そこから左右に延びる回廊の左側上方に禅堂の屋根が、右側上方に大庫裏の屋根が目に見え込んでくる。山門は、文政3年（1820）に建てられた三間一戸二重門・入母屋造・柿葺建物で、通常の禅宗二重門に比して、下層屋根に対する上層屋根の低減率が低く、雪などによって下層屋根を傷めないための雪国独自の工夫が見られる。山門をくぐり回廊を左へ進むと禅堂がある。



瑞龍寺山門

禅堂は僧侶が座禅修行をするための建物で、寛延元年（1748）再建の切妻造り・柿葺建物である。禅宗寺院にとって禅堂（僧堂）は非常に重要なものであるが、遺構は非常に少なく、京都の東福寺、宇治の万福寺と並び重要文化財に指定されている。回廊を右に進むと大庫裏がある。大庫裏は、相対する禅堂とほぼ同じ規模・意匠の建物である。明治9年（1876）頃一端除却され、同年に向拝のみが芹谷村千光寺（現砺波市）に売却されていたが、昭和・平成の大修理の際に売却の事実が発見されたことから復原されたものである。



瑞龍寺禅堂と回廊

山門から一直線上には仏殿・法堂がある。仏殿は伽藍内で最も見栄えのする建物で、同寺の創建当初から残されているものである。戸室石の基壇上に築かれた方三間裳階付・入母屋造で、最大の特徴として屋根が鉛瓦で葺かれていることが挙げられる。鉛瓦葺の建物は重要文化財では他に金沢城石川門しかなく非常に稀有なものである。また、上層の組物を三手先の詰組とし、扇垂木が整然



瑞龍寺仏殿

と配列され注目に値する。さらには、内部は吹き抜けとされ、組物や海老虹梁・太瓶束などの架構材は複雑ながらも計算され尽しており、その美しさには一見の価値がある。

仏殿からさらにまっすぐ進むと法堂にたどり着く。法堂は寛文3年（1663）建立の入母屋造・銅板葺建物で、桁行11間、梁間10間の大規模な書院造大方丈である。法堂の中央奥室の内陣には利長の位牌が安置されている。



参拝者達は、それぞれの建物の素晴らしさに触れながら、加賀藩のお抱え大工の技術と、利常の兄への思いの深さを知り、利長の位牌に拝み感謝の念を捧げるのである。また、大人たちは、子どもに瑞龍寺の歴史や高岡の成り立ちを語る。こうして、利長や利常への思いが受け継がれていく。この瑞龍寺では、年間を通して様々な行事が行われているが、利長の命日にあたる5月20日には毎年燭光能が行われる。燭光能は、利長の33回忌に利常の命により能が奉納されたことを起源とするもので、以降瑞龍寺は折々に能の舞台となり、昭和59年（1984）に高岡能楽会が法堂を利用し能を開催して以降は、毎年定期的に燭光能が催されることとなった。燭光能は法堂の御所の間で行われる。御所の間に能楽師や観客らが集まり、蝋燭の灯りだけがゆらめく中で能が舞われる。その雰囲気は非常に幽玄なものであり、観客らはその雰囲気に魅せられる。



燭光能

毎年6月1日と7月1日には、法堂の広縁と高廊下でひとつやいとが行われる。元来、ひとつやいとは、瑞龍寺の僧が修行の疲れを癒すために約250年前から行ってきたものだが、明治以降になって、春の農作業が一段落した農民の間にも広がり、疲労が出て神経痛などの起こりやすいこの時期に、農民たちが瑞龍寺を訪れ、膝などにお灸を据えるように



ひとつやいと

なった。ひとつやいとの際は、人々が一列に並び、僧侶たちから順にお灸を受ける。高岡市民は毎年この行事を楽しみにしており、瑞龍寺が高岡町民の心の拠り所となっていることが感じられる。

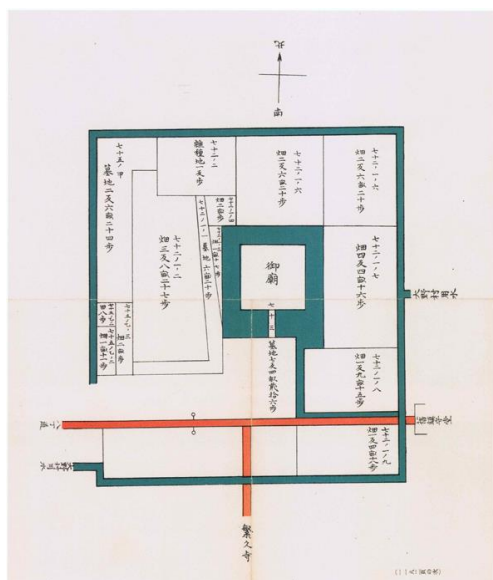
瑞龍寺から、同寺と前田利長墓所を結ぶ参道として作られた八丁道を進むと前田利長墓所にたどり着く。前田利長墓所は、利常が利長の冥福を祈り正保3年（1646）に造営したもので、内区と外区及びそれらを隔てる濠、内区の墓標などからなっている。墓標は笠塔婆型で、戸室石でできた二重基壇上に載せられており、基壇底部から墓標頭部までは11.75mを計る。また、現在墓域は約10,000㎡であるが、当初は約33,000㎡の墓域を二重の濠が取り囲んでおり、大名個人墓としては全国最大級の規模である。



利長墓所の参道（大正期）高岡市立博物館提供



前田利長墓所（墓標と墓壇）



「墓地取払願付図」（明治42年（1909）『高岡史料』下巻付図）高岡市立博物館蔵



前田利長墓 『富山県写真帖』富山県編
（明治42年（1909））より

墓所には日々多くの参拝者が訪れているが、利長の高岡城入城の日にあたる9月13日には前田利長公顕彰祭が挙行される。利長の死後、墓所では毎年利長の命日に前田家や関係者などにより墓前参りが行われていたが、これが高岡市民に受け継がれる形で、昭和30年代から祭事として執り行われることになったようである。

顕彰祭は厳格な一種の儀礼であるが、高岡市民にとっては最も大切な祭事の一つであり、大勢の市民の協力のもと行われている。顕彰祭の一週間前には、まず墓所の清掃活動が行われる。普段墓所は、地元自治会やボランティアなどによって定期的に清掃が行われているが、9月は台風が通りすぎた後で、草木がひどく散乱している。そこで、地元の自治会員やボランティア、近隣の中学校の生徒らが大挙し一丸



利長公顕彰祭

となって清掃活動にあたる。こうして墓所はきれいになり、当日を迎える。顕彰祭当日は、午前9時50分頃になると墓前に前田家当主や関係者、市民らが一堂に会する。その後、午前10時になると導師が入場し、導師による香語や読経、顕彰祭会長による祭文朗読などが厳粛に執り行われる。また、式の途中には瑞龍寺の賛歌「ながれ雲」が披露される。導師が退場し顕彰祭は終わるが、その後も墓所の内区は開放されることとなっている。普段内区は鍵が掛かっており入ることはできないが、この日だけは決められた時間に開放されることになっており、多くの参拝者が訪れ墓前でお参りをする。また、墓所の前にある繁久寺では、大勢の市民の参加のもと茶会が催されており、加賀藩のお茶の文化がこの地でも根付いていることを感じさせる。



図：利長・利常への報恩感謝と前田家の遺産に見る歴史的風致

(3) 鋳物のまち金屋に見る歴史的風致



金屋町拝領地絵図（享保13年（1728）高森家文書）高岡市立博物館寄託
※右側半分の薄墨色部分が拝領地

高岡は全国の銅器生産の9割以上のシェアを占める銅器のまちである。

この高岡銅器の象徴が、高岡城跡に程近い場所に鎮座する高岡大仏（市指定文化財：銅像阿弥陀如来坐像）である。高岡大仏は、承久の乱（1221）を避けた摂津国多田の源義勝が二上山麓に1丈6尺の木造大仏を造営したのが始まりと言われる。その後、火災などによる焼失等があったことから、現在の大仏は昭和8年（1933）に造営された4代目で、銅造であり、鋳造から着色までの全工程を高岡銅器職人が行なったものである。

この高岡銅器の技術は、鋳物から発展したものである。高岡の鋳物は、利長が城下の建設にあたって、慶長16年（1611）に、殖産興業を目的に礪波郡の西部金屋から7人の鋳物師を招いたのが始まりとされている。利長は、彼らに長さ100間・幅50間の拝領地を与え、税を免除し、5ヶ所の吹場を建てさせ鋳物をつくらせた。

この町が現在の金屋町である。



高岡大仏



高岡大仏開眼供養会（昭和8年（1933））

この金屋町には、現在もサマノコ（狭間虫籠）と呼ばれる千本格子が特徴的な町家が非常に多く残り歴史的な景観を形成している。金屋町の伝統的な町家は、多くが明治期から大正期にかけて建てられたもので、一般的に切妻造り・平入・2階建・真壁造り建物で、大きな特徴として両袖の袖壁や軒の深さなどが挙げられる。特に、明治期に建てられた古いものは、冬期間の積雪に耐えられるよう登梁形式となっており、階高の低い2階は物置として使用されていた。



金屋町の町並み

鋳物を生業とすることから常に防火に気を配っていたことは、金屋町が高岡のまちの中心部からやや離れた千保川の対岸に配置されたことに象徴されるが、防火の意識は町家の平面形式にも見ることができる。各町家は、主屋、中庭、土蔵、作業場と順に配しており、火災の可能性の高い作業場を奥に置き、さらに万一の際には土蔵の開口部を味噌で目張りし主屋への延焼を防げるようになっている。

高岡鋳物の製作技法は、伝統的な技法である双型鑄造法や焼型鑄造法、一品製作に用いられる蠟型鑄造法、明治期以降の近代に開発された生型鑄造法など様々な手法があるが、その製作に係る流れは、大別すると製図、型作り、鑄造、仕上げ、着色に分類できる。

製図は、鋳物を作り始める前に行われる製作物のデザイン作業である。日用品であれば使いやすさ、装飾品などであれば美しさなどが重視され、発注者がいる場合にはその意向が確実に反映されるよう、墨や筆を用いて詳細な図案が描かれる。

デザイン終了後行われるのが型作りである。木や鉄などを用いた原型を作り、原型を土や砂にうつしとって鑄型が作られる。鑄型が作られた後、鑄造が行われる。鑄造は、金属を溶かす溶解と、溶かした金属を鑄型に流し込む注湯からなる。溶解は、



たたら



鞆（ふいご）

主に明治20年（1887）以前は、送風板を踏んで風を送る“たたら”や、仏具や手あぶりなどの小型銅器の鑄造に用いられた鞆（ふいご）が用いられ、明治20年以降は、技術や設備の近代化の中で生まれた蒸気機関を動力とする炉などが用いられた。

仕上げは、鑄造により作られた鑄物生地を仕上げる作業で、研磨と彫金に分かれる。研磨は鑄物表面を磨き上げるもので、ヤスリや剪を用いてきれいに磨かれる。彫金は、鑄物の表面を鑿で彫ったり叩いたりして模様を作り出す技法である。一般的に彫金は、金属の素地に施されることが主であり、高岡でも江戸時代の末までは板金に施されていたが、鑄物技術の発達と併せて、次第に鑄物へも彫金が施されるようになった。この高岡の彫金技法は加賀象嵌の影響を大きく受けているが、日用品など大量生産品の加工を行っていた高岡では独自の技術も多く生み出され、線象嵌や平象嵌、布目象嵌、高肉象嵌、片切り彫り、鋤出し彫りなど様々な技術が生み出された。

最後の工程が着色である。着色は錆を防ぎ、美しく見せるため、鑄物の表面に色や模様を施す作業である。高岡においては、明治30年（1897）頃から鑄物生産工程から独立して行われるようになった。着色技法は、大別すると塗漆などの物理的方法と、加熱や薬品漬けなどの化学的方法、これらを混合する方法の三種がある。



金屋町界限（大正初期～戦時中）小嵐明
氏蔵



新幸橋の波止場（大正初期～戦時中）小
林明氏蔵



喜多鑄物工場 『富山県写真帖』富山県
編（明治42年（1909））より



焼型鑄造法工程

（高岡市教育委員会 ものづくり・デザイン科学習資料「鑄造法と製作工程」を一部加工）

今日、鑄物の生産は、大量生産に併せて郊外の大規模工場で一括して行われることが多くなったが、戦後しばらくは問屋が個々の職人に注文して商品を製造させる問屋制手工業体制が採られていた。この流れを受け、現在でも金屋町では、昔ながらの職人が民家裏の作業場などで鑄造や着色などの作業を行っている。

町のメインストリートにあたる石畳通りの裏手の小路沿いにある鋳物工房利三郎は、現在も伝統的な技法で鋳物づくりを行っている店である。作業場では、型づくりや鋳造、仕上げなどの工程が行われており、作業場の煙突からは煙があがり、あたりには独特の匂いがする。また、金属の溶解の様子や鋳型に金属を流し込む作業などを実際に見て、高岡鋳物の歴史に触れることができる。



鋳物工房利三郎

金屋町と内免のちょうど境界に位置する内免の立川家は、古くから着色を営んできた家である。同家の主屋は、金屋町も含めて周囲で唯一の石置き屋根を残す町家で、間取りや内部の意匠から、明治初期には建てられたとされる。敷地裏手の小路を挟んだ向かい側には作業場があり、現当主が日々着色の作業を行っている。



立川家

金屋町では、さまのこの町家以外にも鋳物生産の近代化の過程で残されたキューポラや工場など、鋳物の歴史を感じることでできる建造物が残されている。金屋町北端の内免にほど近い場所には、かつて南部鋳造所で使用されていたレンガ積みのキューポラや煙突がある。また、鋳物生産の拡大に併せて敷地が拡大されていった千保川沿いの後背地には、現在は使用されなくなった鋳物工場跡地などがあり、かつての町の繁栄を感じさせる。さらに、金屋町には道路脇や各家の蔵前などに数多くの祠がある。道路脇のものは、早くに亡くなった子どもなど家族の供養をするためのもので、蔵の前などに置かれたものは、鋳物作業で火を扱うことから、火除けの意味で置かれたものである。



旧南部鋳造所キューポラ・煙突



祠

また、金屋町では、利長の命日にあたる6月20日に毎年御印祭が行われている。御印祭は、利長に対する報恩感謝の念を表して催されるもので、利長没後まもなく始められた。「高岡鑄物史話」には、嘉永7年(1854)に鑄物師伝来の“御印”類を高岡町奉行の検分に供した際の目録の覚えが採録されている。伝来では、当初は利長の親書、絵像を礼拝していたともいうが、現在は有礒正八幡宮から金屋町公民館内に設けられた祭壇に祭神を招き、式典が執行されている。



御印祭

祭礼前日には、まず前夜祭として有礒正八幡宮からご神体が金屋町公民館に移される。祭礼当日は、千保川沿いに立つ高岡銅器発祥の地の碑の前に集合した後、行列がスタートし町中を練り歩く。この練り歩きの際に歌われるのが弥栄節である。弥栄節は、鉄を溶かすために溶解炉へたたら板を踏んで風を送る作業が重労働であったことから、気を紛らわせるために歌われ始めたと言われる作業歌である。弥栄節は明治末期になりたたらが使われなくなると一時歌われなくなったが、大正末期から昭和初期にかけて民謡として復興した。また、戦時中にも一端途切れたことがあったが、昭和25年(1950)に高岡弥栄節普及会が組織され復興された。その後、昭和32年(1957)には民謡の研究家らにより音節を整え新しく振り付けが行われ現在の弥栄節が誕生した。その一句には次のようにある。

エンヤシャ ヤッシャイ
今じゃ高岡 金屋町 エー
今じゃ高岡金屋町 エー

河内丹南 鑄物の起こり ヤガエフ
ヤガエフ エンヤシャ ヤッシャイ
エンヤシャ ヤッシャイ

たたらを踏む際の掛け声が韻よく刻まれる中に、金屋町の鑄物の起源や、重労働の中でも自分たちの行う作業に誇りを持つ心が感じられる。

なお、御印祭で弥栄節が踊られるようになったのは、昭和27年(1952)の同祭からで、地元の青年らが弥栄節を歌いながら踊ったのが始まりである。以来地元では、これを後世へ継承すべく、昭和50年(1975)には高岡やがえふ保存会が結成され、伝承のための様々な取組みがなされている。

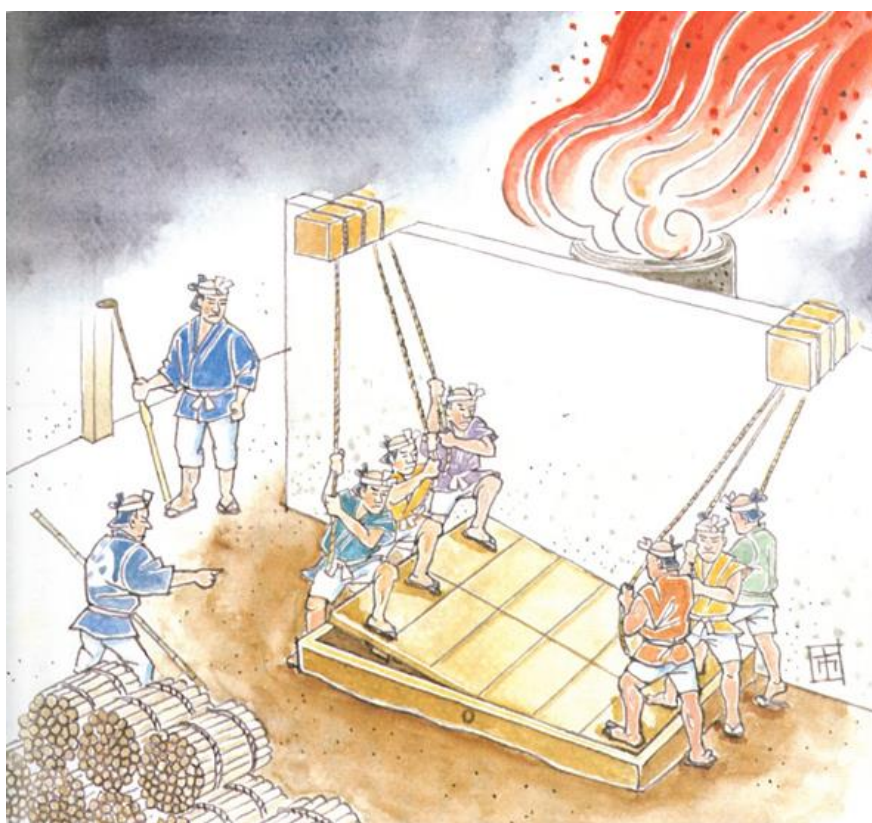
金屋町では、鋳物作業や御印祭などを通して、風景や音、匂いなど五感全てで鋳物のまちの風情が感じられる。昭和8年（1933）には与謝野寛と晶子が金屋を訪れているが、その際に次のような歌を詠んでいる。彼らもまた鋳物のまちの生み出す独特の風情に大きく心を揺り動かされたのだろう。

高岡の町の金工たのしめり 詩の如くにも鑿の音をたつ（寛）

鋳物師よ楽しかるべきみずからを 釜一つにも試さんとする（寛）

われ入りて鍋作りする炉にあるを 夕日と思う広き金屋に（晶子）

工匠が黒部の川を思わせて 銀の筋置くかねの鉢かな（晶子）



たたら吹作業の図（たかおか一歴史との出会いーより転載）



図：鑄物のまち金屋に見る歴史的風致

(4) 北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致

①みなと町伏木と祭礼行事



藩政期の伏木浦（高岡市立伏木小学校蔵）

伏木は、古代には越中の国府が置かれるなど、古くから越中の政治・経済の中心として栄えた地であり、当時国守として赴任した万葉集の代表的歌人・大伴家持が、その風光明媚な自然に感動し多くの秀歌を残した景勝地でもある。

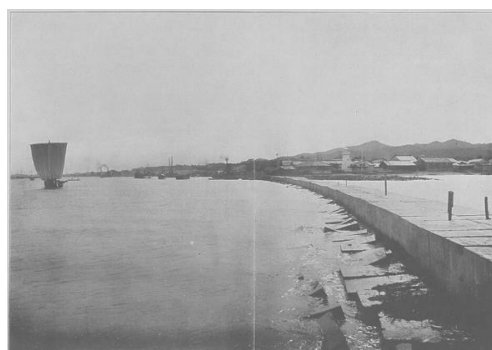
長きにわたって、政治・経済の拠点として栄えた伏木であるが、その経済基盤は舟運によるところが大きい。北は日本海に面し、小矢部川や庄川といった大河川の河口に位置しており、この恵まれた立地を活かして、早くから日本海側でも有数の港として発展してきた。

近世には、加賀藩から渡航の許可や税の徴収といった公的な役割を認められ、大坂から瀬戸内海をとおり、下関を廻って日本海に入り、北は北海道まで、各港で買積した物資を売りさばく北前船（バイ船）で栄えた。特に、港に程近い旧伏木村（現在の本町、中央町、湊町、錦町のあたり）には、北前船で財を成した多くの廻船問屋が現れた。

明治期に入り、大型船舶の入港など、伏木港も徐々に近代化を迫られたが、この際に大きな活躍を見せたのも廻船問屋達であった。特に、能登屋の藤井能三は、強く開港を訴え、私財を投げ打って伏木燈明台や伏木測候所（現 高岡市伏木気象資料館）を建設するなど伏木港の近代化に大きな役割を果たしている。こうした廻船問屋の活躍もあり、その後も伏木は港町として大きく発展した。



伏木開港場（明治32年（1899））



伏木港 『富山県写真帖』富山県編（明治42年（1909））より



帆船と蒸気船（大正13年（1924））

港町として発展した伏木では、文化流入や火災の影響などによって多様な建造物が連坦している。本町通りは、最も早くから町並みが形成された場所で、かつては廻船問屋の邸宅が多くあったところでもある。現在、廻船問屋の遺構は残念ながら残されていないが、明治期から大正期に建てられたとされる、切妻造り・平入・2階建・登梁形式の真壁造りの町家を見ることができる。

一方で、中道通りや湊町本通りは、明治以降の港の近代化と発展の中で、町が拡大していったと考えられる地区で、国外などからの文化流入の結果生み出されたと思われるハイカラな洋風建築や和洋折衷建築、この道が耐火路線に指定されたことに起因する土蔵造家屋など多様な建造物を見ることができる。中でも、高岡商工会議所伏木支所は、明治43年（1910）に伏木銀行として建てられた建物で、土蔵造・2階建・寄棟・瓦葺で、スクラッチタイルの外壁がお洒落なものである。カラフルな花笠や、前人形のかわいらしい踊りに彩られた山車が、この建物をはじめとするハイカラな建物の前を巡行する様は、歴史的だが、どことなくお洒落さを感じさせるものである。

この町並みを舞台に、伏木ではかつてと変わらない港町の生活が繰り広げられる。伏木の代表的な廻船問屋である藤井家の

残した「藤井家文書」のなかに「嘉永三年伏木村草高数免等高持百姓中留帳」なるものがあり、その中に当時の住民の屋号をみることができるが、これによれば、網屋や鍛冶屋、浜屋、魚屋、茶屋、油屋、酒屋など様々な職業を類推させる屋号がある。現在では、港の近代化に伴って人々の職業形態もかなり変容を見せているが、今でも魚屋やお茶屋、酒屋、石油卸商などかつてと変わらない仕事を営む店舗が数多くあり、輸出入した商品などを取り扱う商社が数多くみられる。なお、伏木港は現在、国際拠点港湾伏木富山港として環日本海交易の拠点となっている。



谷村家住宅主屋



高岡商工会議所伏木支所



銅板建築の店舗

このように早くから舟運を生業とした伏木の人々にとって、何よりも大切なことは航海の安全と無事であった。そのため、伏木ではこれを象徴したいくつかの祭礼行事が見られる。

最も有名なものは、市指定無形民俗文化財に指定されている伏木神社春季例大祭の祭礼行事である。伏木神社は、伊勢神宮から布師浦の蔵ヶ浜に勧請され、海岸鎮護・住民の守護神として創祀されたと伝えられ、文化10年（1813）に波の浸食を受けたことから現在地に遷座した由緒ある神社である。境内には歴史を感じる大木や鎌倉時代に創作されたと伝わる狛犬があり、悠久の歴史が感じられる。



伏木神社

この伏木神社の春季祭礼として行われる同祭は、神輿渡御と勇み山車行事（伏木曳山祭）からなっている。その歴史は古く、行事に用いられる山車の箱書きには、文政3年（1820）や天保2年（1831）といった記録が見え、少なくとも200年間は続けられていると考えられる。

祭は、5月14日と15日に行われるが、祭に用いられる山車は、早いところでは一週間も前から山蔵より蔵出しされる。これは、人集めや曳き方の練習、山車に不具合がないかを確認するためと言われているが、山車が順次曳き出されるうちに町全体に祭の気分が色濃く流れ始める様子からは、祭を待ちきれない人々の気持ちを更に高めるための演出なのではないかとすら感じられる。

祭前日には宵祭が催される。宵祭では、山車の飾り付けとともに、山宿にご神体が飾られ、御膳やお酒が並べられ披露される。山宿は、その年に出産や結婚などおめでたいことがあった家が選ばれるが、この地域の人々にとっては、至極光栄なこととなっている。



曳山祭山宿

人々の気持ちも最高潮の中、いよいよ祭当日を迎える。当日は、まずは朝6時頃から各山車の代表者が伏木神社へ集まり、その日の祭の無事を祈ってお祓いを受けるところから始まる。その後、同神社の拝殿で例大祭と神輿渡御祭が厳かに挙行される。境内での神事後、御神輿の巡行が開始される。神輿渡御は、母衣武者行列と花笠がともに巡行する古い形式をよく残すもので、午後3時30分頃に伏木神社へ還御されるまで、氏子町内を順次巡行される。

祭のメインである伏木曳山祭も同時に始まっている。まずは、朝早くから山

の飾り付けが行われ、美しい花笠山車が作られる。その後、山宿にご神体が移され、お神楽の奏上が行われた後、本囃子も勇ましく町内曳きが行われる。11時頃からは、6基の山車が順に伏木神社へ参拝し、御祓いを受け安全を祈願する。

午後1時、いよいよ花笠山車が、囃子の音色と曳き子達の「イヤサー、イヤサー」の掛け声に併せて曳かれ始める。山車はみなと町のハイカラな町並みを舞台に曳き回され、一層その華やかさが際立つ。また、街路網は碁盤目状に敷かれていっうえに、その路は細く、直角の曲がり角が多く、曳き子たちは町角での山車の方向転換に苦心を強いられる。しかし、実はそこにも祭の見所がある。曳き子達が曳き子頭の合図のもと、テコの原理で長手をうまく利用し、チームワークよく曲がる光景は見事で、観客は拍手を送って喜ぶ。



花笠山車

花笠山車の奉曳が午後5時まで続けられた後、一旦山宿へ移し解体され、今度は提灯山車へ組み替えられる。提灯山車は飾り付けられた山車同士が激しくぶつかる(通称「かっちゃ」と言われる。)もので、日中の花笠山車とは趣が全く異なり、はじめて見るものならば、必ず「おおー」と歓声をあげるほど非常に勇ましいものである。

提灯山車の曳き出しは夜の7時30分頃から始まるが、この時刻になると、かっちゃが行われる場所には、大勢の人々が押し寄せる。この時ばかりは、家々の窓は全て開けられ、家族や親族などが身を乗り出して観戦する。観客の見守る中、双方の山車の総代の合図により拍子木が打たれると、いよいよ開始である。



伏木曳山祭(けんか山)のかっちゃ

山鹿流出陣太鼓のお囃子と曳き子衆の勇ましい掛け声とともに、今にも壊れそうな勢いで山車が「ずしーん」とぶつけられる。山車に飾り付けられた提灯は激しく揺れ落ちるものもある。間髪容れずに拍子木が打ち鳴らされると2台の山車は再び激しくぶつけられる。観客は大きな歓声をあげ、カメラのフラッシュが無数にたかれ、会場は興奮の坩堝と化す。こうして人々が待ちに待った祭は熱狂のうちに終わっていく。

このかっちゃは、かつては町内間の対抗意識が非常に強かったようである。現在では対抗意識そのものは薄れてきているが、祭が人々の大きな誇りとなっていることは疑いがない。都会へ就職している者は、祭の日が平日であっても必ず帰ってくる。この日ばかりは子どもの夜更かしも許される。伏木曳山祭は、港町特有の荒っぽい気質と、郷土意識を再確認する場なのである。

このほかの舟運にまつわる祭礼行事に伏木帆柱起し祝唄がある。これは、毎年春先の出港準備の際に船主を中心とした地元の人達が浜へ集まり、航海の安全を祈り、鉦や太鼓を打ち鳴らし、「木遣り歌」を歌い踊りながら帆柱を立てたことに由来するもので、ソリャエーという力強い掛け声が印象的である。

ソリャエー帆柱起しで ヤーレン ソリャ ヤートコセーヨーイヤナー
めでためでたの伏木の浜辺ヨーイトナー ソーラン アリャエーノ
ヨーイトコ ヨーイトコナー

古老などにより長く歌い継がれてきた祝い唄だったが、昭和40年代には保存会が結成され、「手踊り」や「扇子踊り」、「櫓踊り」などの流し踊りが創作された。近年は船の出港に併せて行事を行うことはなくなってしまったが、地区の小学校の運動会や、年に一度開催される伏木港まつり、勝興寺でのイベントなどの大きな行事の際には、必ず決まって行事が催されている。

こうして祭を通して、船の航海の安全と無事が祈願され、民衆の結束がさらに強められ、町ではいつもと変わらぬ港町の日常が繰り広げられていく。



図：北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致（みなと町伏木と祭礼行事）

②吉久と獅子舞



石黒信由作図 吉久御蔵絵図（文化2年(1805)）高樹文庫蔵

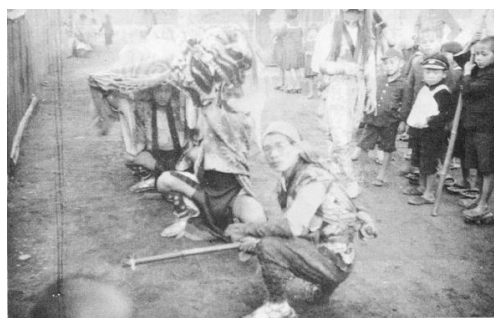
吉久の獅子舞は、吉久神明社の秋季例大祭で舞われるものである。吉久は、小矢部川を挟み伏木の対岸に位置する地区で、江戸時代に加賀藩直営の御蔵が置かれ、この御蔵を中心に発展してきた町である。江戸時代になり、各藩の領域経済が次第に全国市場の中に取り込まれ始めると、米価も大坂の米市場において設定された価格に左右されるようになった。また、年貢の取立てや支配等をめぐり農民とのトラブルが絶えることがなかった。加賀藩ではこうした動きへの対応として、御蔵の設置や十村制度の整備、灌漑用水の整備といった改作法を実施し、年貢の確実な徴収と百姓など民衆の生活の安定を図った。吉久の御蔵はこうした流れの中で作られたもので、その規模も間口30間、奥行き4間の大きな建物が6棟も配されたもので、礪波・射水両郡の蔵の中でも飛びぬけて大きかったようである。さらに吉久の御蔵は、単に年貢米を収納するだけでなく、礪波・射水両郡の御蔵の中で唯一、両郡の収納米の詰込所でもあり、小矢部川や庄川を下って運ばれてくる年貢米の集散地として、あるいは伏木港から廻米として積み出される玄関口という重要な役割を果たしたのである。明治の近代化の流れの中でもその機能は失われることはなく、かつての御蔵はそのまま米や魚肥の倉庫として使用されるなど、吉久は変わらず伏木港の最前線基地として発展した。

このように加賀藩最大の米の集散地として栄えた吉久には、江戸時代の末に

は曳山があったと伝えられるくらい経済力があり、古くから豊かさを背景とした獅子舞が行われてきたようである。

かつて吉久では、あんころの獅子とおもての獅子の二つの獅子舞があった。あんころとは、吉久の町の中心を通る旧街道から東側あたりに位置する地域を指す言葉で、吉久でも最も古くから、村が開かれたところでもある。あんころの獅子は通称あんころの宮といわれる日の出町神明宮の祭礼行事として舞われたもので、加賀獅子の流れを汲み、なぎなたや棒を激しく振り回す荒っぽいものであったようである。おもてとは、旧街道の西側、御蔵の置かれた方角で、町の発展と併せて拡大していった地域を指している。おもての獅子も、あんころの獅子と同じく、棒術やなぎなたの武術を中心としたもので、時に見物人が怪我をしたり、天狗の鼻が飛んだりするほど荒っぽいものだったようである。このあんころの獅子、おもての獅子は、ともに起源をはっきりと記すものはないが、口承では近世末から明治初期には既に始まっていたようであり、昭和戦前の写真には獅子舞の様子が収められている。

この両獅子舞とも若者の減少等により伝承の危機を迎えたが、昭和35年(1960)頃に青年団が中心となって両獅子の合併がなされ、現在の吉久の獅子舞が生み出された。従って、現在の吉久の獅子舞いは、両獅子の荒っぽい性格をよく受け継いでおり、天狗が棒や長刀、松明を縦横に振り回して獅子を打つという豪快な演目で構成されている。



よっさ獅子舞(昭和初期)

祭は6時頃から始まる。はじめに、天保4年(1833)に建てられたとされる入母屋造・棧瓦葺・正面屋根破風・一間の向拝を流した拝殿の通称大宮、吉久神明社で獅子の宮参りが行われる。神明社で獅子頭に御幣を付けてもらい二舞、三舞した後、日の出の宮、浅野の宮と獅子舞が奉納される。それから町内を回るが、近年では全町が公平になるよう回る順番を毎年変えている。



吉久の町並み(南西から)



吉久の町並み(北東から)

吉久の本通りは、かつて能登から富山市岩瀬へと至る浜往来から放生津で分かれ高岡へと向かう放生津街道が通っていた場所で、今も藩政期のままの湾曲した道路が残り、道路の両側には、幕末から昭和戦前に建てられた伝統的な町家が建ち並んでいる。これらの町家は、北陸に特徴的な雪を意識した軒の深い和風町家の外観を呈するが、他の地域と違う吉久独自の特徴として、裏手まで抜ける通り土間がないことなどが挙げられる。これは、吉久の町が米商と農家という二つの性格を兼ね備えていたことから生み出されたものと考えられる。



能松家住宅主屋
(明治末～大正初期)



有藤家住宅主屋
(大正5年(1916)～大正6年(1917))



丸谷家住宅(旧津野家住宅)主屋
(明治中期)

町内を回る際は、目出度いことがあった家選ばれて獅子舞が舞われる。各家では花(祝儀)が打たれると、獅子取りと獅子はしゃがみこみ、その間に紋付袴の世話方が中腰になりショモウ(目録)をあげ威勢よく口上を述べる。

ショモウ ショモウ 目録一つ！ 御酒万樽 御肴沢山！
金子有り有り右は人気栄富栄富！ 御贔負～
とあって〇〇様より吉久獅子舞若連中に下さる～

口上が詠み終わられると、獅子が勢いよく目録をくわえ、玄関先まで入り込み、舞を見せる。吉久の獅子は、獅子の胴に何人もの男が入る百足獅子と呼ば

れるもので、獅子はバクバクと激しく口を開け閉めしながら大きな動きを見せる。これをあやす主役は青年の扮する天狗である。太鼓と笛の音が鳴り響く中、ずっかうそと呼ばれる被り物をし、袂の着物に野衿（たつつけ）をはき、小手をした天狗と、その出で立ちに天狗の面をかぶった大天狗が出て、六尺棒や刀、薙刀などを持ち、勇ましい武術で獅子に立ち向かい、打つ。



伝統的な町家とよっさ獅子舞

また、吉久の獅子舞の大きな見所の一つにハイッタ・ハイッタがある。ハイッタ・ハイッタは、家の座敷まで獅子が上がこみ、家の中で獅子が踊るもので、ハイッタ・ハイッタの会場と決まった家では、家の中を仕切る建具が全て外され舞の舞台が準備され、早くから家族や親族が集まって宴を催しながら、獅子が来るのを待つ。いよいよ獅子が来ると、全員一斉に立ち上がり、身を乗り出しながら口上を見つめる。口上が終わると獅子はものすごい勢いで座敷へと突入し、舞が行われる。獅子方も力が入るのか、外で見るよりも遥かに激しく見える。時にものを壊すこともあるが、そんなことは一切おかまいなしで、人々は熱狂し大きな歓声をあげる。外にも大勢の人が集まりその様子をじっとみつめている。実は、この瞬間が最も吉久の人々と、伝統的な家が輝く瞬間なのかもしれない。



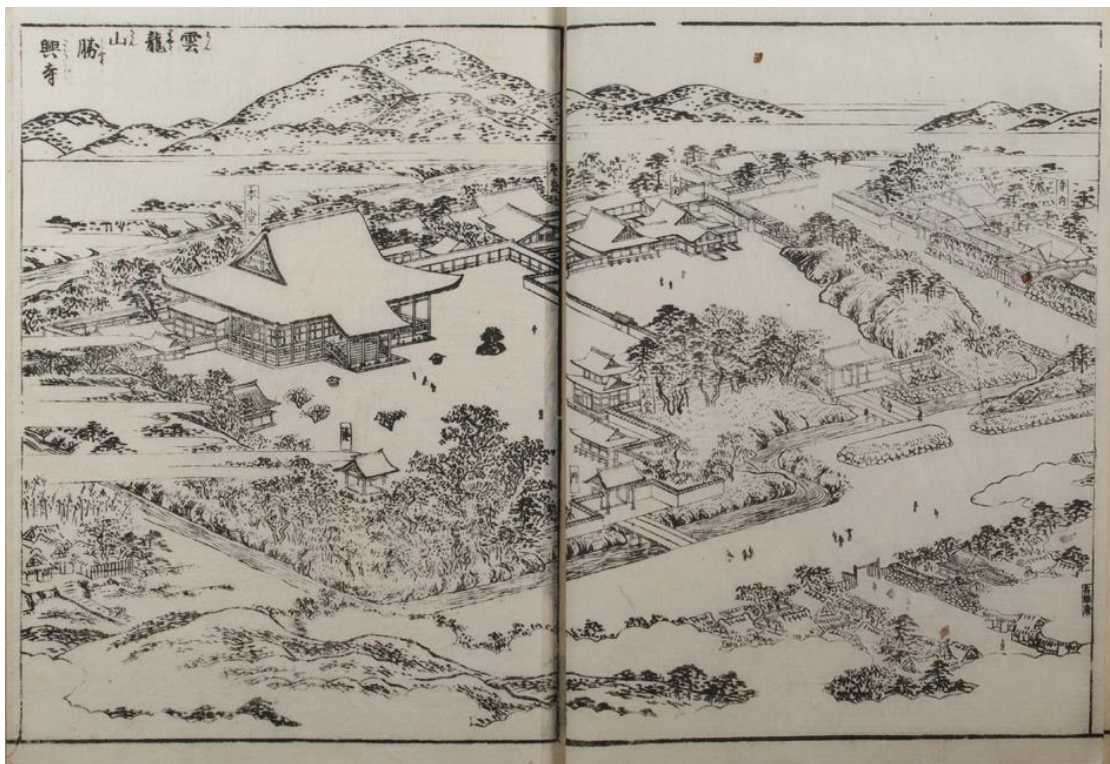
ハイッタ・ハイッタ

かつての吉久の隆盛を偲ばせる町家が建つ狭い道路で、荒々しく大きな動きの獅子が繰り広げられる様は、対照的なコントラストを描きつつも見事に一体化しており、良好な歴史的風致を形成している。



図：北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致（吉久と獅子舞）

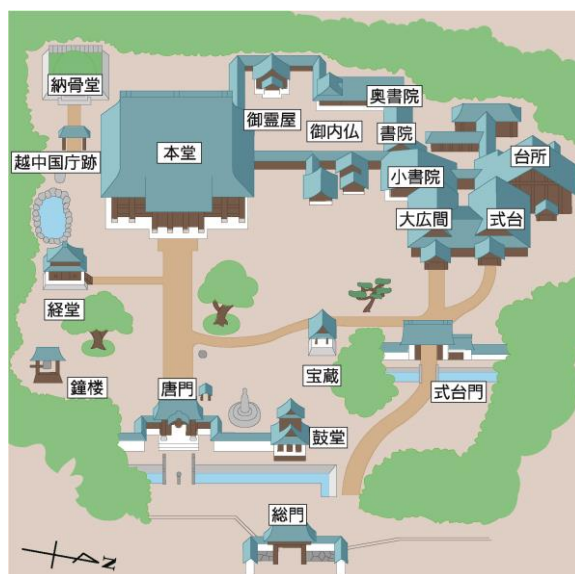
(5) 勝興寺と寺内町に見る歴史的風致



「雲龍山勝興寺」(享和3年(1803年)『二十四輩巡拝図会』巻之三) 高岡市立博物館蔵

伏木みなと町から伏木台地を登ると勝興寺と同寺を中心に形成された寺内町がある。勝興寺は、蓮如上人縁の越中国礪波郡蟹谷庄土山の「土山御坊」にはじまる浄土真宗本願寺派の古刹である。天正12年(1584)、当時の領主神保氏張から寄進を受けて現在の地へ移り、戦国期には越中における一向一揆の拠点寺として、江戸時代以降は越中の浄土真宗本願寺派の触頭であり、また前田家や公家等と強く結びつき寺勢を保持した。境内地は古代には越中の国庁があった地と推定され、中世には古国府城が置かれたところで、現在も境内の周囲には城郭らしい堀と土塁が遺存している。

この境内に本堂をはじめ大広間及び式台、御内仏、経堂、鼓堂、唐門や総門など12棟の建造物が配され、浄土真宗の典型的伽藍配置を示している。また、各建造物は全て近世に建てられたもので、規模・意匠など



勝興寺伽藍配置図

が優れており、全て重要文化財に指定されている。



勝興寺本堂



勝興寺唐門



勝興寺鼓堂



勝興寺本堂と越中国庁跡の石碑



勝興寺台所

寺内町は、伏木の地に勝興寺が寺地を構えた時以来、寺の境内地である古国府の中に生まれた町である。天正16年（1588）には、利長が勝興寺の勢力を抑えるために古国府から古府村を分立させており、寺内町は古国府のうち門前の75石のみを指すようになった。寺の総門前には、子寺や役寺が置かれ、門前から東へ走る道に沿って上町と中町が連続し、その東端で道は北と東の台地下への二本に分岐し、台地の東縁辺に沿って南北に浦町、台地の東麓に沿い北行しさらに東へ折れて下町が形成されている。



寺内町の町並み

門前の各寺院は全て歴史的なもので、それぞれの建物が伝統的な様式を有している。浄徳寺本堂は、江戸時代中期から後期に建てられた切妻造り・平入のお堂で、半分を本堂、もう半分を住坊とした特徴を持ち、木組みなどが時代を

よく表している。入報寺本堂は、小型であるにも関わらず矢来をもうけ、外陣の頭貫虹梁や出組斗栱等に特色を持っている。その他の寺院もそれぞれ意匠などに歴史的な特徴が表れている。

町家も伝統的なものが残されている。浦町の南端西側にある北村家は、明治8年(1875)に建てられた切妻造り・平入・登梁形式の町家で、格子の代わりにスムシコという割り竹をすだれ状に編んだものがはめ込まれた表構えに特徴がある。



北村家住宅主屋

また、勝興寺寺内町の大きな特徴の一つとして、住民の職業構成が挙げられる。寺内町には、勝興寺家中でも身分の低いものや、元々この地に住み続けていたもの、同寺周辺の村々から移住してきたもの、在所は別に持ち商売のための別家を構えるものなどが居住していたが、この地が伏木の港に程近く、古府村の分立前から古国府では舟運を営む人がいたこと、古国府近接地域からも多くの人々が移住してきたことなどから、舟運に従事する町民の割合が非常に高く、舟運による収益が同寺と寺内町の大きな経済的基盤となっていた。寺内町では、町人の中から町肝煎と町頭3人、舟肝煎1人が選ばれ、町自治の執行にあたっていたが、勝興寺草創期から同寺の御用商人として活躍し代々町役人を勤めた塩屋のように、舟運などを通して得た財を活かし、同寺の運営に大きな功績を果たした町民の中から町役人が選ばれていたようである。

浦町から延長した通りの東側には旧秋元家住宅(高岡市伏木北前船資料館)がある。当家は、寺内町内ではないが寺内町域東端に隣接しており、廻船問屋並みの業をなした小宿の遺構である。明治20年代に建てられた主屋や、近世後期に建てられた米蔵、衣装蔵など一連の建物が残り、市指定文化財となっている。当家は、町家では珍しく妻入りのアズマダチ形式である。これは、妻入り建物を建てるだけの広い敷地



旧秋元家住宅

があったことももちろん大きな要因の一つであるが、この地で廻船問屋並みの業をなした小宿として大きな財を蓄えていたことも要因の一つにあると考えられる。また、当家には港を見晴らせる望楼や、荷物を大量に保管することのできる大蔵などもあり、市内でも数少ない廻船問屋並みの業をなした小宿の遺構として非常に価値の高いものである。

このように、宗教的な結びつきだけでなく、舟運による経済活動を通じて、勝興寺が一種領主的な存在を果たしていたこの地域では、今でも同寺と寺内町の町民の密接な関係を示す様々な行事が行われている。

勝興寺では、年間を通して様々な宗教行事が行われているが、代表的なものに毎年1月に行われる御満座法要が挙げ



御満座法要

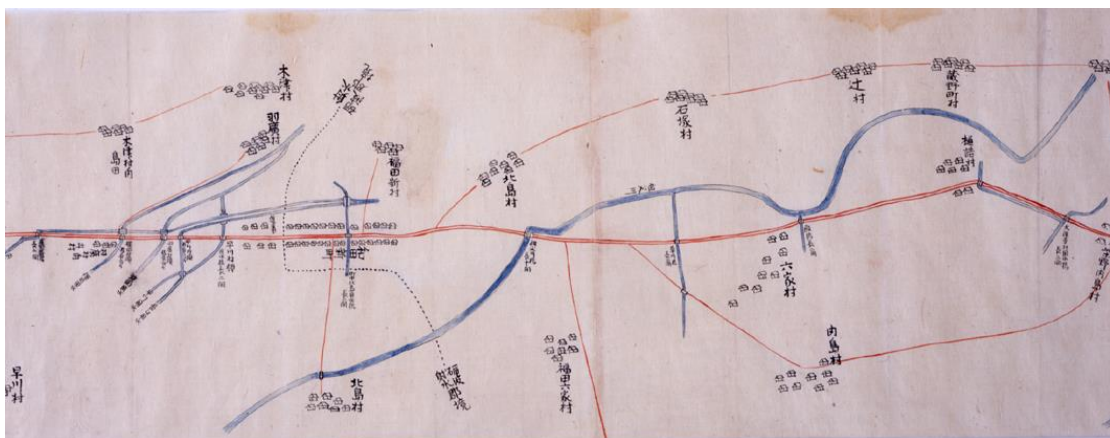
られる。御満座法要は、開祖親鸞聖人の遺徳を偲ぶ法要で、1月14日から16日にかけて、本堂内に高さ1.8m・重さ約150キロもあるデカローソクを立て、住職や参拝者による読経などが行われる。この法要が行われる勝興寺の本堂は、加賀藩の支援を受けて寛政7年（1795）に西本願寺阿弥陀堂を模して建てられたもので、桁行・梁間ともに40m近く、地方の寺院建築としては破格の規模であり、近世浄土真宗本堂の典型的構成を示す平面配置、木鼻や臺股・欄間などの彫り物装飾、内陣などに施された華麗な彩色などが見事なものである。平成16年度には約7年間をかけた大修理事業が完了し、現在はかつての威容を取り戻している。法要の際は、この本堂内に溢れんばかりに人々が集まり、御示談を受け一斉に経を唱える。その様子は、明治期の写真に収められた様子と何ら変わるものでなく、民衆の熱狂的な信仰精神が受け継がれていることを感じられる。



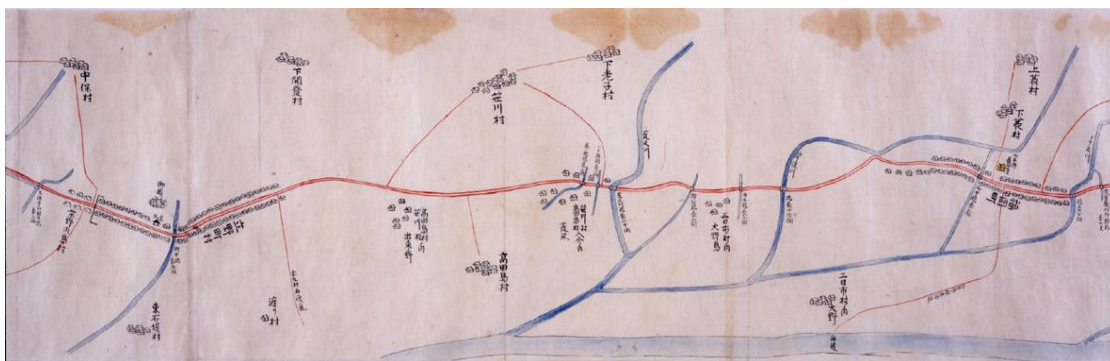
図：勝興寺と寺内町に見る歴史的風致

(6) 旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致

①旧北陸道沿いの町々と祭礼行事



和田～立野 石黒信由作図 砺波郡・射水郡御鷹野道見取絵図（文政11年(1828)）高樹文庫



立野～福岡町 石黒信由作図 砺波郡・射水郡御鷹野道見取絵図（文政11年(1828)）高樹文庫

旧北陸道は、商都高岡の陸の主要な流通経路として利用された道である。山町筋を通過した北陸道は博労地区を通り、旧町域の西の玄関口にあたる横田町を抜け、和田、立野を経た後、福岡町、今石動、金沢へと通じていた。街道沿いの和田、立野、福岡といった町々は、人馬が往来する宿場町や在郷町などとして賑わいをみせた。現在、この道は国道8号の脇街道となっているが、歴史的な建造物や旧跡が数多く残されている。

山町筋を通り抜けた後、旧北陸道をしばらく進むと、水天宮祭の行われる中島町にたどり着く。中島町は、旧北陸道と千保川の交差点に当たる地で、かつては千保川の本流と、中島川と呼ばれる支流に挟まれた中州で、水陸交通の結節点として重要な役割を果たしていたが、立地上水害の多い地でもあった。こうしたことから、中島町では古くから水天宮を祀っており、これが現在の水天宮祭へ繋がったと考えられる。現在の形で祭礼が行われるようになったのは、大正3年のことである。（『中島町水天宮由緒』中島町自治会）

祭礼当日は、有礒正八幡宮からご神体の中島町の移住者宅等に招くことから始まる。有礒正八幡宮は中島町とはやや離れた横田町の外れにある宮であるが、これは、水害によりご神体が何度か場所を変えた結果、その無事を確実なものとするために有礒正八幡宮に置かれはじめたことによる。なお、この有礒正八幡宮は、拝殿・幣殿・釣殿・本殿からなる明治16年（1883）建造の建物で、拝殿・幣殿の八棟造りの屋根の形式や、本殿の入母屋造の屋根形式、組物の装飾などに特徴がみられ、平成18年（2006）に登録有形文化財となっている。祭神の移動後、祭典を行い、その後数多くの灯籠が千保川へ流される。漆黒の川面に灯籠の明かりがゆらめく幻想的な雰囲気醸し出している。



有礒正八幡宮

横田町を抜け、さらに旧北陸道を進むと立野がある。立野は、高岡町と福岡町のちょうど中間ほどに位置する集落で、慶長11年（1606）に利長から町立てを許され、高岡城築城後の慶長15年（1610）に北陸道の道筋変更に伴って宿場町となった。立野宿は高岡宿が忙しくなった時に加勢するという性格を持つ宿ではあったものの、寛文元年（1661）には米を収納する蔵が置かれるなど、街道沿いの重要な拠点として発展した。

この地を代表する旧家が日尾家である。日尾家は、この地区で代々蔵宿を務めた旧家で、明治28年（1895）に建てられた切妻造り・平入・平屋建で、前面を格子で覆い、玄関戸は大戸とし、小庇をつけず軒の深い大屋根をかけた古い形式の主屋を持ち、当家の繁栄と地区の歴史を感じさせる。



日尾家住宅

立野では、こうした豊かさを背景に福田神社の秋季祭礼に獅子舞が行われてきた。立野の獅子舞は、獅子舞の豊富な高岡でも特徴的なものである。立野の獅子は女獅子で、天狗と争うこともなければ、花をうつこともない。また、獅子の胴幕の長さがおおよそ12メートルもあり、20人の人足が入ることになっている。祭礼時には、笛と太鼓の囃子が鳴る中、大獅子が各家を回り、玄関口で口をパクパクとさせて、家の邪気を追い払う。

このほかにも旧北陸道沿いでは、地域的特色の豊かな祭礼行事を見ることができる。佐助祭は、和田上町・和田中町で行われる祭礼行事である。和田は、慶安2年（1649）に礪波郡佐野村の佐助らの藩への嘆願によりようやく開かれた町である。しかし、町立て直後は年貢の負担等により町民の生活は非常に苦しいものであった。そこで、この状態を見かねた佐助が隠し田をつくり、町民らを困窮から救おうとしたが、藩の知るところとなり処刑されてしまったのである。佐助祭は、この佐助の恩に対し町民らが彼の遺徳を偲び行うもので、佐助の悲運な死後すぐに始められた。

祭は、まず和田神明宮の神事から始まる。その後、同神社の境内地にある佐助大明神を祀った小さな祠の前で祭文や玉串の奉納がなされる。なお、祭の際には、和田上町・和田中町の各家の軒先には佐助の像が描かれた行灯が掛けられることとなっており、山本家住宅をはじめとする伝統的な町家の軒先にも行灯がかけられ、町全体が佐助への感謝の念一色で染まる。



和田の町並み



行灯

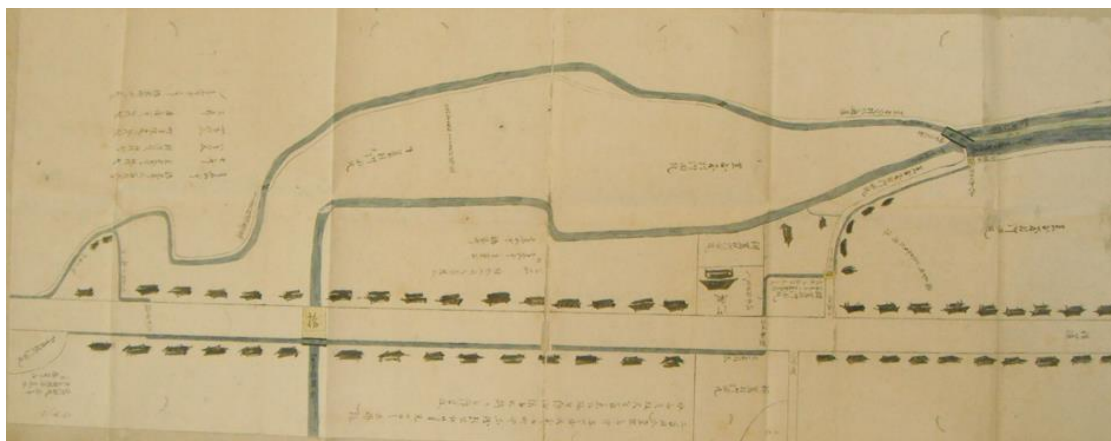


山本家住宅



図：旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致（立野及び和田）

②福岡町の菅笠づくり



福岡町火留用水絵図（18c 後半 杉野家文書）福岡歴史民俗資料館蔵

現在の高岡市域における西の玄関口が福岡町である。かつて福岡町は、周辺で作られる菅笠の集散地であり、菅笠が最大の特産品であった。この地域の菅笠づくりの起源は諸説あるが、古くは庄川や小矢部川の氾濫や、大地震等により発生した低湿地に自生した菅を利用して行った蓑作りから派生したものだと伝えられている。以降、山間を中心に水稻の不適作地を利用して菅を育て、小矢部川の河原や中洲を利用して菅干しが行われてきた。江戸時代には、加賀藩の奨励も受け、現小矢部地域や福岡地域、立野や東五位など広い範囲で積極的に生産されるようになった。



菅笠



近代の菅笠づくりの様子

17 世紀の後半には、「加賀笠」の名で江戸や京都、大坂、西国筋、上州など全国各地へ出荷されていた加賀の菅笠だが、ここでも福岡町や小矢部を中心とした地域は大きな役割を果たした。全国へと販路を拡大するにつれ、菅笠の原料となる菅が不足したことから、19 世紀以降、大量の菅を砺波郡から仕入れていたようである。また、金沢の堀川町で菅問屋街が形成されてくると、砺波郡で生産された菅笠の一部も堀川町の間屋へ出されるようになり、地元から直接出荷するものとの相乗効果でますます「加賀笠」の名が広まっていったようである。

福岡町を除く地域では、現在菅笠の生産はほとんど行われていないが、福岡町では今でもかつてと変わらず手作業で菅笠が作られている。平成21年（2009）3月には、その技術や菅の生産から菅笠の製作、販売までの全工程をこの地域で行っていることが高く評価され、「越中福岡の菅笠製作技術」として重要無形民俗文化財の指定を受けた。また、平成29年（2017）には国の伝統的工芸品に指定された。

菅笠づくりは7月頃の育苗床づくりから始まる。刈り取りの終わった菅田を起耕し、水を入れ肥料を施す。その後、代かきを行い、田面を平らにして苗床がつくられる。9月下旬に夏芽が萌芽した菅のうちよいものを抜き取って苗とし、9月中旬から11月上旬にかけて植える。植えつけられた苗は12月頃に枯れ、新芽が出始めてから雪に覆われることになる。融雪後3月下旬から5月中旬にかけて不良芽が間引かれた後、7月中旬にようやく刈り取りの適期を迎えることとなる。

この頃には、山間などで青々と茂った菅田で、人々が手作業で刈り取りを行う風景をみることができる。刈り取られた菅は平場に集められ長菅と短菅に分けられた後、7月下旬の晴天の日に天日干しされる。かつては山間地の斜面や川原や中洲を利用していた干し作業は、現在は家の庭などで作業が行われているが、あたり一面に菅草が敷き詰められた光景は現在も季節の風物詩となっている。



菅干



近代の菅笠づくりの様子



菅田（西明寺地内）



菅草刈



菅干

菅笠の製作は、竹を割って笠骨をつくる仕事と、笠骨に菅を縫い付ける仕事に分けられる。昔から笠骨づくりは男の仕事、笠縫は女の仕事とさ



菅笠づくり



笠骨づくり

れてきた。笠縫の作業は、福岡全域で行われているが、特に西山丘陵の山麓に位置する西五位地区に従事者が多い。この地域には、砺波平野ではアズマダチがよく見られる。アズマダチは束や貫、梁の格子組をみせ、その間を白壁で塗った妻意匠、家を取り囲む屋敷林が特徴的なものである。笠縫作業もこのアズマダチ民家の広い座敷などを利用して行われている。(宮崎家：上向田など)



旧北陸道の町並み



旧北陸道の町並み（昭和10年代）

滝写真館提供

つくられた菅笠は福岡町の旧北陸道沿いの問屋街で保管され、全国の笠販売所へ卸ろされていた。今も街道沿いには、明治期から昭和初期に建てられた町家としては比較的規模の大きい旧菅笠問屋の民家が数多く残されている。これらの民家は、菅笠問屋の遺構らしく、オイの間の上に菅笠を保管する場所として中二階をもうける例が多い。町の南西端には、現在も現役で菅笠問屋を営む岸野有三家がある。当家



旧菅笠問屋

は、昭和2年（1927）建築の比較的新しいものだが、切妻造り・平入・2階建・登り梁という古い形式を残すもので、町でつくられた菅笠を仕入れ、必要な場所へと卸している。また、街道沿いには問屋以外にも、加賀藩歴代藩主が参勤交代に際して休憩所とした長安寺などの歴史的建造物や、藩主の喉を潤すのに供された殿様清水などの旧跡が残されており、菅笠に関わる人々の営みと歴史的遺産が一体となって良好な歴史的風致を形成している。



図：旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致（福岡）

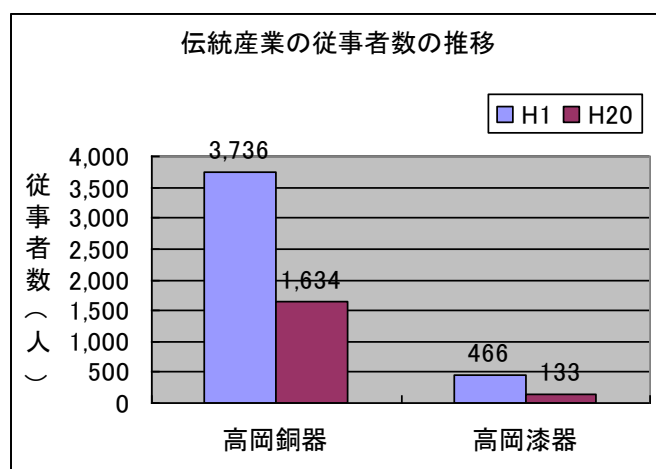
2 高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

①歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事の継承と育成に関する課題

400年の歴史に培われた高岡の工芸・民俗技術や、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた祭礼・年中行事は、歴史的建造物や歴史的な町並みといった有形の歴史文化資産とともに、高岡の歴史的風致に奥行きと層の厚さを感じさせる重要な要素である。

高岡には、昭和50年（1975）に国の伝統的工芸品の産地指定を受けている「高岡銅器」、「高岡漆器」のほか、「越中福岡の菅笠製作技術」として重要無形民俗文化財に指定された「菅笠」などがある。「高岡銅器」や「菅笠」は全国シェアの90%以上を占める一大産地であるが、雇用環境や生活様式の変化、また人々の生活用品に対する意識の変化等の要因により、従事者数の減少が著しく担い手不足が慢性化している。

また、高岡を象徴する大規模な祭礼行事の他にも、地域の人々の拠り所となっている数々の祭礼・年中行事が現存しているが、少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化などにより失われつつある。



表：伝統産業の従事者数の推移

高岡市産業企画課「高岡特産産業のうごき」より

②歴史的建造物の保存と活用に関する課題

高岡には、歴史的風致の核となる歴史的建造物が数多く現存しており、うち国、県、市の指定文化財は適正に保護されているものの、登録有形文化財については、保存や修理に関する取り組みが十分とは言えない。したがって、適切な維持管理が行なわれないまま老朽化が進んでいる。

また、その他、高岡の町家や旧商家、旧問屋等の歴史的建造物は、伝統的建造物群の調査を除き悉皆調査や発掘調査等の基礎調査が不十分であり、その歴史的価値の認識不足や維持管理費の負担増、所有者の高齢化・後継者不足等の要因により、老朽化や消失が急速に進んでいる状況にある。

③歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和に関する課題

旧高岡町の区域や伏木、吉久には、明治期以降の町家が集積しており、高岡の歴史的風致を形成する歴史的な町並みが良好に残されている。しかしながら、そうした町家の多くについては、老朽化が進む中で耐震性が確保されておらず、また間口が狭く奥行きが長いという形状から、機能性の向上や駐車場の確保など現代の生活様式にあった増改築がしにくいという問題がある。こうした中、伝統的な建築様式をもつ町家が取り壊され、空き地や駐車場等になっているところが徐々に増えており、良好な歴史的な町並みの破壊が危惧される。

また、町並み景観の阻害要因として、電線類やけばけばしい色彩の広告物が挙げられるほか、街道や小路などに過度に流入する自動車などによって、安心して散策できる快適な歩行空間が確保されていないという課題も挙げることができる。

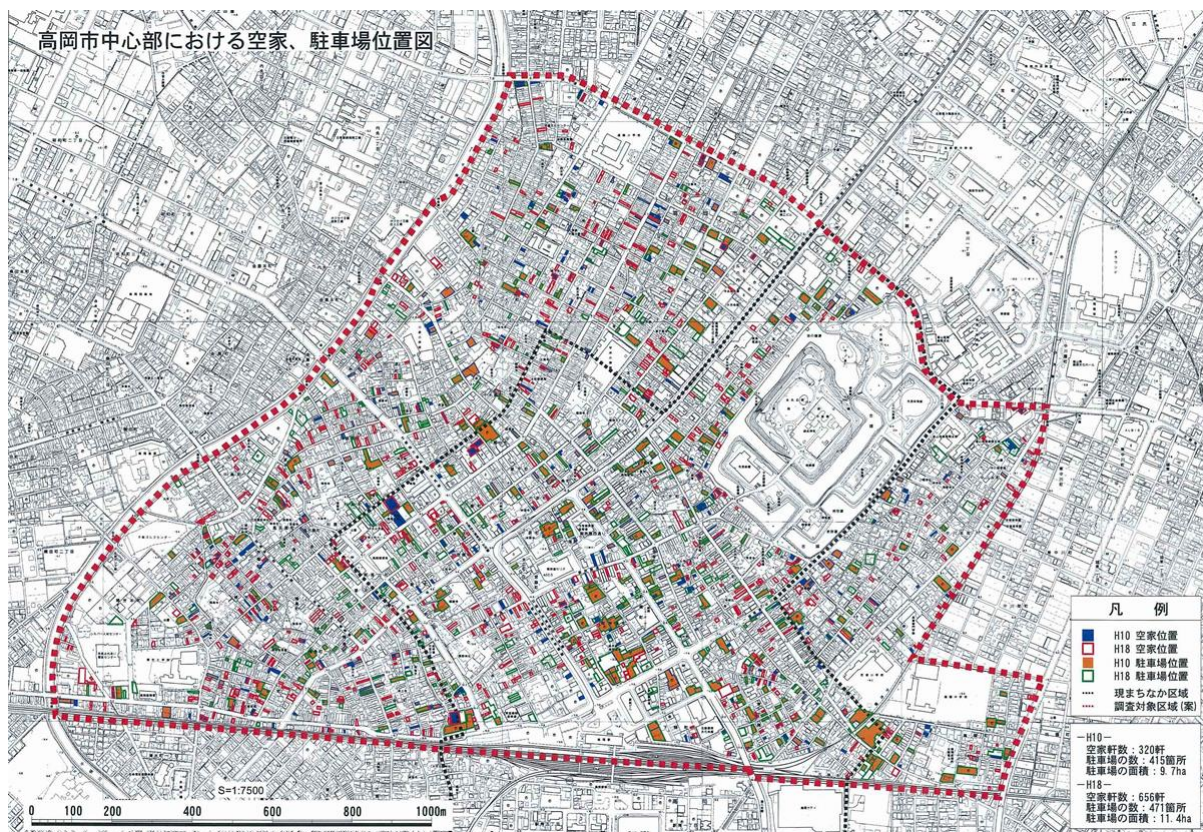
さらには、平成27年3月に長野―金沢間で北陸新幹線が開業し、新たな高岡の玄関口となる新高岡駅は、瑞龍寺や前田利長墓所が位置する現在の高岡駅の南側に整備されたことから、マンションや商業施設などの開発による眺望景観の阻害が危惧される。



町家に挟まれた空き地



町並み景観を阻害する電線類



図：空き家・駐車場の分布状況と推移 「高岡市まちなか居住推進調査」(平成18年(2006))より転載

④資料の収集・保存及び調査・研究に関する課題

高岡は幸いにも戦災に遭わず、近世以降の歴史、民俗、産業などの貴重な資料が数多く現存しているが、拠点施設である博物館等が老朽化や長年の人員不足などの理由から十分に機能していない。したがって、これら資料の収集・保存や調査・研究の停滞が懸念されるとともに、体系的な情報の蓄積や発信が困難な状況にあり、貴重な資料が散逸する恐れもある。

3 総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画等の状況及びそれらの計画との関連性

(1) 高岡市総合計画

基本構想：平成 29 年度～平成 38 年度

基本計画：平成 19 年度～平成 23 年度（第 1 次）

平成 24 年度～平成 28 年度（第 2 次）

平成 29 年度～平成 33 年度（第 3 次）

本計画では、『豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡』をまちの将来像として掲げており、「ものづくりの技と心」を礎とし、その英知とたゆまぬ努力によって町民文化の花を咲かせ、挑戦と創造を積み重ねてきた先人の志を受け継ぎ、すべての人がそれぞれの能力を生かして自立し、次代を担う創造性豊かな市民が育つ「市民創造都市」に挑戦していくこととしている。

また、この将来像を実現するために設定している 5 つの分野と 17 のめざすまちの姿のうち、〈地域産業〉「1 ものづくり産業が時代の流れに対応し、活性化している」において、②地域産業の競争力強化、④中小・小規模企業の経営基盤強化を、〈歴史文化〉「3 世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている」においては、①文化財の保存・活用、②歴史的風致の保全・活用を、「4 暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている」においては、①地域に根差した創造的な芸術・文化活動の育成をそれぞれ推進することとしている。

第6章 施策の大綱

〈まちの将来像〉 豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡			子育て・教育	安全・安心
分野	めざすまちの姿	施策		
地域産業	1 ものづくり産業が時代の流れに対応し、活性化している	①新たな事業活動の創出 ②地域産業の競争力強化 ③産業基盤の整備・企業立地の推進 ④中小・小規模企業の経営基盤強化 ⑤雇用・勤労者福祉の充実	9 教育を通じて個性を磨き、生きる力を高め合っている	①豊かな学力・豊かな心・健やかな体をはぐくむ教育の推進 ②地域に開かれた特色ある教育活動の充実 ③教育効果を高める教育環境の充実 ④高等学校・高等教育機関の充実・連携
	2 水・緑・食が豊かで暮らしにうおいがある	①農業の持続的発展 ②農山村の振興 ③林業の振興 ④水産業の振興	10 いくつになっても興味のあることを気軽に学べている	①ライフステージに応じた生涯学習の振興 ②未来を担う世代の育成と若者が主体となるまちづくりの推進
歴史・文化	3 世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている	①文化財の保存・活用 ②歴史的風致の保全・活用	11 いつでも気軽にスポーツを楽しんでいる	①生涯スポーツ活動の充実 ②スポーツ施設の充実と効率的な活用
	4 暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている	①地域に根ざした創造的な芸術・文化活動の育成	12 誰もが生き生きと自立して暮らしている	①地域福祉の推進 ②障がい者（児）福祉・自立支援対策の充実 ③高齢者福祉の充実
交遊・観光	5 高岡の魅力を積極的に発信し、たくさんの人が訪れるようになっている	①観光資源の発掘と保存・活用 ②広域観光の推進 ③イメージアップ・誘致活動の強化 ④国内・国外交流の推進 ⑤インバウンドの推進	13 健康な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる	①生涯を通じて健康づくりの推進 ②医療体制・医療制度の充実
	6 生活の利便性が向上し、市街地に人が行き交いにぎわっている	①商業・サービス業の振興 ②中心市街地活性化の推進 ③市街地の整備 ④住宅・宅地の整備 ⑤良好な都市景観の創出	14 地域の人々の手で環境が守られている	①環境保全意識の高揚 ②環境保全対策の充実 ③ごみの減量化・資源化の推進
教育・子育て	7 交通ネットワークを活かし、県西部の中核的役割を果たしている	①高岡駅・新高岡駅の周辺整備 ②高岡道路網・幹線道路網・地域公共交通体系の整備 ③港湾の整備・活用 ④広域連携の推進	15 安全で快適な生活を送っている	①防災対策の充実 ②消防・救急・救助体制の充実 ③道路整備・交通安全・防犯対策の充実 ④緑化の推進と保全 ⑤河川・海岸の保全・整備 ⑥雪対策の充実 ⑦上・下水道の整備 ⑧消費生活の向上
	8 安心と希望、ゆとりを持って子育てを楽しんでいる	①教育・保育の一体的提供の推進とサービスの充実 ②新たな子育て情報提供システムの構築 ③安心して妊娠・出産・子育てができる体制の充実 ④地域の子育て力の応援	16 その人らしさが尊重され、おだいに助け合いながら幸せに暮らしている	①市民が主役の地域づくりへの支援 ②多文化共生社会の推進 ③男女平等・共同参画社会の実現 ④平和な地域社会の形成
			17 市役所が市民に信頼され、責任を持って取り組んでいる	①市民に開かれた市政の推進 ②高度情報化の推進 ③簡素で効率的な行財政の推進

図：高岡市総合計画の大綱

(2) 高岡市都市計画マスタープラン

策定：平成30年（2018）12月

本プランでは、「市民創造都市 高岡」を将来都市像に定め、都市づくりの基本方針として《歴史・文化と自然を活かした都市づくり》、《安全・安心で快適に暮らせる都市づくり》を掲げている。

《歴史・文化と自然を活かした都市づくり》では、歴史まちづくりや文化創造都市の取組を推進するため、市内各地に分布する歴史・文化資産の保存・活用、歴史的な町並みの誘導や、歴史的風致が残る地域などにおける新たな創造の場の創出等を掲げている。

《安全・安心で快適に暮らせる都市づくり》では、本市の強みである自然的・歴史的な景観まちづくりの推進のため、恵まれた自然景観の保全や魅力的な都市空間の誘導を掲げている。

(3) 高岡市景観計画

策定：平成21年（2009）3月（同年11月、平成29年2月変更）

本計画では、景観づくりの基本方針を〈1 高岡市固有の美しい景観資源を後世に保全・継承していきます。〉、〈2 県西部の中核都市として、魅力ある景観を創り出していきます。〉、〈3 美しい景観によって、市民の誇りと愛着を育みます。〉、〈4 魅力ある景観づくりをととして、まちを活性化します。〉としており、市全域（景観計画区域）において大規模な建築行為等の形態意匠などを規制誘導すると同時に、高岡市中心部や伏木地区、福岡地区など歴史的町並み保全を進めていく地域を景観形成重点地区として指定し、建築物等の位置や高さ、色彩の基準を設けるなどして、周辺の町並み景観と調和した建築行為等が行われるよう規制誘導している。

◆ 景観づくりの基本方針 ◆

高岡市の良好な景観づくりに向けた基本方針を以下のとおりとします。

1. 高岡市固有の美しい景観資源を後世に保全・継承していきます。

・高岡市固有の歴史・伝統・文化・風土が織り成す景観は、市民共有の貴重な資産であり、これを保全し、後世に継承していきます。

2. 県西部の中核都市として、魅力ある景観を創り出していきます。

・高速交通網の整備などに伴い、県西部の中核都市としての魅力向上と、これに伴う都市の活性化へと導くため、魅力ある景観を創り出していきます。

3. 美しい景観によって、市民の誇りと愛着を育みます。

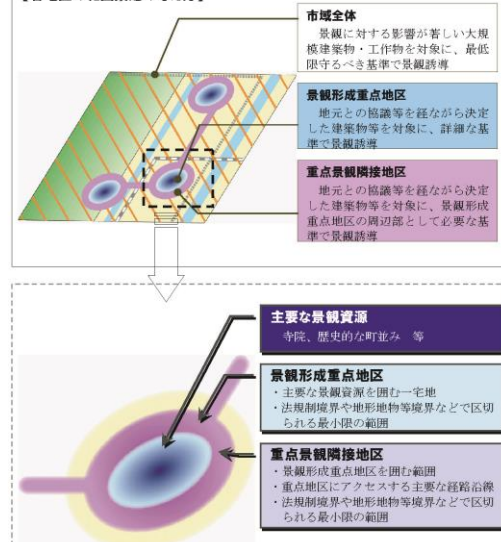
・市民が郷土の美しい景観に触れ、景観づくりに参加する取り組みを通して、市民の高岡市に対する愛着と誇りを育みます。

4. 魅力ある景観づくりをととして、まちを活性化します。

・美しい景観づくりを進めることによって、まちの魅力が高まり、高岡市を訪れる人々が増え、地域社会の活性化を目指します。

景観形成重点地区等の設定

【各地区の範囲設定の考え方】



図：景観づくりの基本方針及び景観形成重点地区等の設定

(4) 高岡市歷史文化基本構想

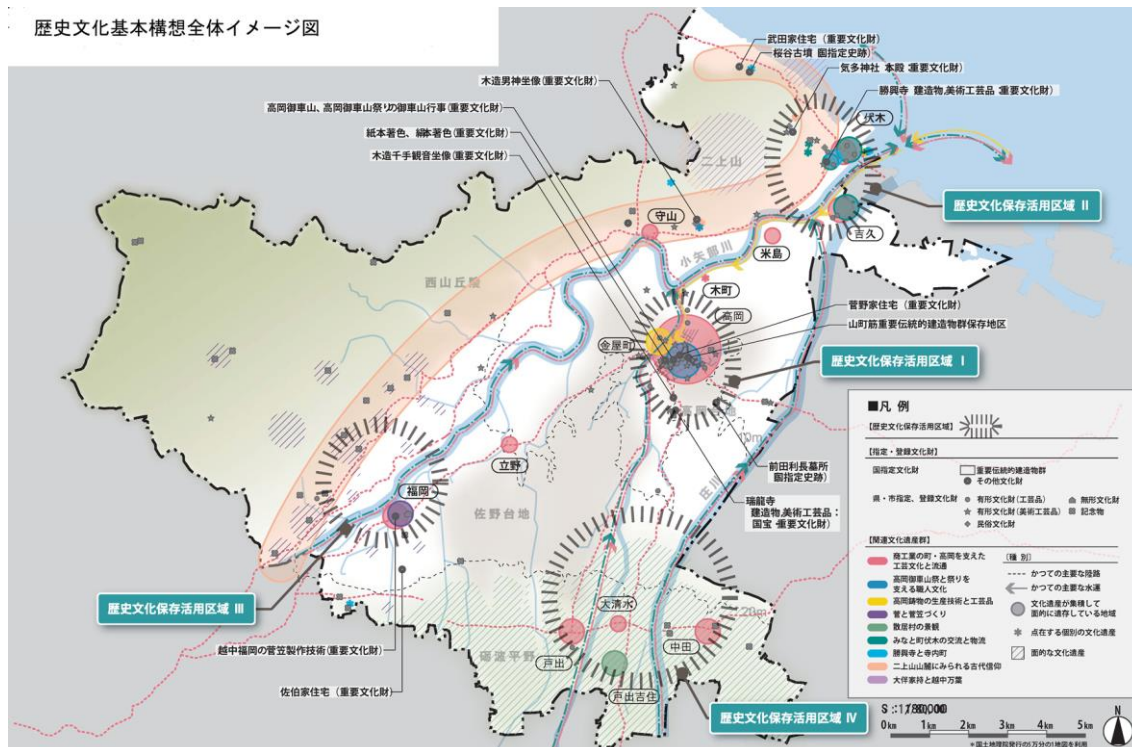
策定：平成23年（2011）3月

平成20年度から文化庁の委託を受けて「高岡市文化財総合的把握モデル事業」を実施し、高岡市歴史文化基本構想を策定した。

本構想では、将来像を「市民が郷土に対する誇りを持ち、ものづくりの結晶が輝くまちへ」とし、基本方針を、“文化財の保存・活用を通して”〈1 郷土教育を推進し、市の歴史や風土を学びとる。〉〈2 ものづくり文化の洗練を目指す。〉〈3 市民一人ひとりが高岡の「人・ものづくり・文化」を担っている意識を高める。〉とし、文化財の保存・活用の方針や人材育成の方針、文化財の周辺環境に係わる関連分野における施策の方針などを定めている。

なお、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の運用指針」によれば、「歴史的風致維持向上計画」作成の際には、あらかじめ「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた「歴史的風致維持向上計画」とするよう努めることが望ましいとされており、本市の歴史的風致維持向上計画（高岡市歴史まちづくり計画）の作成にあたって、その内容は本構想に即したものとした。

歴史文化基本構想全体イメージ図



圖：歷史文化保存活用區域案

(5) 越中・飛騨観光圏整備計画

策定：平成22年（2010）2月

計画期間：平成22年度～平成26年度

本計画では、2県8市1村（富山県高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び岐阜県高山市、飛騨市、白川村）の区域において、「ものづくり、景観、食、祭り・歴史、温泉」といった「5つのキーワード」を掲げている。

当圏域ならではの強みであるこれらの豊富な観光資源を活かし、〈いつ、誰が、どこに訪れても、2泊3日以上楽しむことができる圏域の志向〉〈人材育成と情報発信を核とした全国・世界へのPR〉を通し、「～越中・飛騨観光圏整備による地域の活性化～」を図っていくこととしている。

(6) 高岡市中心市街地活性化基本計画

認定：平成19年（2007）11月

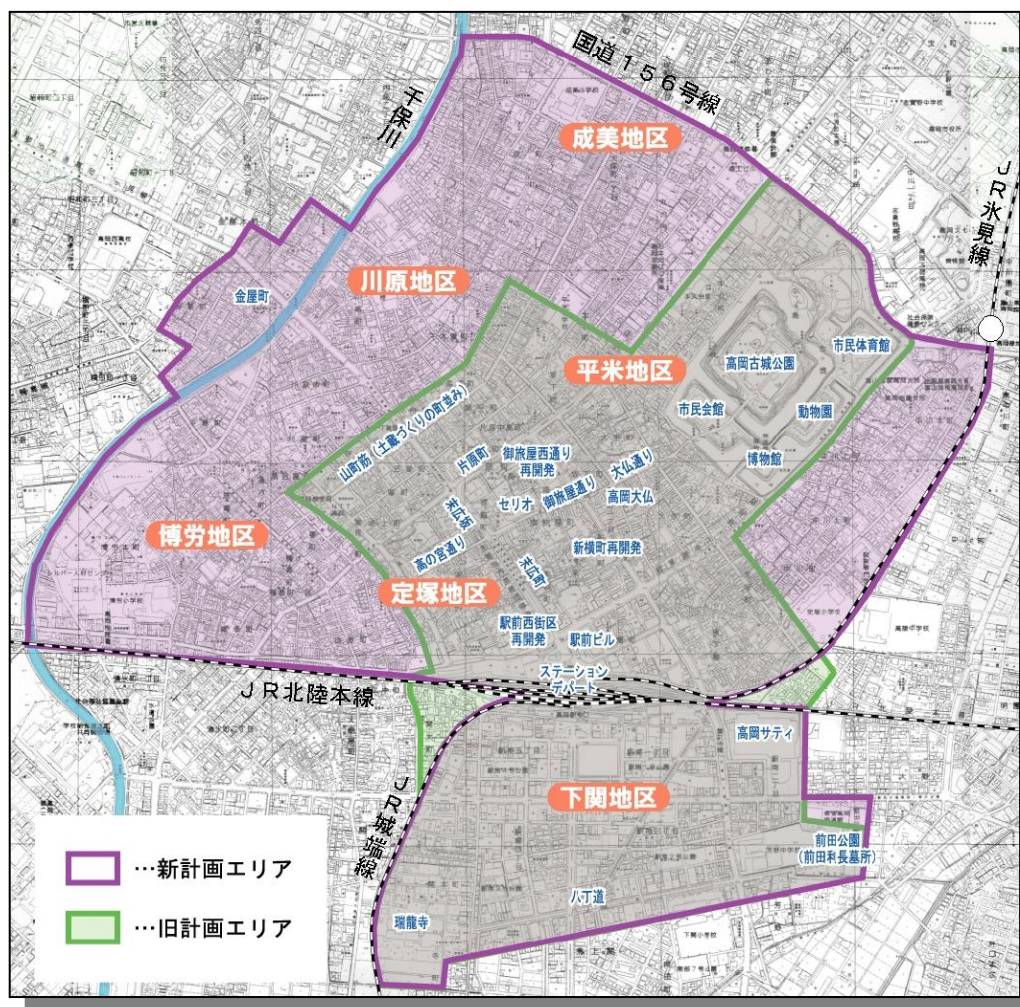
計画期間：平成19年度～平成23年度（第1期）

平成24年度～平成28年度（第2期）

平成29年度～平成33年度（第3期）

本計画では、『光り輝くまちなかの創生 ～400年の資産を守り、育み、繋ぐ～』のスローガンの下、「①行き交う人で賑わうまち」「②住む人、働く人で賑わうまち」を基本方針としている。

また、基本計画の目標を「1 交流人口の拡大」「2 まちなか居住と生活サービス・事業創出機能の充実」と定め、中心市街地に集積している貴重な歴史・文化資産を保存・継承し、観光資源として活用することによって、交流人口の拡大、及びまちなか居住人口の増加を推進することとしている。



図：計画区域（エリア）

（7）文化創造都市高岡推進ビジョン

策定：平成 27 年（2015）3 月

本計画は、文化創造都市高岡として目指すべき都市のイメージを明らかにするとともに、その実現に向け、文化、芸術、産業、観光等に関する施策を一体的に推進するため、概ね 10 年間の基本的な指針を提示した。

また、4つの戦略〈1. 知る〉市民一人ひとりが高岡の文化を知り、文化に親しむ機会の拡大、〈2. 創る〉地域固有の文化に親しみ、交流を生み出す「創造の場」の形成、〈3. つなげる〉分野を超えた交流の創出と産業など他分野の活性化、〈4. 伝える〉メディア戦略等による高岡の認知度向上とブランド形成、を推進することとし、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした高岡の多様な文化資源を活かした取り組みを図ることで、目指す都市イメージ「Art & Craft City 高岡」の実現に繋げることをしている。

このような高岡の文化力を活かした文化創造都市高岡の推進は高岡が魅力ある都市として存在感を高め、活性化を図ることにつながるものである。

4 高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- ①歴史的風致に息づく歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事の継承と育成
- ②歴史的風致の核となる歴史的建造物の積極的な保存と活用
- ③歴史的風致を形成する歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和

①歴史的風致に息づく歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事の継承と育成

工芸・民俗技術に関しては、現在の取り組み（※）を今後も支援し、又は継続していくとともに、『地域の幅広い伝統産業を継承し、一層発展させることのできる人材の育成』を標榜する富山大学芸術文化学部と連携し、伝統的な工芸技術に裏打ちされた新たなデザイン、現代の人々の価値観や生活様式に合うものづくりを促進し、担い手の育成を図る。

また、高岡鋳物発祥の地である金屋町等では、空き家や空き倉庫を活用し、伝統産業を受け継ぐ若手作家に工房として提供するなど、場の提供も将来的に検討する。

祭礼・年中行事に関しては、祭礼道具などの修理に対する支援とともに、博物館等の拠点施設の機能強化や関連展示・交流施設の整備等を推進し、資料の収集・保存及び調査・研究を通して体系的な記録保存を図る。

さらには、工芸技術、民俗技術や祭礼・年中行事の現状と課題、取り組み内容について、普及と啓発に努めていく。

②歴史的風致の核となる歴史的建造物の積極的な保存と活用

指定文化財については、引き続きその保存と活用を推進する。また、国の登録有形文化財についても、その保存・活用を図るとともに、その公開にも努めていく。

これらの文化財は、必要に応じて歴史的風致形成建造物の指定を行い、その修理や整備に努める。

その他の歴史的建造物については、悉皆調査や発掘調査等の継続的な基礎調査を行い、その全容を明らかにするとともに、特に保存の措置が必要なものについては、史料調査と研究を行い、明らかとなった価値を再評価し、必要な法令に基づく保護措置を図る。

③歴史的風致を形成する歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和

歴史的な町並みの保全とは、「都市構造の歴史的な価値を尊重し、その機能を保持しつつ、適切な介入をおこなうことによって現代に適合するように再生、強化、改善すること」と捉えることができる。

したがって、町家等が今も良く残る高岡の歴史的な町並みにおいては、資料の収集・保存及び調査・研究を踏まえ、町並みの連続性や物語性を維持するため、市の諸計画に基づく事業と連動しながら、町家等を工房や店舗、一時滞在施設等、高岡の魅力を向上させる観光資源として活用を促進するなど、その保全に取り組むとともに、将来的には新たな助成支援や借り上げ、買い取りも検討する。

また、景観計画に基づく規制誘導や、屋外広告物規制の強化による良好な景観の形成を推進するとともに、特に町並み保全型のまちづくりを進める地区については、歴史的文脈に沿った整備を心がけ、無電柱化や自動車の流入抑制を行うなど、歴史に触れながら安心して散策できる歩行空間の創出を図る。

※ 工芸技術の継承と育成に関する現在の取り組み

高岡の伝統産業である「高岡銅器」、「高岡漆器」に関する取り組みとして、現在、高岡御車山などの祭屋台を「再生の技」によって修復する目的で、金工・漆工・木工・繊維部門の熟練技術者による「高岡地域文化財等修理協会」が設立されている。

また、高岡市デザイン・工芸センターでは、デザインから造形までトータルな工芸技術の習得を目指す「伝統工芸産業技術者養成スクール（現・次世代ものづくり人材育成事業）」や、高度な技術・技法を保持する育成者と、そのもとで修得し継承しようとする者に対する支援を行う「伝統的工芸品技術・技法継承者育成事業」を実施しており、次代を担う人材の養成に力を注いでいる。

菅笠づくりに関しては、菅笠製作技術保持者への研修師事に必要な経費の助成や菅草栽培に関する助成など、様々な角度から「越中福岡の菅笠製作技術」の保存継承に向けた取り組みを行っている。

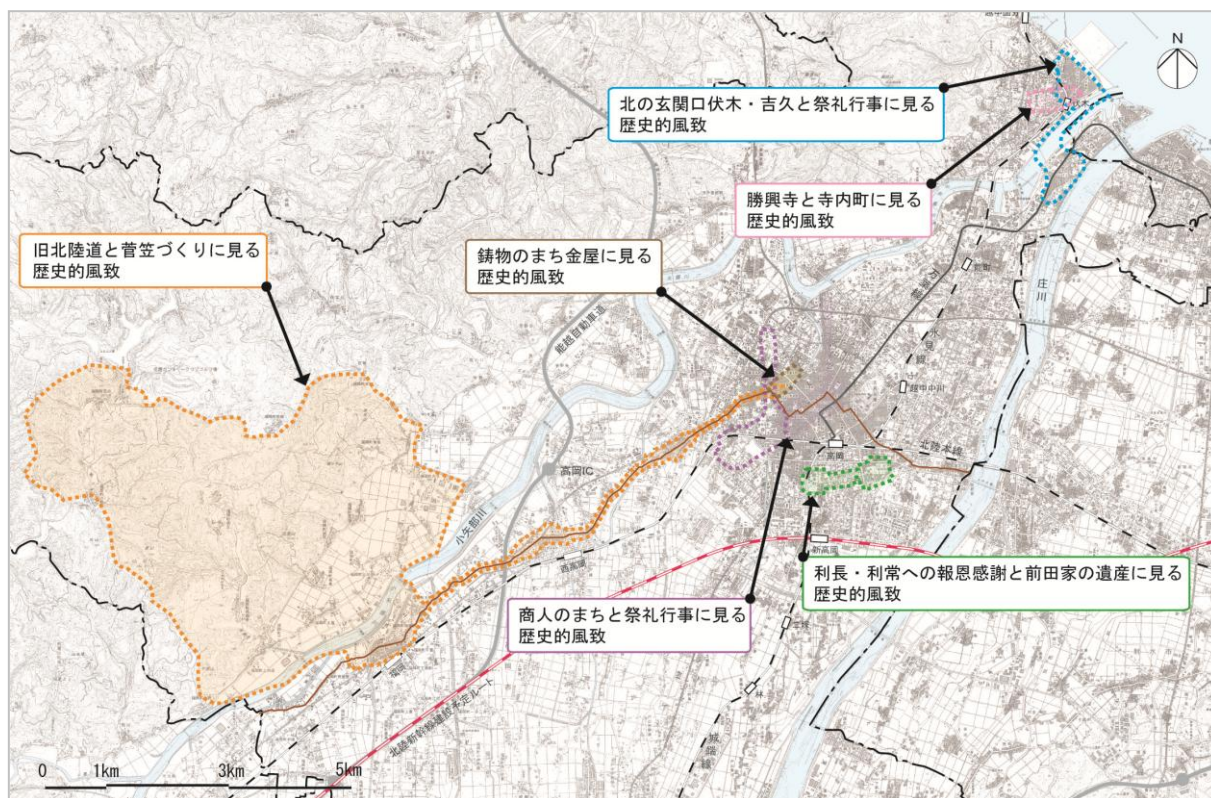
一方で、伝統産業の裾野を広げるための教育として、平成18年度から「高岡市ものづくり・デザイン人材育成特区」の認定を受けて、「ものづくり・デザイン科」を市内の小・中・特別支援学校全40校（現・39校）で必修教科とし、子どもたちが工房の見学や調査を行い、その歴史や製作工程、特色等について理解したうえで、漆工芸（青貝塗、彫刻塗、蒔絵等）、鋳造工芸（鋳）、彫金、細工（菅、藁等）、各種地域産業（栽培、食品加工等）などを実際に制作するといった内容の授業を続けている。

第3章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置

本計画における重点区域とは、歴史的建造物の保存修理や周辺環境の整備、良好な景観形成、また工芸技術、祭礼・年中行事の継承と担い手の育成など、高岡の歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域であり、重点区域の位置は、高岡の維持及び向上すべき歴史的風致の位置を基本とし、重点区域の核となる国指定文化財等及びその歴史的、自然的、社会的背景を踏まえ設定する。

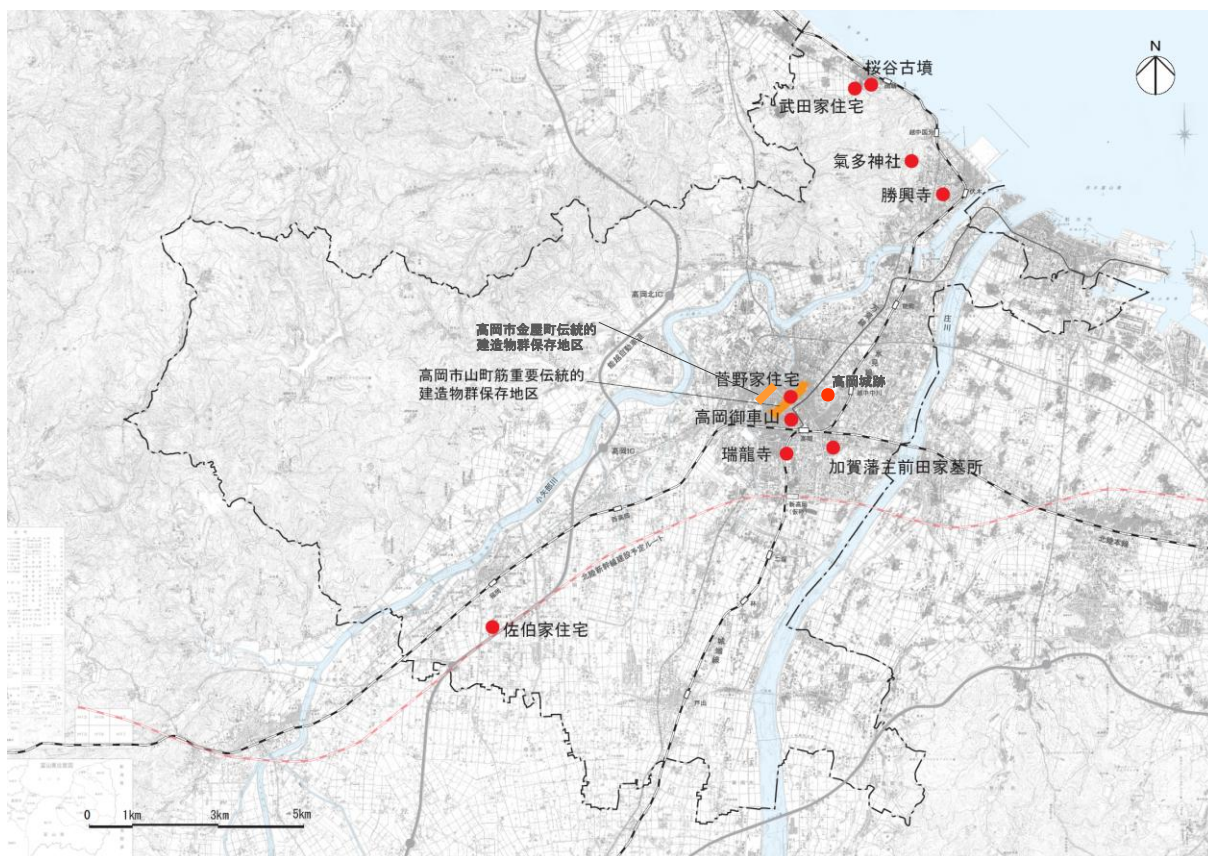
高岡の維持及び向上すべき歴史的風致は、「商人のまちと祭礼行事に見る歴史的風致」、「利長・利常への報恩感謝と前田家の遺産に見る歴史的風致」、「鑄物のまち金屋に見る歴史的風致」、「旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致」、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」、「勝興寺と寺内町に見る歴史的風致」の6つを見ることができ、それらの位置は次のように図示することができる。



図：高岡の維持及び向上すべき歴史的風致の位置

また、重点区域の核となる国指定文化財は、まず、本市の中心市街地に存するものとして、瑞龍寺仏殿、法堂、山門（国宝）ほか7棟（重要文化財）、菅野家住宅（重要文化財）、高岡御車山（重要有形民俗文化財）、加賀藩主前田家墓所〔前田利長墓所〕（史跡）があり、歴史的な町並みを代表するものとして、土蔵造りが特徴である山町筋の町並み（重要伝統的建造物群保存地区）及び高岡鑄物発祥の地である金屋町（重要伝統的建造物群保存地区）がある。

また、本市の北部地域に存するものとして、勝興寺本堂ほか11棟（重要文化財）、氣多神社本殿（重要文化財）、代々太田村の肝煎をつとめた豪農の館である武田家住宅（重要文化財）、富山県内最古の古墳の一つである桜谷古墳（史跡）があり、福岡地区には佐伯家住宅（重要文化財）がある。



図：国指定、選定文化財の位置

重点区域の核となる国指定文化財の多くと、高岡市山町筋重要伝統的建造物群保存地区は旧高岡町域一市制施行（明治22年（1889））によって他の30都市とともに「高岡市」となる際に基礎となった区域一に存しており、また、高岡の維持及び向上すべき歴史的風致に関しても、旧高岡町域の3つに加え、歴史的、社会的に密接な背景をもつ旧北陸道沿いの在郷町にも見ることができる。

一方、小矢部川の河口という歴史的、自然的背景をもつ伏木や吉久にも、国指定文化財の存在と2つの歴史的風致を見ることができる。

このようなことから、本計画における重点区域の位置は、国指定文化財を核とする旧高岡町域を基本とし、歴史的、社会的背景を踏まえ街道や水路などを包含する形の中心市街地と旧北陸道沿いの在郷町（和田、立野、福岡町の一部）及び、勝興寺を核とする勝興寺寺内町と歴史的、自然的背景を踏まえ旧伏木村や吉久を包含する形の伏木・吉久地区の2つに位置付けることが妥当である。

なお、重点区域は今後の計画推進の過程で、高岡の歴史的風致の維持及び向上に効果的な事象が生じた場合などは、随時見直していくものとする。

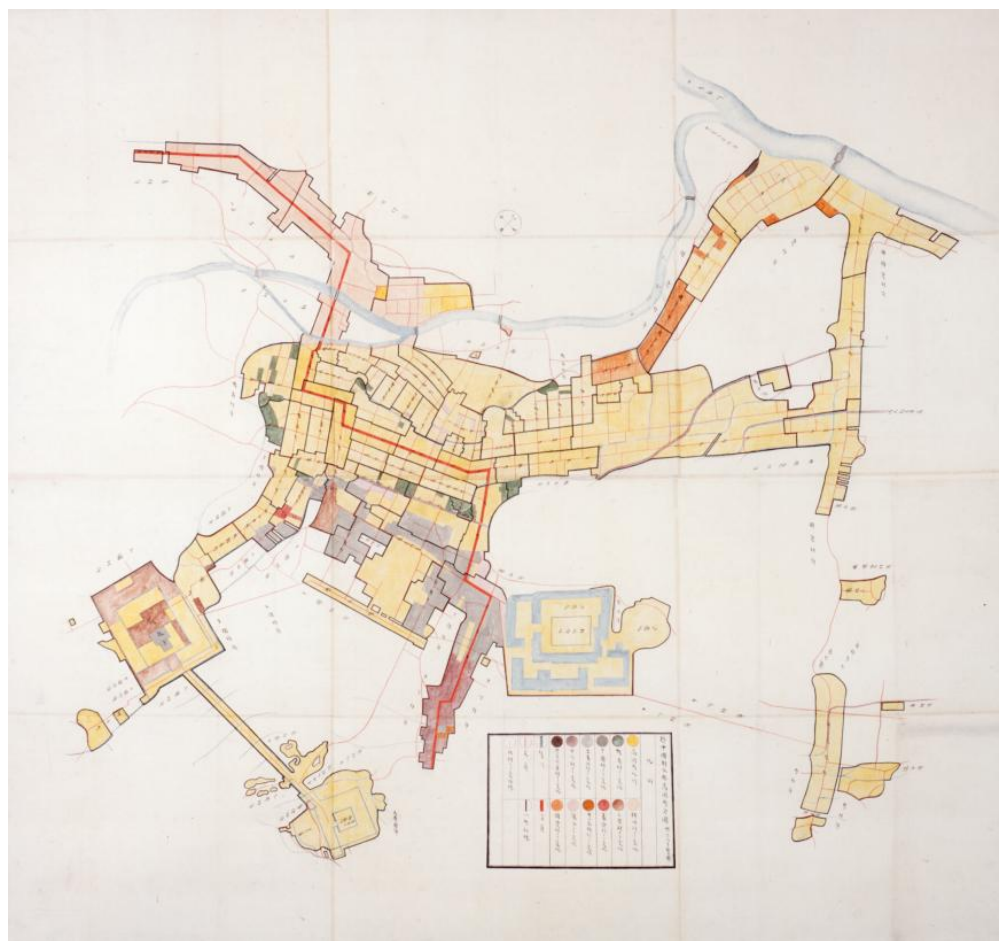
2 重点区域の区域

名称：旧高岡町往来地区

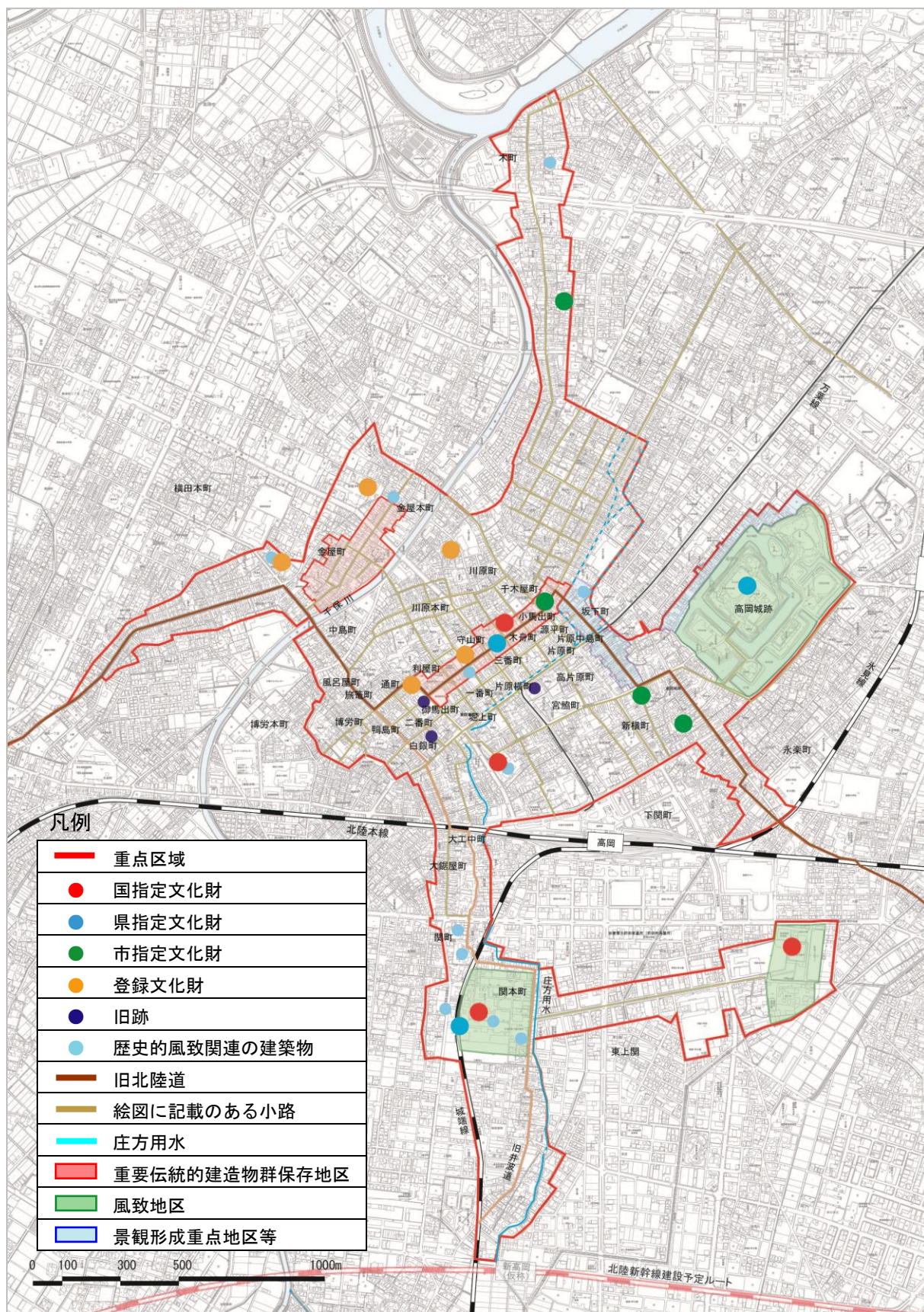
面積：約 308ha

(1) 重点区域の根拠

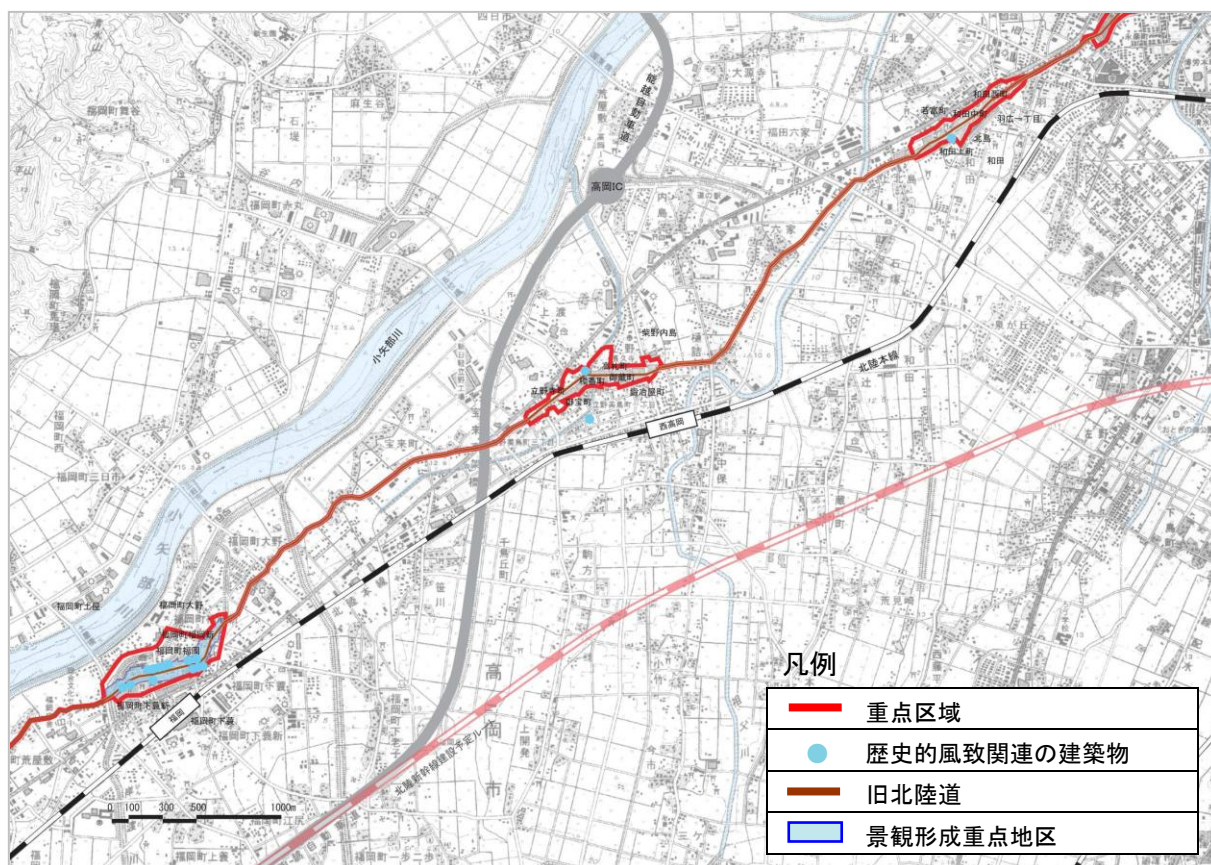
- ①歴史的風致の核となる国指定文化財や歴史的風致を構成する県、市指定文化財、登録有形文化財及び歴史的建造物を包含する区域とする。
- ②往時の面影を残す旧北陸道と在郷町（和田、立野、福岡町の一部）や庄方用水、「越中國射水郡高岡町図（明治8年（1875）」）に記載のある小路を包含する区域とする。
- ③「高岡公園風致地区」、「瑞龍寺風致地区」「前田公園風致地区」の範囲及び、高岡市景観計画において景観形成重点地区に指定している「池の端通り地区」、「旧北陸街道福岡地区」と富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定を締結している「坂下町通り地区」の範囲を包含する区域とする。



図：越中國射水郡高岡町図（明治8年（1875））高岡市立博物館蔵



図：重点区域の区域根拠（中心市街地）

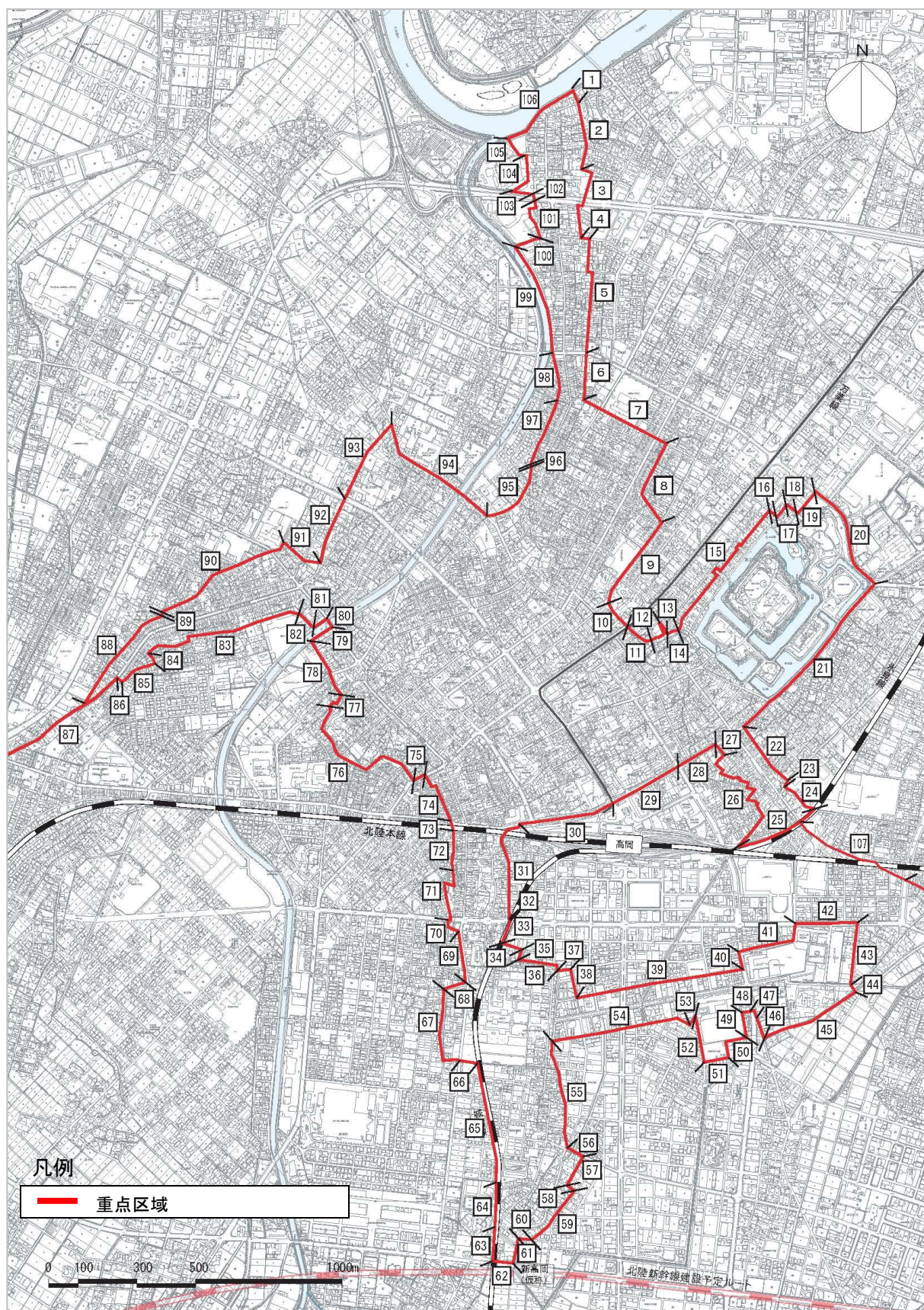


図：重点区域の区域根拠（旧北陸道）

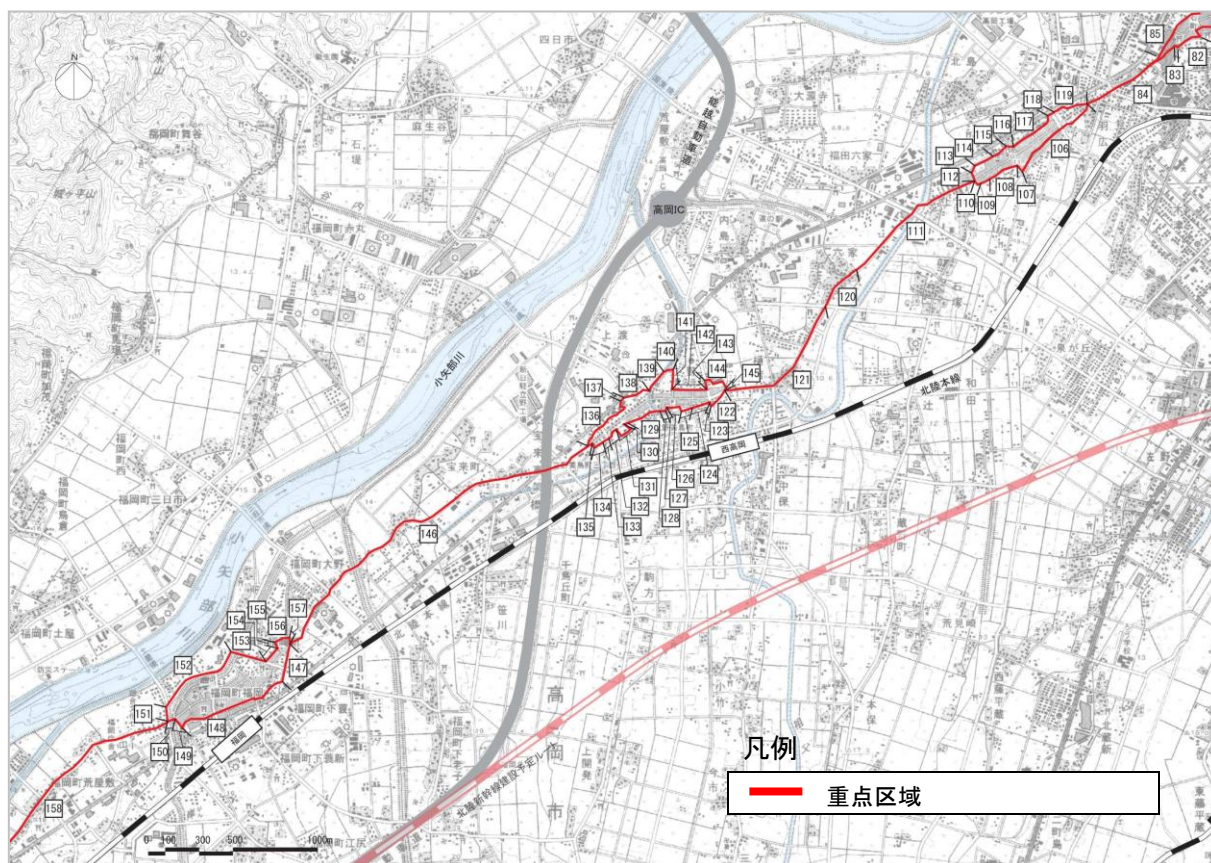
※ 根拠としたもののうち、「越中國射水郡高岡町図（明治8年（1875））」に記載のある小路として示されている、現在の一般県道守山・向野線、五福町開発本町2号線、大坪町二丁目大坪町三丁目線、木舟町大坪町一丁目線の一部については、その大部分が藩政期に作られた本町や地子町、散町に当たらないため重点区域から除外することとする。

（2）重点区域の境界

重点区域の境界については道路、水路を基本とするが、それらに拠れない場合は歴史的建造物等の敷地や町界をもって境界とする。



図：重点区域「旧高岡町往来地区」の境界（中心市街地）



図：重点区域「旧高岡町往来地区」の境界（旧北陸道）

1	木町と開発本町の境界	55	南部107号線	109	長江用水
2	開発本町5号線	56	神主町出来田1号線	110	上北島和田線
3	木町と開発本町の境界	57	南部65号線	111	上北島1号線
4	あわら町五福町2号線	58	南部77号線	112	上北島1号線と上北島若生町1号線の結線
5	五福町開発本町1号線	59	南部64号線	113	上北島若生町1号線
6	京町1号線	60	南部81号線	114	一般県道立野鴨島線
7	丸の内京町2号線	61	南部70号線	115	北島と福田の境界
8	米島用水(暗渠)	62	南部106号線	116	水路
9	三番町丸の内線	63	南部81号線	117	北島21号線
10	本町1号線	64	上関町13号線	118	北島12号線
11	大手町4号線	65	JR城端線	119	和田内島線
12	大手町6号線	66	上関用水	120	北島11号線
13	大手町9号線	67	上関7号線	121	国道8号線
14	市道と地区の結線	68	清水町三丁目上関町線	122	長慶寺用水
15	「池の端通り景観形成重点地区」の境界	69	主要地方道高岡庄川線	123	六家15号線
16	本丸町8号線	70	関町と蓮美町、清水町二丁目の境界	124	立野六家線
17	本丸町2号線	71	大工中町、大鋸屋町、関町と清水二丁目の境界	125	水路
18	「池の端通り景観形成重点地区」の境界	72	大工中町大鋸屋町線	126	主要地方道高岡砺波線
19	本丸町3号線	73	白金町八丁目と九丁目の境界	127	立野6号線
20	主要地方道富山高岡線	74	白金町5号線	128	立野美鳥町一丁目6号線
21	一般県道中川南町線	75	国道156号線	129	立野と立野美鳥町一丁目の境界
22	定塚町と中川町の境界	76	南幸町博労本町2号線	130	立野と立野美鳥町一丁目の境界
23	定塚町中川本町線	77	旅籠町博労本町線	131	立野8号線の延長
24	定塚町と中川町の境界	78	博労町中島町線	132	立野8号線
25	JR氷見線	79	千保川右岸1号線	133	水路
26	定塚町と東下関の境界	80	一般県道立野鴨島線	134	雲照寺の敷地境界
27	定塚町線	81	千保川左岸1号線	135	水路
28	一般県道中川南町線	82	横田町一丁目1号線	136	立野美鳥町三丁目1号線と水路の結線
29	主要地方道高岡小杉線	83	横田町一丁目千石町線	137	立野美鳥町三丁目1号線
30	一般県道中川南町線	84	千石町南4号線	138	平成町立野美鳥町三丁目1号線
31	関大町大工中町2号線	85	羽広二丁目横田町一丁目線	139	西筋と西堂島の境界
32	北島駅南一丁目線	86	千石町南5号線	140	国道8号線
33	駅南24号線	87	一般県道立野鴨島線	141	水路
34	駅南26号線	88	横田町二丁目千石町線	142	中川
35	駅南52号線	89	横田本町横田町二丁目線	143	長久寺の敷地境界
36	駅南27号線	90	横田町二丁目金屋町線	144	立野2号線
37	駅南36号線	91	金屋町横田町三丁目1号線	145	立野3号線
38	駅南28号線	92	昭和町三丁目金屋町線	146	主要地方道高岡砺波線
39	駅南40号線	93	昭和町一丁目内免四丁目線	147	高岡市立五位中学校の敷地境界
40	主要地方道高岡小杉線	94	片原町本郷一丁目線	148	柴野内島4号線
41	駅南49号線	95	大町川原町線	149	一般県道岡笹川線
42	主要地方道高岡青井谷線	96	大町京町3号線と大町川原町線の結線	150	蓑川線
43	大野8号線	97	大町京町3号線	151	中島線
44	大野井口本江線	98	大町京町3号線と千保川右岸4号線の結線	152	表元町線
45	国方用水	99	千保川右岸4号線	153	一般県道岡笹川線
46	芳野問屋町1号線	100	内免三丁目地子木町線	154	主要地方道押水福岡線
47	主要地方道高岡小杉線	101	木町、地子木町と内免の境界	155	岸度川線
48	南部36号線	102	木町と地子木町の結線	156	福岡・下老子線
49	南部19号線	103	国道8号線	157	稗島・四十万線
50	南部20号線	104	帝国金属(株)の敷地境界	158	四十万線
51	南部38号線	105	木町7号線	159	福岡霊園の敷地境界
52	南部25号線	106	小矢部川	160	蓑川線
53	南部27号線	107	定塚町大野線	161	一般県道岡笹川線
54	南部37号線	108	大野蓮花寺線		

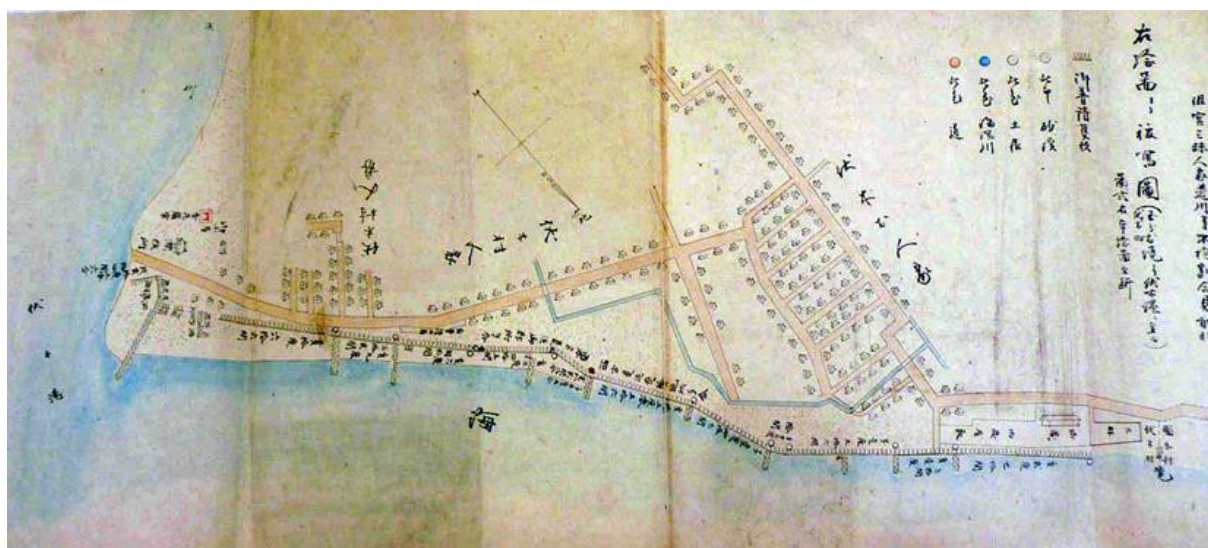
表：重点区域「旧高岡町往来地区」の境界リスト

名称：伏木・吉久地区

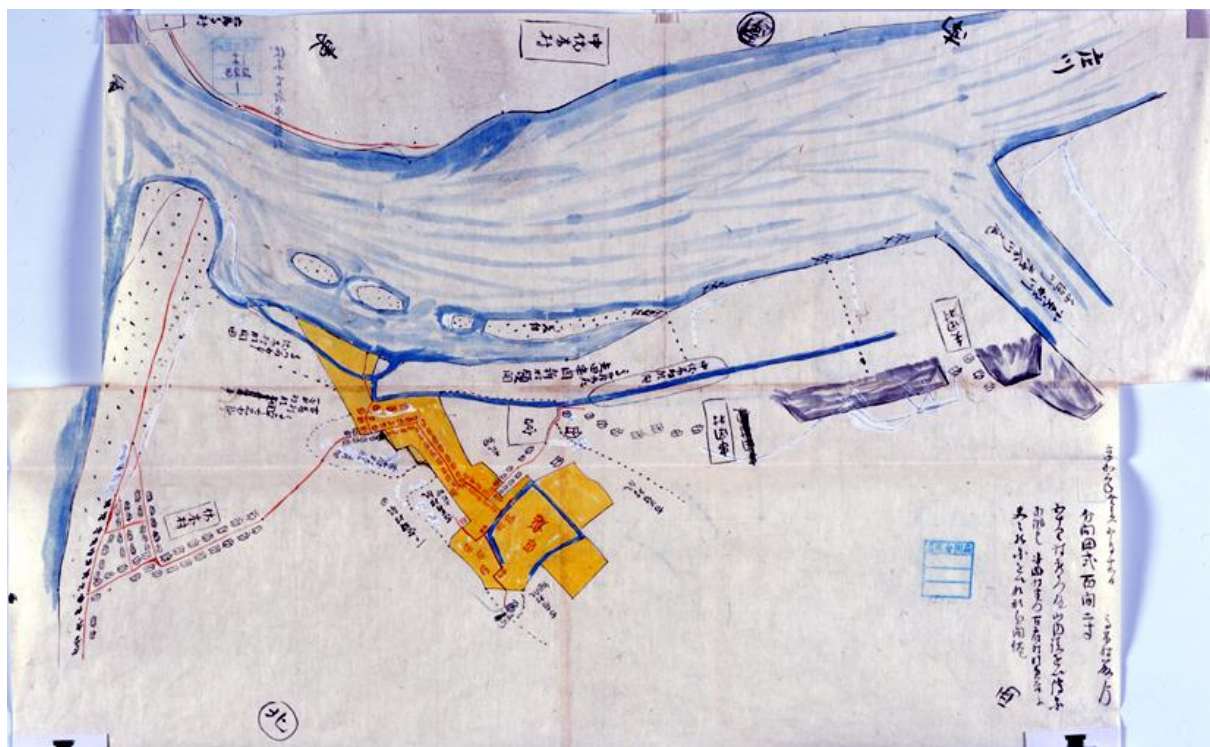
面積：約 139ha

(1) 重点区域の根拠

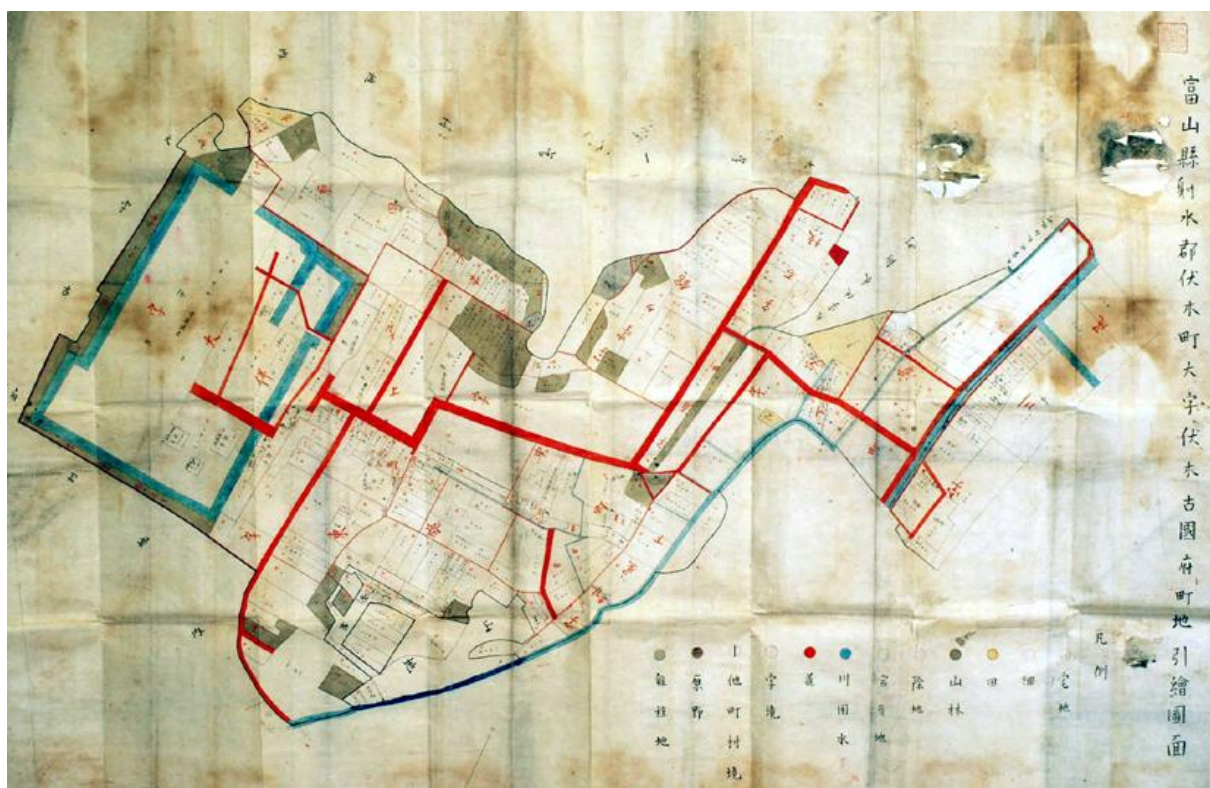
- ①歴史的風致の核となる国指定文化財や歴史的風致を構成する県、市指定文化財、登録有形文化財及び歴史的建造物を包含する区域とする。
- ②「伏木港之絵図 藤井家文書（弘化4年（1847）」に記載のある小路を包含する区域及び、「石黒信由作図 伏木古府、串岡村境界明示の図（享和3年（1803）」と「富山県射水郡伏木町大字伏木古国府町地引絵図面（明治20年（1887）頃）」に見ることのできる勝興寺寺内町の範囲や絵図に記載のある小路を包含する区域とする。
- ③「勝興寺風致地区」の範囲を包含する区域とする。



図：伏木港之絵図 藤井家文書（弘化4年（1847））高岡市立伏木図書館蔵



図：石黒信由作図 伏木古府、串岡村境界明示の図（享和3年（1803））高樹文庫蔵



図：富山県射水郡伏木町大字伏木古国府町地引絵図面（明治20年（1887）頃）

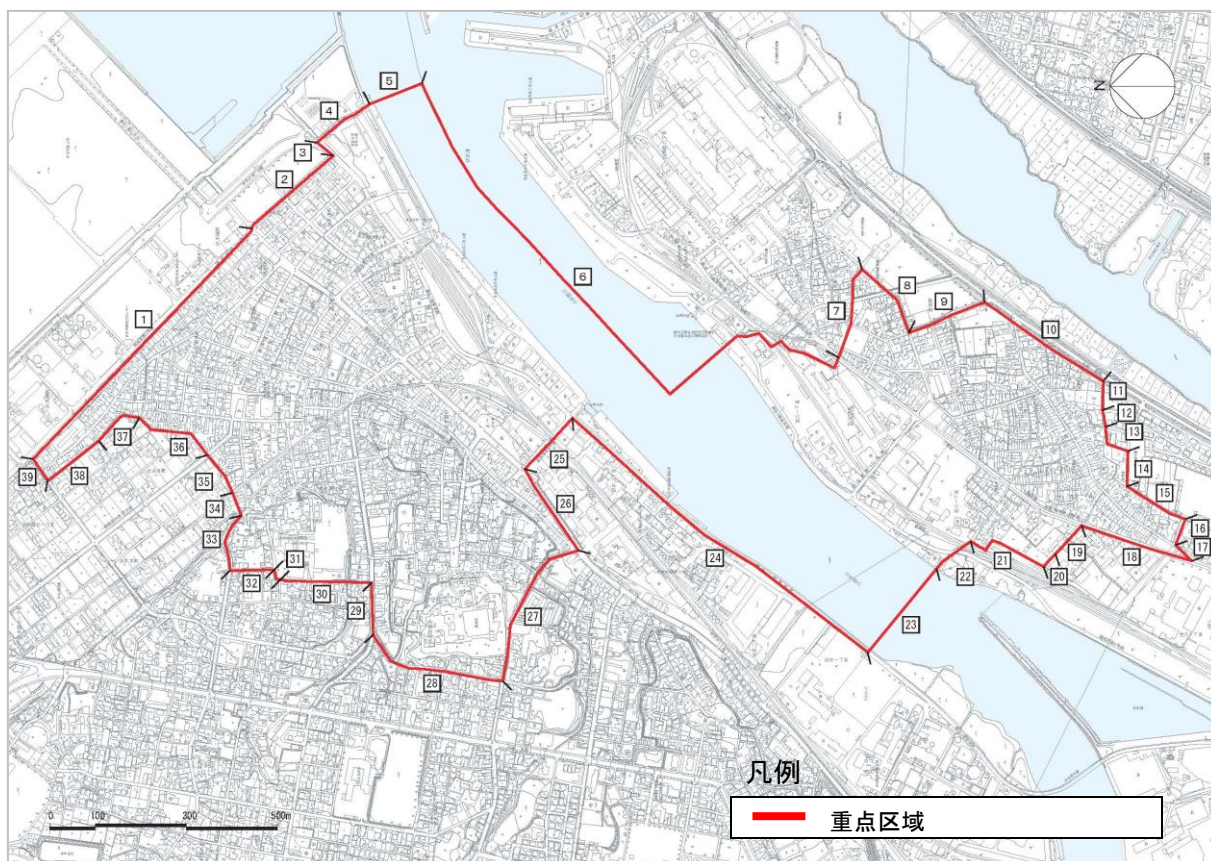
高岡市立伏木図書館蔵



図：重点区域の区域根拠

(2) 重点区域の境界

重点区域の境界については道路、水路を基本とするが、それらに拠れない場合は歴史的建造物等の敷地や町界をもって境界とする。



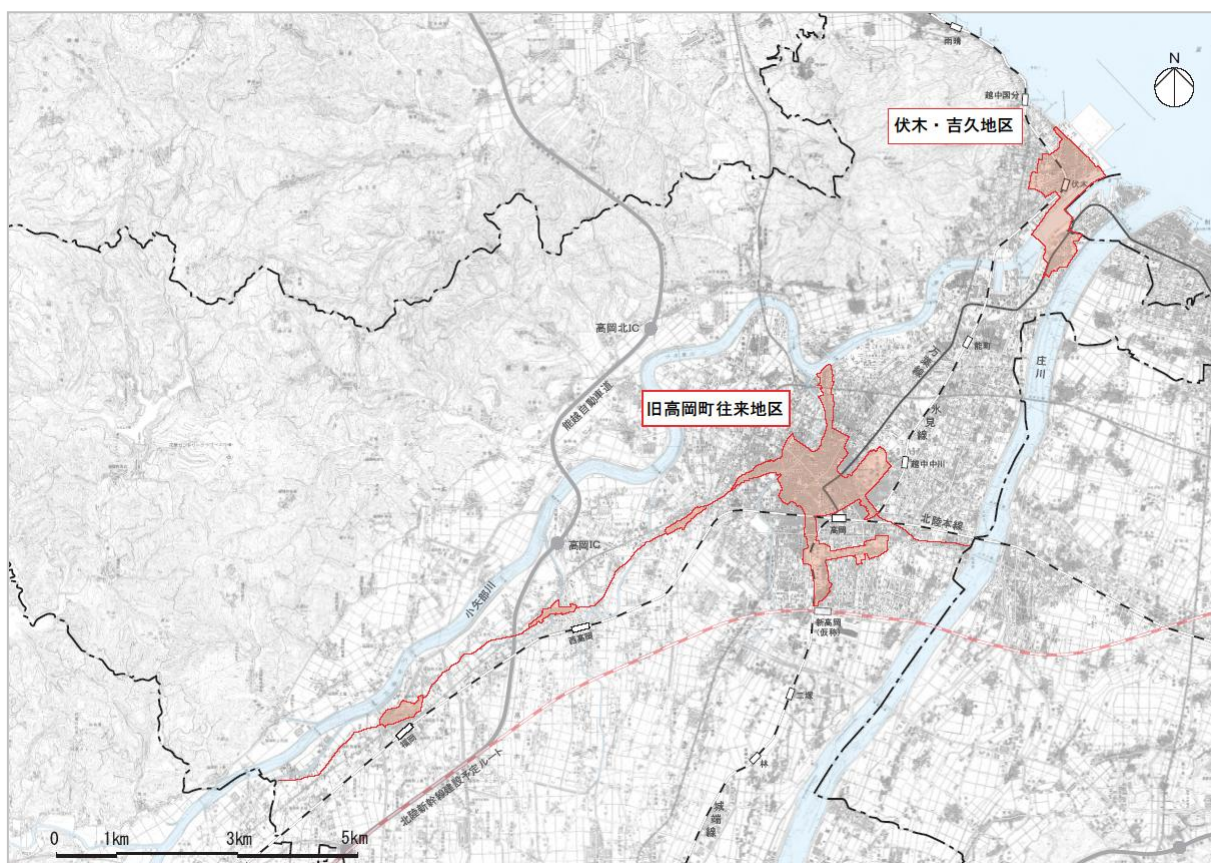
図：重点区域「伏木・吉久地区」の境界

1 臨港道路3号線	21 水路
2 臨港道路13号線	22 市道と小矢部川との結線
3 伏木外港1号線	23 旧伏木橋の架橋跡
4 臨港道路4号線	24 臨港道路1号線
5 臨港道路4号線の延長	25 臨港道路6号線
6 高岡市と射水市との市界	26 主要地方道伏木港線
7 富岡町9号線	27 伏木古府一丁目伏木古府二丁目1号線
8 富岡町6号線	28 伏木東一宮伏木古府二丁目2号線
9 富岡町4号線	29 伏木錦町伏木東一宮線
10 国道415号線	30 伏木東一宮12号線
11 吉久三丁目4号線	31 高岡市立伏木小学校の敷地境界
12 吉久さくら台4号線	32 伏木東一宮17号線
13 吉久2丁目と吉久3丁目との境界	33 伏木東一宮5号線
14 吉久さくら台1号線	34 水路
15 吉久二丁目8号線	35 伏木本町17号線
16 吉久二丁目14号線	36 伏木本町3号線
17 吉久二丁目吉久三丁目線	37 伏木本町10号線
18 一般県道堀岡新明神能町線	38 伏木本町10号線と伏木国分一丁目1号線の結線
19 吉久一丁目8号線	39 伏木国分一丁目1号線
20 市道と水路との結線	



伏木橋（明治の頃）

表：重点区域「伏木・吉久地区」の境界リスト



図：重点区域の位置及び区域

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域「旧高岡町往来地区」は、4つの歴史的風致を内包しているが、それらは、開町以来または藩政期半ばから、加賀藩の庇護又は奨励によって発展してきたという歴史的背景を共有しており、その歴史と伝統を反映した金工、漆工、仏壇、呉服、和菓子、菅笠づくりといった人々の営み（工芸技術や伝統産業）が今も継承され、これに伴って歴史的建造物が集積し、歴史的な町並みが形成されている。

したがって、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することは、広く市民が高岡の歴史と伝統を再認識するきっかけとなり、また、先人たちのたゆまぬ努力の結晶に触れることによって、これらを後世に継承していくことの意味を理解する一助となり、今日的な知恵と工夫、創造と革新をもって、高岡を発展させていくことにつながると期待できる。

重点区域「伏木・吉久地区」は、2つの歴史的風致を内包しているが、それらは、北前船の寄港地、小矢部川の河口という立地を活かした舟運によって発展し、また継承されてきたという歴史的背景を共有しており、たくましく勇壮な祭礼・年中行事や国内外の活発な文化交流を物語る歴史的建造物が今も残り、歴史的な町並みが形成されている。

したがって、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することは、「流通経済都市高岡」を支え続け、今日に至っても重要な役割を担い続けていることを市民が再認識するきっかけとなり、その歴史と伝統を後世に継承していくとともに、環日本海交流の玄関口という地域特性を活かしたまちづくりを進めていくことにつながると期待できる。

また、歴史的風致の要素一つひとつは、本市の観光戦略における重要な観光資源でもあることから、高岡を訪れる観光客の増大と滞在時間の拡大が見込まれ、歴史と文化を活かした多様なサービスを提供する機会が増すとともに、新たな産業需要が創出され、高岡全体の活性化にもつながると期待される。

4 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 景観計画の活用

①高岡市景観計画の概要

本計画では、市全域を景観計画区域としており、中でも4地域（高岡中心市街地・近世高岡の文化遺産群地域、伏木港～勝興寺・雨晴海岸周辺地域、福岡駅～旧北陸街道・岸渡川沿線地域、新高岡駅（新幹線駅）地域）については、優先的に取り組む地域として設定している。これらの地域においては、それぞれの地域特性に応じ、特に積極的に景観誘導を行うべき地域を景観形成重点地区として指定し、地域固有の景観特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定めることとしている。また、景観形成重点地区のバッファゾーンとして景観誘導を行うべき地域は重点景観隣接地区として指定し、バッファゾーンとして必要な基準を定めることとしている。その他に、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行うこととしている。

現在の景観計画では、景観計画区域（市全域）において大規模な建築行為等を行う場合は、景観法に基づく事前届出を行い、景観計画に定める景観づくりの基準に適合する必要がある。また、景観形成重点地区として2地区の指定を行っており、それぞれ「池の端通り地区」、「旧北陸街道福岡地区」において建築行為等を行う場合は、事前届出を行い、個別に定められている景観づくりの基準に適合する必要がある。

その他、富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定として、「坂下町高岡大仏の参道として歩いて楽しめるまちづくり協定」、「勝興寺寺内町通り景観協定」が締結されている。

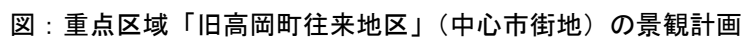
②重点区域における景観計画の推進

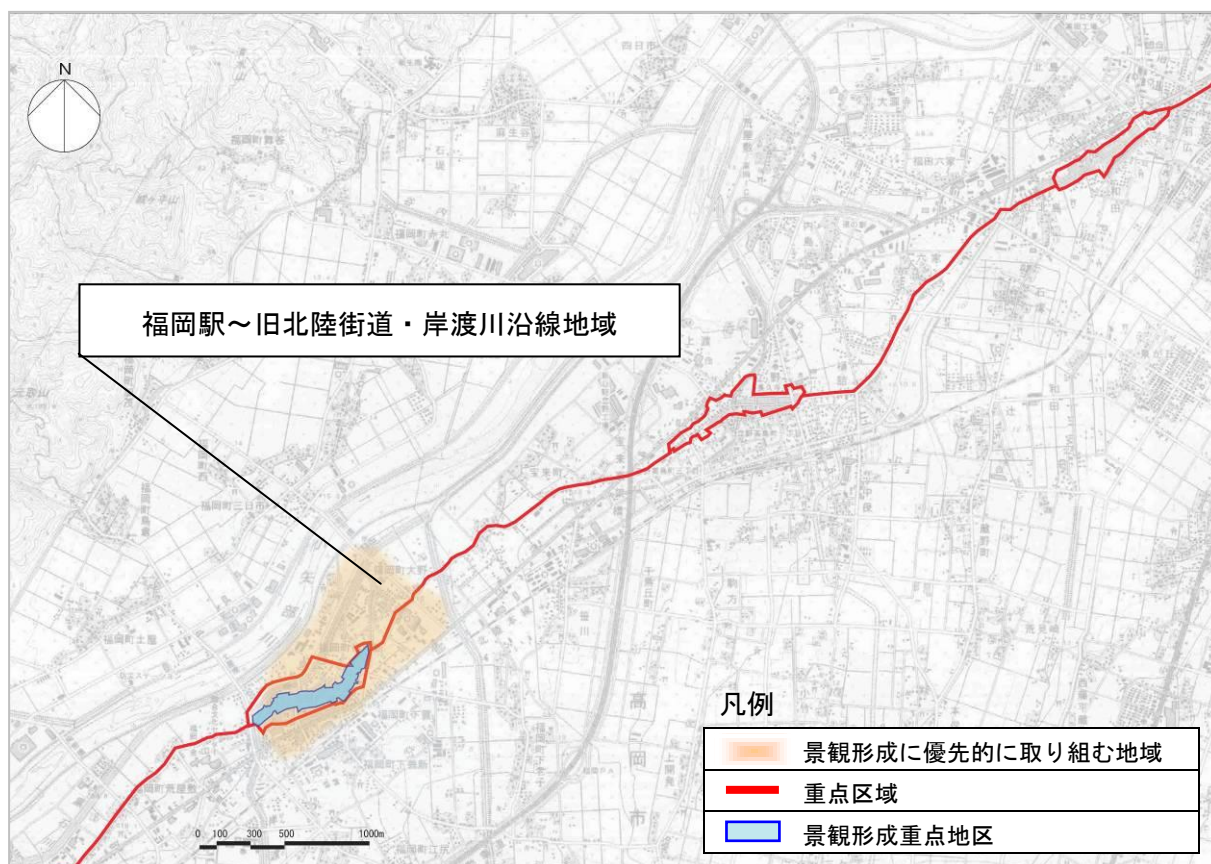
重点区域のうち歴史的風致を形成している地区を中心に、それぞれの地区の特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定め、景観形成重点地区に指定する。その際、すでに他法令による同等レベルの地区指定等がされている場合は、景観形成重点地区と同様とみなす。

重点区域内のその他の地域に関しては、景観形成重点地区のバッファゾーンとして色彩基準（マンセル値設定）や高さ基準を定め、重点景観隣接地区に指定する。また、瑞龍寺や山町筋など重要文化財建造物等からの眺望を確保するため、別に眺望景観の規制も検討する。

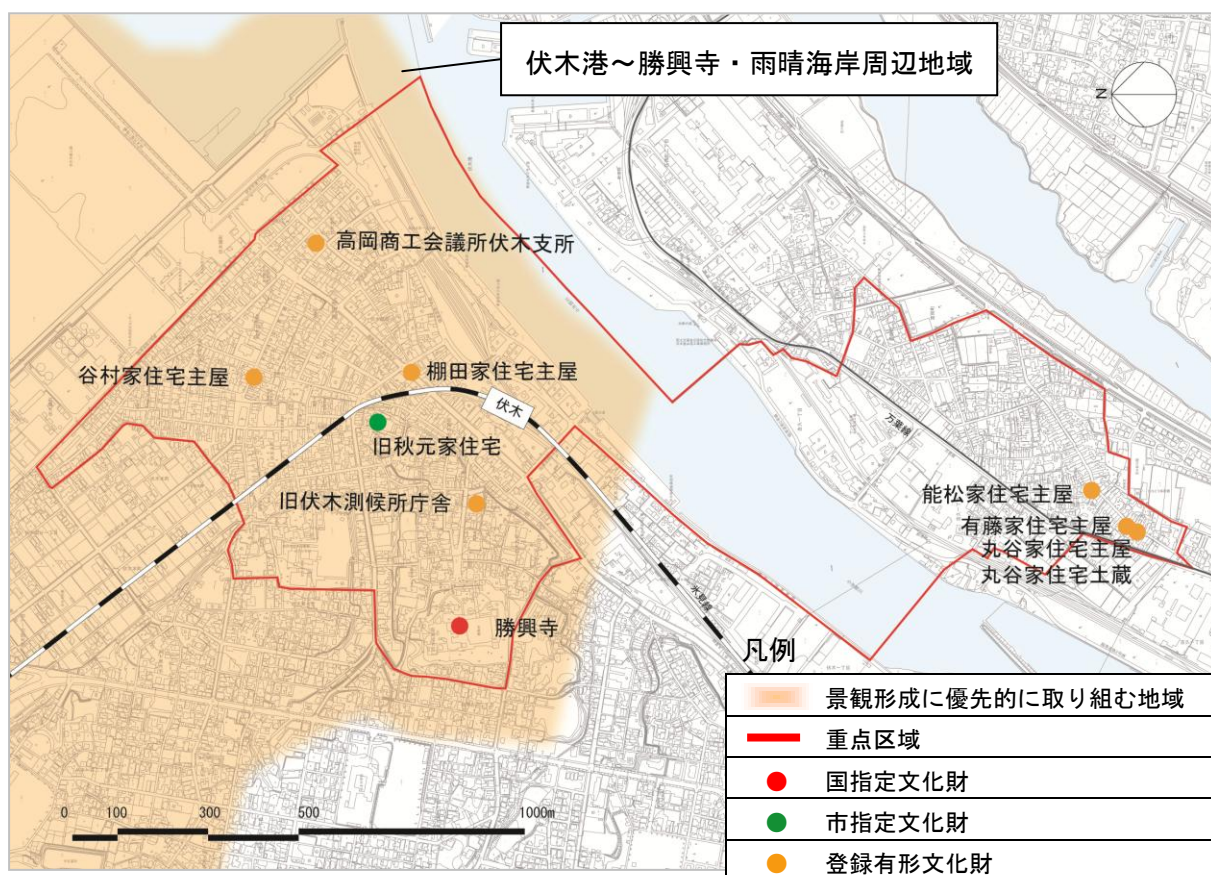
一方では、市全域に適用している景観づくりの基準に色彩基準（マンセル値設定）を新設するとともに、届出対象行為についても拡大し、周辺環境との調和を図る。

その他には、届出手続き内容のほか、景観計画に定められた景観づくりの基準の背景にある考え方等についてとりまとめた「高岡市景観計画の手引き」の作成や、施主（発注者）や設計者・施工者、行政窓口担当者間における共通理解を深める有効な道具として、景観づくりの基準に即した具体的な修景イメージを図示した「修景デザインコード」の作成に努める。





図：重点区域「旧高岡町往来地区」（旧北陸道）の景観計画



図：重点区域「伏木・吉久地区」の景観計画

（２）都市計画法の活用

①区域区分及び用途地域

高岡市は、富山高岡広域都市計画区域（高岡市、富山市、射水市の一部）及び福岡都市計画区域の２つの都市計画区域を持ち、富山高岡広域都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分されている。

このうち、重点区域「旧高岡町往来地区」に関しては、旧高岡町エリアが富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属し、福岡エリアは福岡都市計画区域に属している。重点区域「旧高岡町往来地区」の用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域となっている。また、重点区域「伏木・吉久地区」に関しては、全域が富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属しており、用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域となっている。

２つの重点区域ともにほぼ用途地域が設定されており、歴史的地理的条件等による建築物の用途及び形態の制限が行われているが、前述の重点区域における景観計画の推進や市民意識の高揚に従い、より明確かつ強制力のある景観形成を図る必要があると認める場合は、高度地区や景観地区、歴史的風致維持向上地区計画の活用も検討していく。

②伝統的建造物群保存地区

重点区域「旧高岡町往来地区」の核のひとつである山町筋は、江戸期の始めに成立した城下町の骨格を踏襲しながら、明治 33 年（1900）の大火後に当時の都市防災計画にしたがって再興された町で、重厚かつ繊細な意匠をもつ土蔵造の町家を中心に、洋風建築等の伝統的建造物が建ち並び、平成 12 年（2000）に伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行い、同年、「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」と評価され、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

本地区においては、伝統的建造物の外観維持や地区内の歴史的風致を維持するための修景基準及び許可基準を設定・運用し、修理や現状維持、地区内での調和のとれた修景を図ることとしている。

さらには、高岡開町にあたって 7 人の鋳物師が土地や「御印」を利長より与えられ、高岡鋳物発祥の地となった金屋町も、平成 24 年（2012）に伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行い、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区に係る基準

表-3 修理基準

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復元修理とする。
--

表-4 修景基準

建築物	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の建築物の壁面の位置と調和するものとする。	
	構造	原則、木造とし、伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。	
	高さ	原則、11m以下とする。	
	階数	原則、地上2階建てとする。	
	意匠	屋根	伝統的建築様式に合致したものとする。
		下屋	1階部分には、下屋を設ける。
		軒	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。
		外壁	伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。
		窓	伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。
		色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。
工作物	門、塀等	門の高さは3m以下、塀の高さは3m以下とする。	
	建築設備	伝統的な意匠のもののはかは、露出しないものとする。	
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが3m以下とする。	
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更		_____	
木竹の伐採・植栽		_____	
土石類の採取		_____	

表-5 許可基準

建	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけない。2階の前面の外壁又はこれに代わる柱等の位置については、周囲に合わせ、歴史的風致を損なわないものとする。	
	構造	原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。	
	高さ	11m以下とする。ただし、用途上やむをえない場合は、13m以下とする。いずれの場合においても、主要な通りにおいては、道路境界上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。建築物に付属するエレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合は、その部分の高さが5mまでは当該建築物の高さに算入しない。ただし、この場合、公共の場所から容易に望見できないものとする。	
	段数	原則、地上2階建て以下とする。	
物	意匠	屋根	原則、平入形式の二方向以上の瓦葺傾斜屋根とする。
		軒	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
		窓	歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。	
工 作 物	門、塀等	門の高さは3m以下、塀の高さは3m以下とする。	
	建築設備	歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。	
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが3m以下とする。	
	屋外広告物	歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
木竹の伐採・植栽		歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。	
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。	

表：高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める修理、修景基準及び許可基準

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区に係る基準

表-4 修理基準

主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復元修理とする。

表-5 修景基準

		主屋	土蔵	付属屋等
建 築 物	位置	原則、敷地の履歴、旧状を考慮した上、決定する。道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。		
	構造	原則、木造とし、伝統的建築の特徴をとり入れたものとする。		
	高さ	棟の高さ、軒の高さを周囲の伝統的建造物と調和させる。		
	階数	原則、地上2階建て以下とする。		原則、地上1階建てとする。
	意匠	屋根	原則、切妻造、平入りの瓦葺屋根とする。勾配は、3寸から5寸程度とする。	原則、切妻造、平入りの瓦葺屋根とする。勾配は、5寸程度とする。作業場は、屋根中心部に煙出しを設ける。
		下屋	原則、金属板又は瓦で葺く下屋を設ける。勾配は大屋根と調和したものとする。	
		軒	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、軒天井を現す。	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、軒天井を現す。
		外壁	真壁とし、漆喰壁で仕上げる。妻壁は、板張りとする。	大壁とし、漆喰で仕上げる。腰壁は、漆喰又は板張りとする。原則、板張りとする。
		開口部	開口部は、木製建具を用いる。1階は、玄関以外を格子とする。窓を設けず、2階部分に窓を設ける場合は、伝統的な意匠を取り入れたものとする。	木製建具を用いる。
		色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。	
工 作 物	門、塀等	周囲の伝統的な門及び塀の特徴や高さで調和したものとする。		
	建築設備	伝統的な意匠のもののはかは、露出しないものとする。		
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを3m以下とし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。		
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
木竹の伐採・植栽		歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。		
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。		

表：高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める修理基準及び修景基準

表-6 許可基準

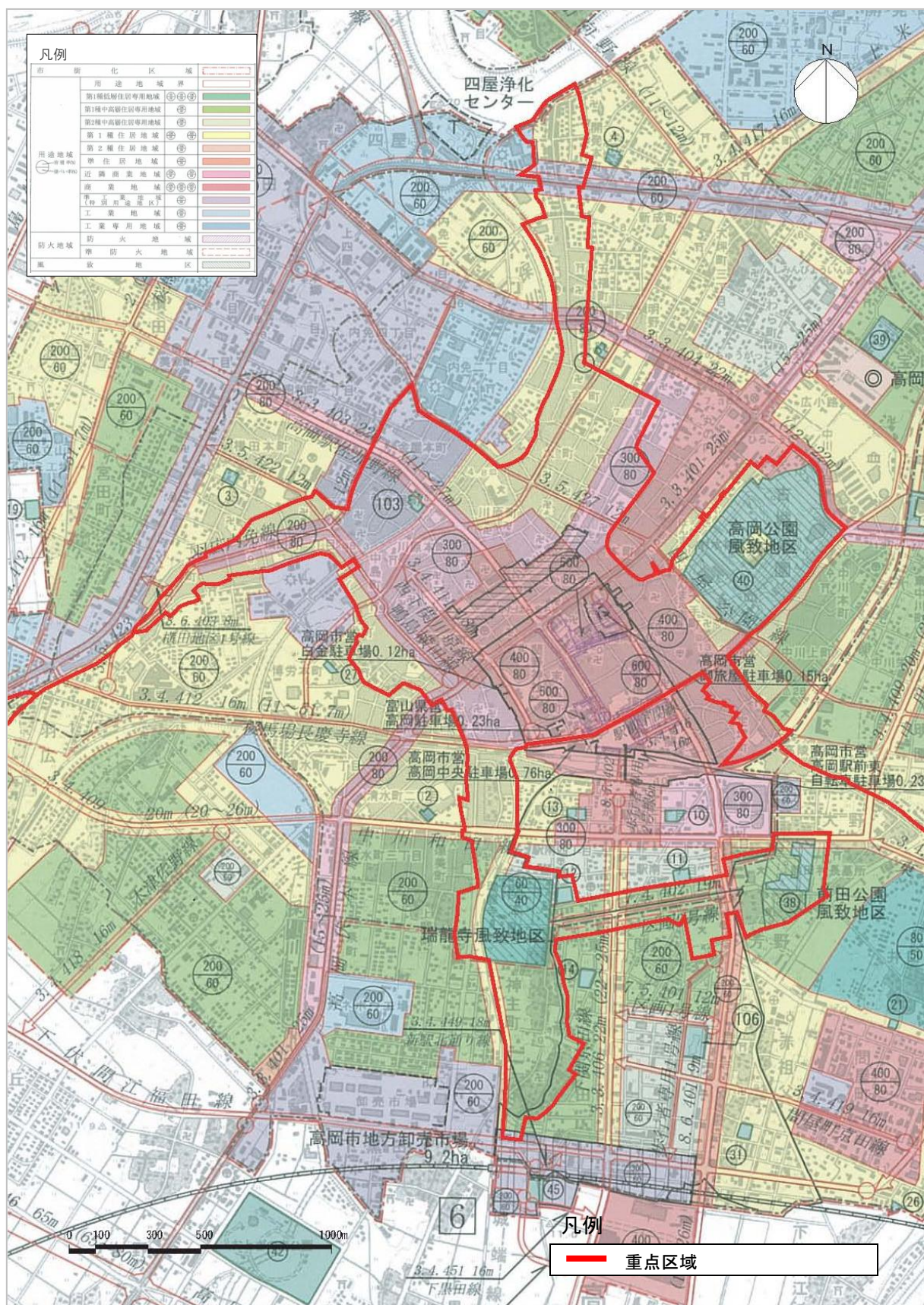
建築物	位置	道路に面した建物は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。土蔵、作業場等の付属屋については、通常望見される主屋の外観が保護されるよう、適切な位置に配置する。
	構造	原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	高さ	10m以下とする。道路境界上で地上6mから10分の5の勾配を持つ斜線以内に建築する。
	階数	原則、地上2階建以下とする。
意匠	屋根	原則、切妻・平入りの瓦葺勾配屋根とする。
	軒	歴史的風致を損なわないものとする。
	外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
	窓	歴史的風致を損なわないものとする。
工	色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	門、塀等	歴史的風致を損なわないものとする。
	建築設備	歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを3m以下とする。
土石類の採取	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土石類の採取	木竹の伐採・植栽	歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。
	土石類の採取	採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

表：高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める許可基準

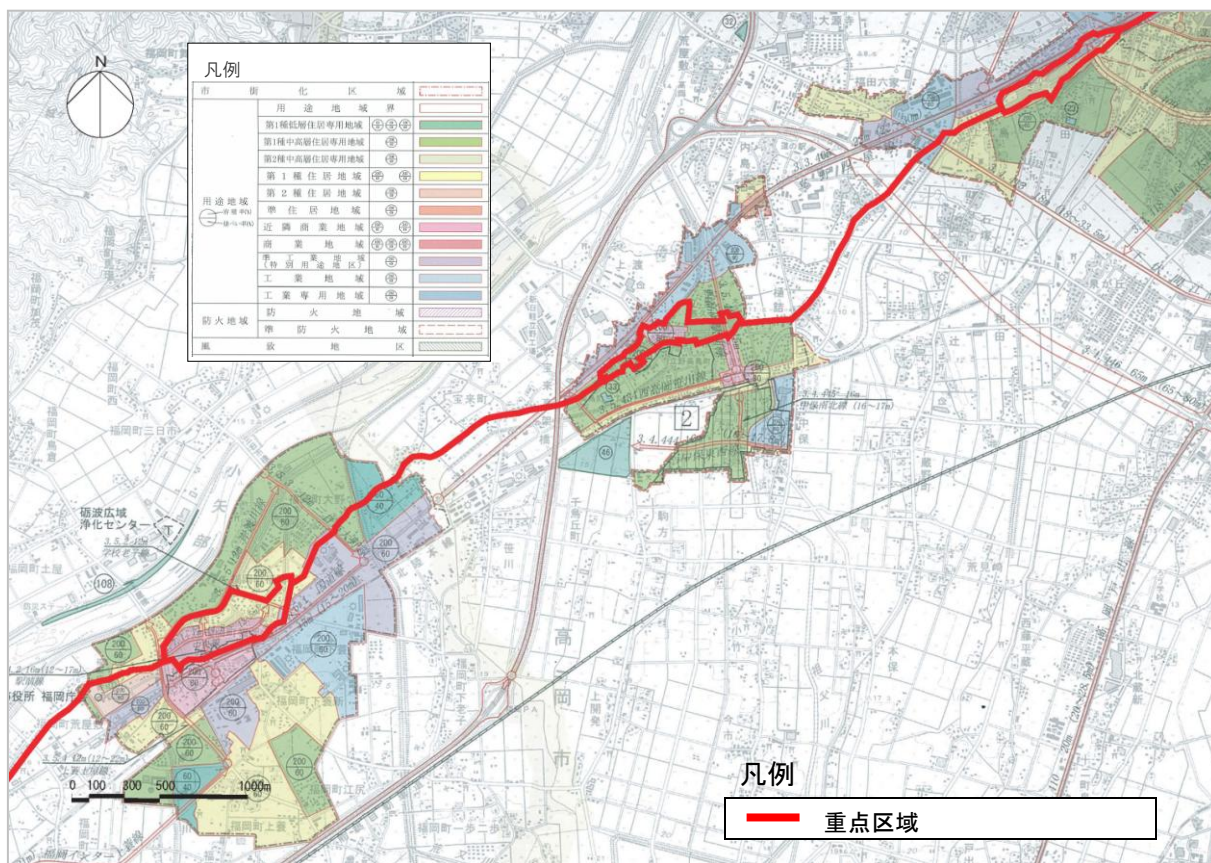
③風致地区

現在、勝興寺、瑞龍寺、前田公園（前田利長墓所）とその周辺及び高岡公園（高岡城跡）、二上山の5地区883.0haを風致地区に指定しており、今後も引き続き、都市の自然的景観を維持し、樹林地等緑の保存を図ることによって、良好な市街地環境の維持に努めていく。

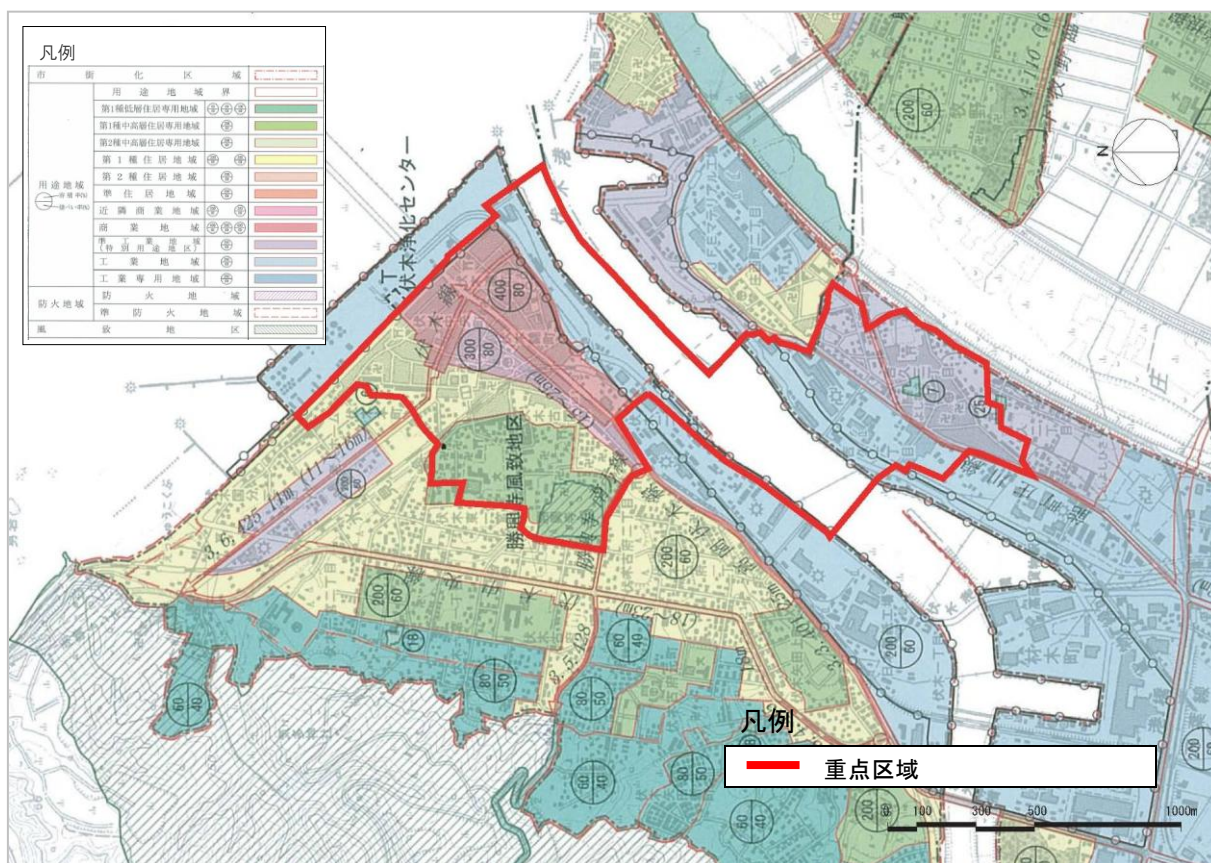
また、既存指定地区の拡大等、新たな風致地区の指定に関しても研究していく。



図：重点区域「旧高岡町往来地区」（中心部）の都市計画



図：重点区域「旧高岡町往来地区」(旧北陸道)の都市計画



図：重点区域「伏木・吉久地区」の都市計画

（３）屋外広告物に関する規制

①高岡市における屋外広告物規制の概要

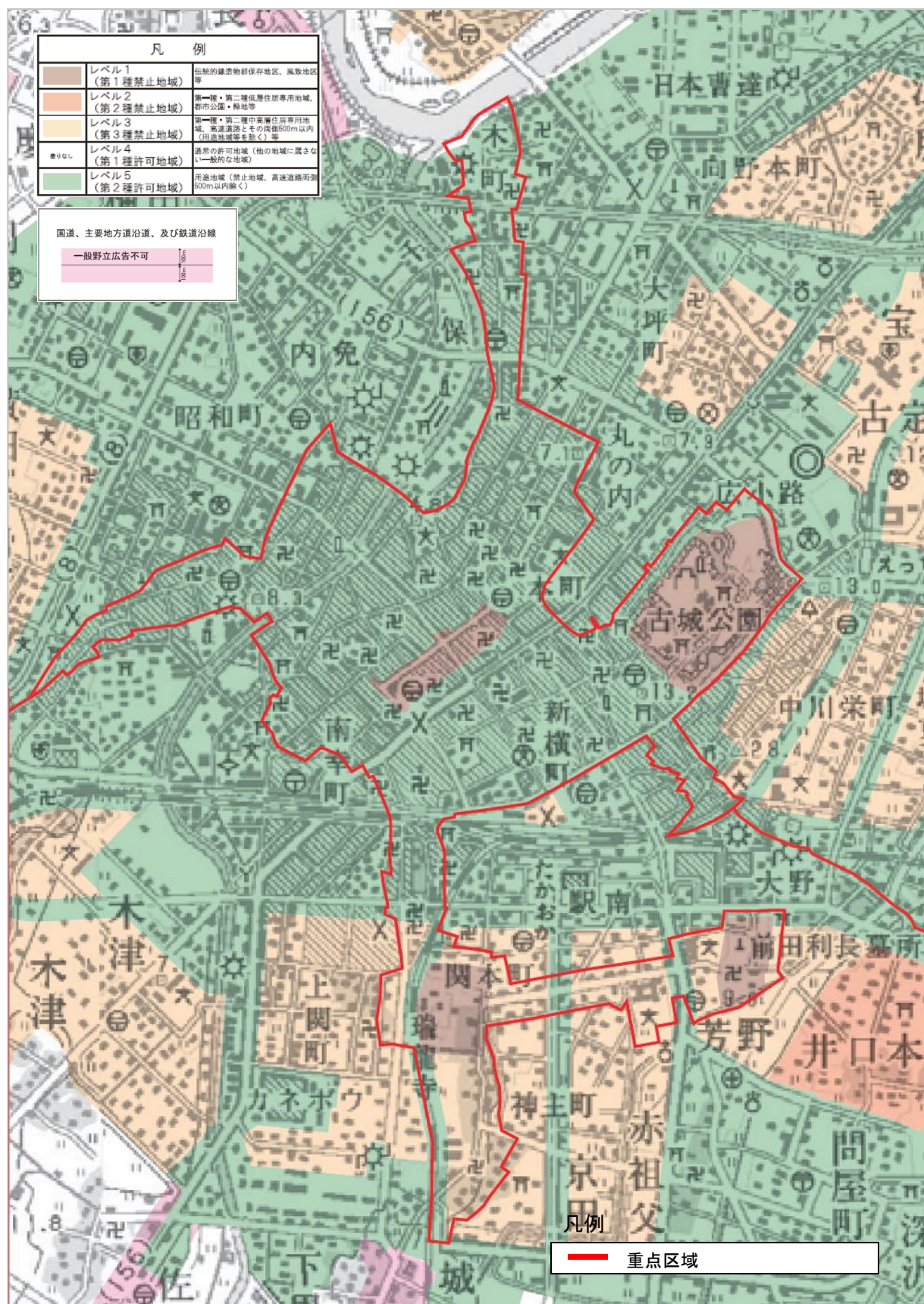
市全域において、昭和 39 年（1964）制定の「富山県屋外広告物条例」に基づき規制を行っている。平成 11 年（1999）には、「富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき高岡市に許可事務等が移譲されている。

この間、許可基準等の大きな見直しは行われてなかったが、①違反広告物が乱立し、規制と現実との乖離があること、②許可基準の設定が古く、大規模な広告物やけばけばしい色彩の広告物を規制できていないこと等の問題点を改善するため、平成 21 年（2009）12 月に大幅な条例改正が行われたところである。改正条例の主なポイントとして、①規制区分の 5 段階（禁止地域 3 段階、許可地域 2 段階）区分、②許可基準全般に渡る見直し（高さ基準の強化）、③総量規制の導入、④色彩規制（高彩度な地色制限）の導入などが挙げられる。

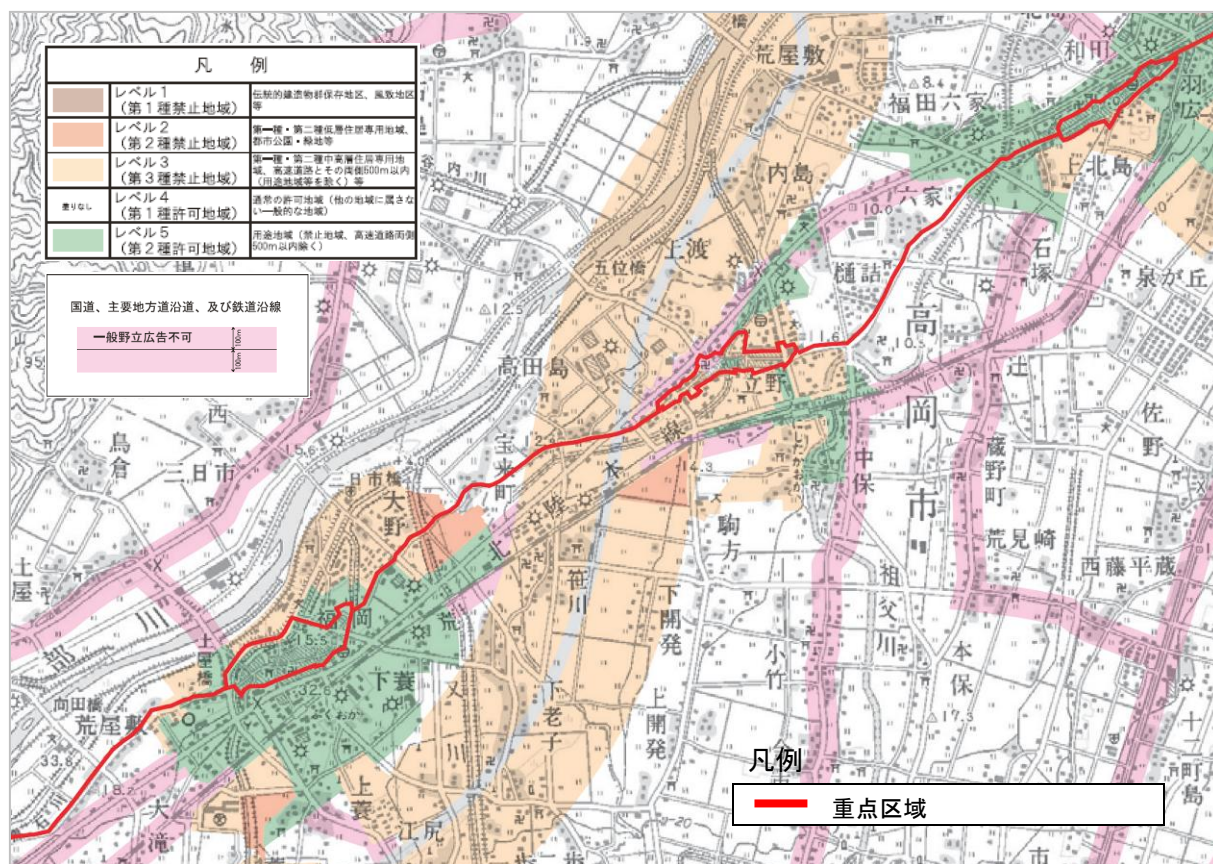
また、平成 26 年（2014）7 月には、新幹線の車窓から眺望できる立山連峰等の景観を保全するため、新幹線沿線における規制レベルの強化が行われた。

②重点区域における屋外広告物規制の強化

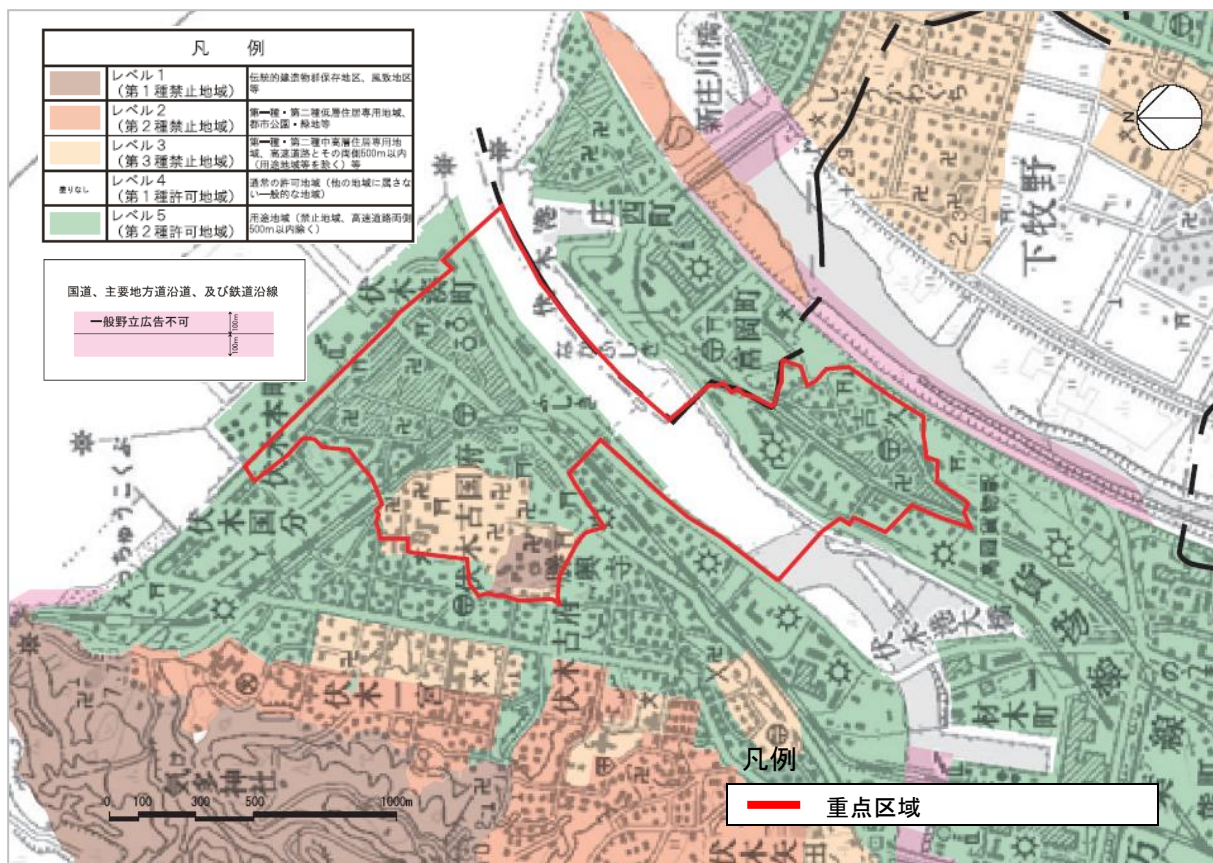
引き続き、富山県条例に基づく違反屋外広告物（主に野立広告）の是正指導等適正化の徹底を図るとともに、高岡市条例の制定について、その必要性や効果、諸計画との整合性を勘案しながら、違法屋外広告物の是正指導実績を基に検討する。



図：重点区域「旧高岡町往来地区」(中心部)の屋外広告物規制地域図



図：重点区域「旧高岡町往来地区」(旧北陸道)の屋外広告物規制地域図



図：重点区域「伏木・吉久地区」の屋外広告物規制地域図

第4章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

I 文化財の保存又は活用に関する事項

1 高岡市全体に関する事項

高岡市は、砺波平野や射水平野といった穀倉地帯、庄川や小矢部川などの大小の河川、二上山や西山丘陵などの自然に恵まれ、古くから人の営みがあつた地である。その歴史は、旧石器時代まで遡るものであり、市内の各地には各時代の歴史と人々の営みを物語る有形・無形の様々な文化財が残されている。これらの文化財は、市民に郷土の歴史と文化の片鱗を伝える何物にも替えがたい財産として、自己のアイデンティティの確立や人々の連帯感の共有に大きな役割を果たしてきた。

しかし一方で、都市化の進展や生活様式の変化などにより、昨今では文化財はもとより、文化財を育み、継承してきた人々の知恵やものづくりの技も次第に失われつつある。また、平成27年3月には北陸新幹線が開業し、瑞龍寺南部に新高岡駅が建設され、新駅周辺の都市開発がより一層進んでいくことが予測される。

そこで、本市では、こうした状況に対応し歴史文化のまちづくりを推進するために、平成22年度に高岡市歴史文化基本構想を策定した。この構想では、歴史文化に育まれてきたまちの魅力を再認識し、本市の歴史を物語る文化財を積極的に保存・活用し、まちの発展に有用な資産として活かしていくことを目指している。

今後は、文化財保護法や高岡市文化財保護条例等の関係法令を遵守しつつ、文化庁や富山県、高岡市文化財審議会、有識者等と協力を図り、市民との協働のもと、基本構想の理念に基づいた歴史文化のまちづくりを推進していく。

なお、高岡市歴史文化基本構想 保存・活用編の第2章 文化財の保存・活用方針で以下の(1)から(8)に示す8つの文化財の保存・活用の方針を定めており、本計画では、(9)埋蔵文化財の取扱に関する方針及び(10)文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針に関する事項を追記する。

(1) 調査・研究の充実

①調査・研究の推進

文化財に関する認識を一層深めるため、歴史学、考古学、美術史学、建築学、民俗学等、様々な観点からの調査・研究を今後も推進していく。特に近代の文化財については、価値が定まる前に失われていく現状に鑑み、その価値の顕在化を図るための歴史的・技術的調査研究を推進する。また、伝統文化の分野でも、季節ごとの座敷飾りや儀式食、茶道文化等のより一層の理解を深めるために実態調査を検討していく。

②調査・研究成果のアーカイブ機能の充実

高岡市の文化財に関する様々な情報や調査・研究成果を共有化し、後続の研究や教育の場で活かすための体制づくりを行っていく。そのため、図書館や博物館等の公共施設では、研究内容の相互共有やアーカイブ機能を充実させるなど、本市の歴史文化に関する情報を閲覧することのできる環境整備を行っていく。また、大学・研究機関のデータベースと相互連携を図っていくことも検討する。

(2) 文化財の適切な保存管理

①文化財指定の推進

高岡市は、今後も文化財の指定を推進し、豊かな歴史文化の息づく地域づくりを目指していく。高岡城跡の整備事業、吉久地区の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みを推進するとともに、近代建築や近代化遺産といった新たな文化財についても、その価値を認識し指定・登録を検討する。また、高岡銅器や高岡漆器など本市を代表する伝統産業の歴史や高度な生産技術を示す一連の文化財についても、文化財指定を目指し、調査事業を推進していく。

「文化財総合的把握モデル事業」の悉皆的調査で拾い上げられた未指定文化財については、指定文化財として守るべき価値を有するものに対し、今後指定・登録の措置を検討していく。これ以外の未指定文化財についても、市域の歴史的な景観を構成する要素とみなし、市民や保存団体等の協力を得ながら継承していく体制づくりを行う。

②保存管理計画の策定の推進

高岡市の指定文化財はその周辺環境とともに望ましい保存管理のあり方を検討していく必要がある。今後は、各指定文化財について段階的に保存管理計画の策定を行っていく。以下、文化庁の定める文化財の6分類に従って、それぞれに該当する主な指定文化財について保存管理計画の方向性を示すとともに、その他の未指定文化財についてもその保存管理のあり方について述べる。

有形文化財

建造物については、国宝・重要文化財の瑞龍寺をはじめとし、重要文化財となっている氣多神社本殿や近世の民家等の主要な指定文化財について、所有者による建造物の特徴に応じた保存管理計画の策定を支援していく。また、重要文化財・勝興寺についても修理事業と並行し、引き続き保存管理計画策定を進めていく。これらの文化財は、本市を代表とする歴史的建造物であることから、その周辺環境の保全も含めた保存管理計画を策定することで、文化財単体としての価値の保存だけでなく、地域一帯の良好な環境づくりにも資するものとする。美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等）については、博物館、美術館、大学等研究機関のみならず、個人等の

所有者も然るべき保存管理を行っていくことが望まれる。そのために、文化財の破損や劣化等が生じその価値を損なうことの無い様、適切な保存環境と管理体制を定めた保存管理計画を策定し、関係者への周知徹底を進める必要がある。

無形文化財

国指定重要無形文化財となっている鑄金は、銅器に装飾を施す高度な特殊技術が認められたものである。高岡の工芸文化が育んだ、鑄金をはじめその他の伝統工芸技術の保存管理計画については各制作技術の記録の保存に努めるとともに、技術を継承していく技術者育成の教育体制を整えていく。また、本市の産業分野と連携を図ることで、新旧の技術の利点を相互に活かしながら製品開発や技術力の向上を図っていく。

民俗文化財

御車山と高岡御車山祭の御車山行事は、祭りの盛んな本市において、「山・鉦・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録され、かつ、国の重要有形・無形民俗文化財に指定されている代表的な祭礼行事である。この祭りの催行は、神社や御車山を運営する 10 町の町会をはじめ、祭りの花形である御車山を支える彫金・漆工・染織などの伝統工芸技術など、多くの人々と技術、町の協力によって支えられている。保存管理計画の策定にあたっては、行事としての形態だけでなく、人、技術、町並み等に関する多角的な課題を盛り込むことで、御車山巡行路における祭りの一体的な継承を目指していくことを明記する。なお、二上射水神社の築山行事（県指定無形民俗文化財）は御車山の原型ともいわれる古代の祭礼行事である。原初的な祭礼行事を確実に継承するとともに、御車山との関連性についても調査研究を進めていく。平成 21 年に「越中福岡の菅笠製作技術」は文化的価値が認められ、重要無形民俗文化財に指定されており、技術を後世に伝承する体制づくりなど、総合的に施策を講じていかなければならない。また、未指定ではあるが、市域に広く分布する獅子舞は、地域によって様々な様態を示し、本市においても郷土芸能としての側面を持ちながら今日まで親しまれてきた。しかし、現在は多くの地域で少子化や、参加への意識の低下といった問題が見られる。そこで、用具の取扱いや舞の作法に関する伝承教室の開催や映像記録などを各地域で積極的に進め、次世代に継承していくことが重要である。

記念物

前田利長墓所については、平成 20 年度に国指定史跡となったことを受け、平成 22 年度に保存管理計画、平成 23 年度に整備基本計画を策定している。国指定史跡である桜谷古墳は、単体としての保存管理計画を策定するとともに、西山丘陵から二上山丘陵にかけて多数分布する古墳・横穴墓群との関連性、あるいは畿内や出雲といった日本海交流文化の視点とも絡めながら調査・研究を

推進していく体制づくりを盛り込むことが望まれる。国指定史跡の高岡城跡は旧高岡城下町の代表的文化財の1つであるとともに、中心部におけるまとまりある緑地エリアとして貴重であることから、史跡的価値の保存とともに都市公園の自然環境としての保全のあり方も併せて検討していく。

国の指定名勝の「おくのほそ道の風景地-有磯海-」は、能登半島国定公園雨晴海岸にある女岩と義経岩を指定しており、俳聖松尾芭蕉の由緒地として新たに位置付けされたものである。今後は名勝としての保存活用計画を策定する。

文化的景観

文化的景観保護制度は「景観法」が成立し、これに基づく部分を含む制度として文化財保護法の改正によって平成16年に創設されたものである。これに先立ち平成12年～平成15年に「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」が実施され、「福岡町の菅田と菅干」が重点地域に選択されている。高岡市では平成21年に「町並み保存・都市景観形成に関する条例」を改正し、伝統的な町並みを保存するとともに、美しい自然や風土がつくる景観、歴史と文化がつくる景観等が調和する高岡らしい景観をまもり、そだて、つくりだす諸施策を講じているところであり、文化的景観については、保存調査を実施し、構成要素を明らかにするとともに、保護の施策を講ずべき区域の範囲と課題等について整理・把握することが求められている。

伝統的建造物群

国の重要伝統的建造物群保存地区である山町筋については、「高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画」が、金屋町については、「高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」が策定されており、地区内の伝統的建造物の特性を踏まえた保存の方向性や、保存整備計画のあり方、管理・防災についての整備計画等の対策について述べている。

その他の未指定文化財

市域の未指定文化財は多種多様のため、個別の保存管理計画を策定することは困難であるが、有形文化財については日常的な管理（草刈り、清掃等）を行えるような体制づくり、無形文化財については技術的交流の機会や発表の場を設け技の研鑽を積む機会を設定するなど、それぞれの未指定文化財が属する地域の人々の手によって守り育むためのガイドラインを作成することが望ましい。

③関連文化財群の運用

関連文化財群は、市域に点在する有形・無形、指定・未指定の文化財を、本市の歴史や文化のストーリーによって結びつけて複合的文化財として設定し、各群のストーリーや構成文化財、分布状況等を分かりやすく示す。平成27年

4月には、文化庁が提案する「日本遺産」に、本市の提案した「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡一人、技、心一」が認定され、平成30年5月には「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に本市の文化財が追加認定された。これらの関連文化財群を「面」として捉え、情報発信に努める。教育現場や生涯学習の場で関連文化財群のストーリーと結びつけながら文化財を紹介していくことで、文化財だけでなく、本市の歴史文化に対する理解を一層深めることができる。関連文化財群の運用を身近な生活環境の向上にも結び付けるために、運用に関して市民の協力を仰ぎ、自発的活動を促していく。

個別の文化財の保存・活用を行う際には、関連文化財群のストーリーを踏まえた方針を立てることで、個々の文化財のみならず関連文化財群という複合的文化財としての価値も確立していくことを目指す。また、文化財に関連する分野で様々な計画や整備事業を進めていく中で、その計画や整備に関わる文化財の取り扱いについて関連文化財群の特徴や保存・活用の方針に基づき検討することで、文化財本来の価値の損失が軽減されることが期待される。

④文化財の防災・防犯対策の徹底

火災や地震等の災害による文化財の損失は、予防や訓練等、防災対策を徹底することで被害を生み出さないこと、最小限に抑えることに努める。このためには、関係者による防災訓練を定期的実施することや、防災設備の設置、耐震補強等の推進が求められる。また、近年、文化財の盗難・損壊事件が全国的に発生していることを踏まえ、文化財の損失を予防するための防犯対策を徹底していく。

⑤伝統技術の継承と記録

無形文化財等、技術とその継承者そのものが文化財としての価値をなすものについて、その伝統技術を後世に伝えるための人材育成と詳細な記録作りを進めていく。特に伝承者の高齢化が進む技術については、早急な対応策を講じる。

(3) 文化財の本質的価値に基づく保存手法・修復技術の適用

文化財の修理・修復においては、対象物の価値の損失を最小限に抑えることが重要である。そのためには文化財の本質的価値をよく理解し、確実に文化財を後世に継承できるよう、適切な保存手法と修復技術を施していくことが求められる。

①修復事例の検証と修復技術の向上

文化財の修復に用いる技術や材料、構造形式等の選択については、文化財の本質的価値をよく検討した上で決定する。また、類似する文化財との比較検討

も必要に応じて行っていく。なお、既に修理・修復工事が行われた文化財についても、調査研究によってより望ましい修理・修復の手法が見出される場合もあることから、構造形式や材料についての再検証や適切な構法（工法）の再検討を行っていく。

②文化財の記録と材料の確保

伝統文化の確実な保存と継承を図るため、希少な伝統工芸技術や伝統芸能等、無形の文化財については、その製作過程やしきたり等を記録していくことが望まれる。また、文化財の修理・修復においては、使用材料が価値を構成する要素の1つとなる場合があるため、希少性の高いものや入手の困難な材料の確保に努める。

（4）整備・活用事業の実施

①文化財の公開

歴史的建造物をはじめ、史跡や庭園等の公開を推進する。また、埋蔵文化財の発掘調査や歴史的建造物の修理等の現場を公開し、市民学習の機会を提供する。

②整備事業の推進

高岡の文化財と歴史的景観の質の向上を目指した整備事業を推進していく。景観法に基づく地域の特性に応じた良好な景観形成の取り組みや、「高岡市歴史まちづくり計画」に基づく歴史的風致の維持及び向上のための取り組みなど、関係法令や計画の特徴を活かしながら、文化財の本質的価値を守るための整備事業を推進する。

③歴史・文化施設の機能整備

現在設置されている歴史・文化施設の振興を図るとともに、観光や文化事業の拠点施設としての位置付けと機能を強化する。特に、市立美術館や市立博物館等、市域全体の情報の発信地として適した立地の施設に対し、情報発信機能の整備を行っていく。

④文化観光への活用

文化財の保存を基本としながら、文化観光への活用を図っていく。関連文化財群の活用として、本構想で設定したテーマごとに、歴史や文化財に親しむ機会を設定し、歴史や名所、高岡の魅力について理解を深めていく機会をつくる。また、御車山祭や伏木けんか山、御印祭、七夕祭り等、特色ある高岡の祭に合わせ、文化財の公開事業やオリエンテーリング等を実施するなど、観光事業への積極的な活用を図る。また、自動車道により分断された町の一体性を回復するため、歩行者のための歴史市街地地図等を作成し、歩きながら高岡の歴史を

体感できる道筋を見出すなど、適宜活用を進めていく。

(5) 文化財と周辺環境の一体的な保全

①良好な景観形成を目指した関連施策との連携

文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう、文化財をとりまく周辺環境を保全する。周辺環境は、景観法、都市計画法及び市条例等に基づき、規制・誘導による保全を図ると共に、必要に応じて高さ規制の見直しや、屋外広告物の規制の拡大、文化財の価値の文脈に基づく保全眺望点の設定を進める。また、古城公園については文化財としての価値を有するとともに、中心部のまとまりある緑地として、あるいは市民共有のオープンスペースとしての利用が期待される都市公園である。公園内の諸施設の移設、自然環境の維持等を通して、オープンスペースとしての快適性を高める整備を進めて行く。

②文化財を活かした周辺整備

文化財の価値を際立たせ地域の魅力として発信していくため、文化財を活かした周辺環境の整備を行う。また、細街路で構成される旧高岡町域では、高岡らしい風情や情緒を楽しみながら散策できるまちづくりを行うため、平成 24 年 3 月には、たかおかストリート構想を、平成 28 年 2 月には、伏木地区ストリート構想を策定し、現在取り組みを進めている。

③デザインの質の向上

文化財に関する整備事業の実施にあたり、公共施設のデザインの質の向上に努める。また、文化財の案内板等の諸設備について、市域全体に統一的なデザインを採用することで、高岡の発信する歴史都市やものづくりの町としてのイメージの形成を助ける手立てとするため、平成 25 年 3 月に高岡市新サイン計画を策定した。

(6) 郷土教育と人材育成の継続

①伝統技術者の育成

有形・無形の文化財を後世に伝えるため、伝統技術に関わる専門的な人材の育成を引き続き図っていく。特に、重要無形民俗文化財となっている菅笠づくり等、技術の伝承者の高齢化が危惧される場合、技術の伝承が断絶することのないよう、行政や市民の協働の元で早急に後継者の育成に務める。

②学習機会の提供と充実

学校における総合学習の時間等を利用して、地域の歴史や自然環境、文化財、景観等について、幅広い視点から高岡を学ぶ機会をつくっていく。また、地元のものづくりを伝える技術者との交流や、祭への参加を通じて、まちへの関心や愛着を豊かに育んでいくことを目指すとともに、あらゆる世代の市民に対し、

文化財に関する様々なテーマを生涯学習の場で市民が気軽に学べる機会を提供する。

③顕彰制度の導入

文化財の保存活用に貢献した市民や、一定の成果をおさめたプロジェクトを実施した市民団体等に対し、その功績を顕彰する。

(7) 活動支援と連携体制の整備

①市民参加の拡大と活動支援の充実

文化財の保存・活用において、今後市民と行政の連携は重要な課題となっていく。特に、悉皆的調査によって拾い上げられた未指定文化財については、市民が主体となってその保存と管理にあたっていくことが望ましい。調査・研究の発表や、市内の文化財の今後のあり方についての勉強会、シンポジウム等を通して、市民の意見や発想を確認し、文化財の保存・活用の中に取り入れていくことが求められる。また、市民による観光ガイドや清掃活動等、ボランティア活動の輪が広がるような仕組み作りを進めていく。また、市民有志や文化財の保存団体による、文化財の保存活用に関わる取り組みを支援するため、専門家の派遣、支援制度の充実を図る。

②関連文化財運営協議会の設置

関連文化財群の運用について、市民や専門家、行政の協働による運営協議会の設置を検討する。一定の空間や地域に限らず、市域全体に広がりをもたせる関連文化財群の特性を踏まえ、文化財を介した地域活動の相互交流を活発化していくことが期待される。

(8) 情報の発信

①データベースの構築

「高岡市歴史文化基本構想」の策定を機に、文化財情報を網羅したデータベースの構築を進める。将来的には文化財の保存状況や調査状況、望ましい修理のあり方、活用状況等についても参照できるようなシステム構築を目指していく。また、市民や観光客に対する文化財の魅力発信サイトへの応用も検討する。

②情報発信と拠点づくり

高岡の魅力を国内外に発信できるよう、インターネットのポータルサイトの充実を図る。また、高岡駅前のウイング・ウイング高岡や高岡城跡周辺の公共施設等の観光情報の拠点ブースを充実させ、高岡の文化財や魅力ある風景、ものづくりに関する情報等を集約し発信していく。

(9) 埋蔵文化財の取扱に関する方針

高岡市内には多くの埋蔵文化財包蔵地がある。これらは地域の歴史を語る貴重な文化財の一つであり、市では「周知の埋蔵文化財包蔵地」を定めている。包蔵地内で行われる土木工事等については、文化財保護法に基づき、富山県教育委員会の指導と助言も得ながら、工事の規模や内容に応じた遺跡保存等のための行政指導を行っている。

文化庁通知に基づき、おおむね中世までの遺跡を「周知の埋蔵文化財包蔵地」としているが、今後は近世以降の遺跡についてもその重要性等に鑑み、有識者等の意見を得ながら段階的に「周知の埋蔵文化財包蔵地」に加えることを検討していく。

なお、事前調査として発掘調査を指導する際、一定の要件に適合する埋蔵文化財調査については、市が富山県の委託や文化庁の国庫補助を受け実施しており、今後にも必要に応じて実施していく。

(10) 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針

高岡市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、教育委員会に生涯学習・文化財課を置き、その行政を行っている。

平成31年4月現在、生涯学習・文化財課の文化財保護係には職員8名を配し、このうち3名が専門職員（建築技師1名、発掘調査員2名）である。しかし、現在市内には、文化財保護法に分類される全類型の文化財が多数分布しており、今後は担当職員のさらなる体制整備が必要である。

高岡市文化財保護に関する条例に基づき、教育委員会の附属機関として高岡市文化財審議会を設置している。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究に当たり、その保存、指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的事項に関し必要と認める事項を建議する。今回の維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を得ながら進めている。

審議会は、12名で構成されており、建造物1名、金工1名、絵画1名、書跡1名、民俗1名、植物1名、地質1名、美術史1名、美術鑄造1名、考古1名、史跡1名、漆工1名の学識者からなる。

2 重点区域に関する事項

高岡市歴史文化基本構想では、文化財や関連文化財群の集積度が高く、区域一体で文化的な空間を創出している地区を歴史文化保存活用区域として設定している。本計画で重点区域として定める「旧高岡町往来地区」及び「伏木・吉久地区」は、それぞれ「旧高岡町歴史文化保存活用区域」及び「伏木周辺歴史文化保存活用区域」に含まれる。

歴史文化保存活用区域については、市特有の歴史や文化・多様な文化財を一体的に含む区域として守り育てていくための方針を定めており、区域に内包される関連文化財群についても、それぞれ保存・活用の方針を定めており、重点区域内における文化財の保存・活用についてはそちらを参照されたい。また、区域内における具体的な事業については、本計画の134ページ以降で説明する。

重点区域内では、文化財の保存・活用を目的とする団体や、観光ボランティアなどの市民団体が活動を行っている。市では、これらの団体に対し助成や情報提供などの支援を行っており、今後も継続していく。しかし、これらの団体の多くは高齢化や後継者不足、財政基盤の弱さなどの課題を抱えており、今後は会を支える人材の育成や、市民全体が会の活動を後押しできる枠組みづくりを進める必要がある。

「旧高岡町往来地区」内の主な市民団体

団体名	活動の目的・内容
高岡御車山保存会	高岡御車山の維持、祭事の運営、山車の保存など
土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会	町並みの保存・活用、高岡市土蔵造りのまち資料館の指定管理など
土蔵造り町並み消防隊	火災に対する警戒活動、消防訓練など
菅野家住宅保存協議会	重要文化財菅野家住宅の保存・活用・公開など
国宝瑞龍寺保存会	瑞龍寺の文化財の保存・活用など
寺のある町連絡協議会	瑞龍寺や瑞龍寺賛歌を通しての寺町の活性化など
瑞龍寺自衛消防隊	火災に対する警戒活動、消防訓練など
金屋町まちづくり推進協議会	町並みの保存・活用など
あいの風	観光ボランティア
保与の会	観光ボランティア
町なみを考える藤グループ	観光ボランティア
やまたちばな	観光ボランティア
さくらの会	観光ボランティア
福岡くらしっく街道の会	町並みの保存・活用など
千保川を語る会	千保川の歴史の研究、保存・活用など
川原本町周辺街づくり協議会	山町・金屋町道路沿線の活性化など

「伏木・吉久地区」内の主な市民団体

団体名	活動の目的・内容
財団法人勝興寺文化財保存・活用事業団	勝興寺保存修理事業の推進、勝興寺の文化財の保存・活用など
勝興寺文化財保存会	勝興寺の文化財の保存・活用など
勝興寺まちづくり協議会	勝興寺を活かしたまちづくりの推進など
勝興寺消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
伏木曳山保存会	伏木曳山の維持、祭事の運営など
伏木観光推進センター	伏木地区の観光の推進など
吉久まちづくり推進協議会	町並みの保存・活用など
比奈の会	観光ボランティア

第4章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

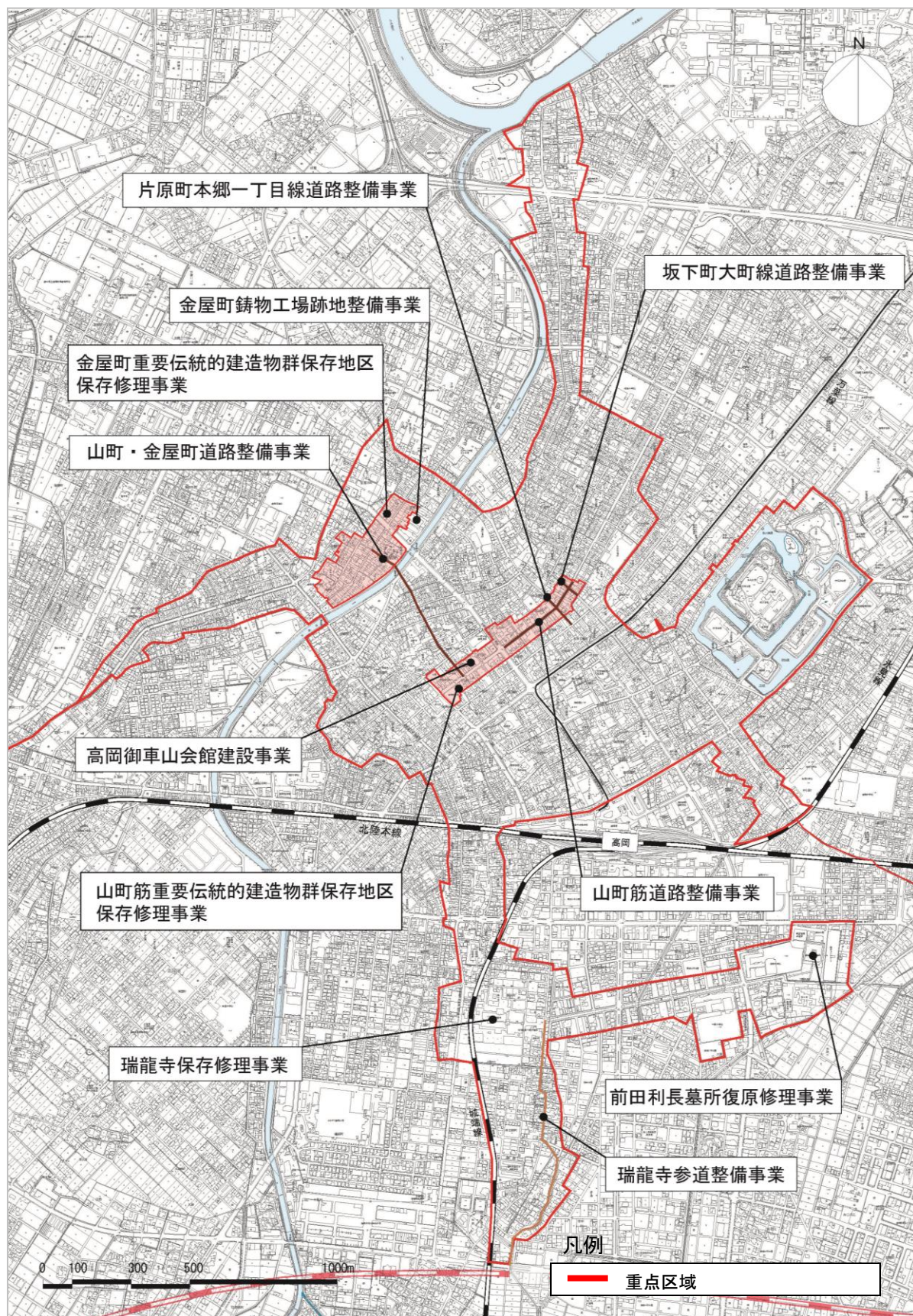
II 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

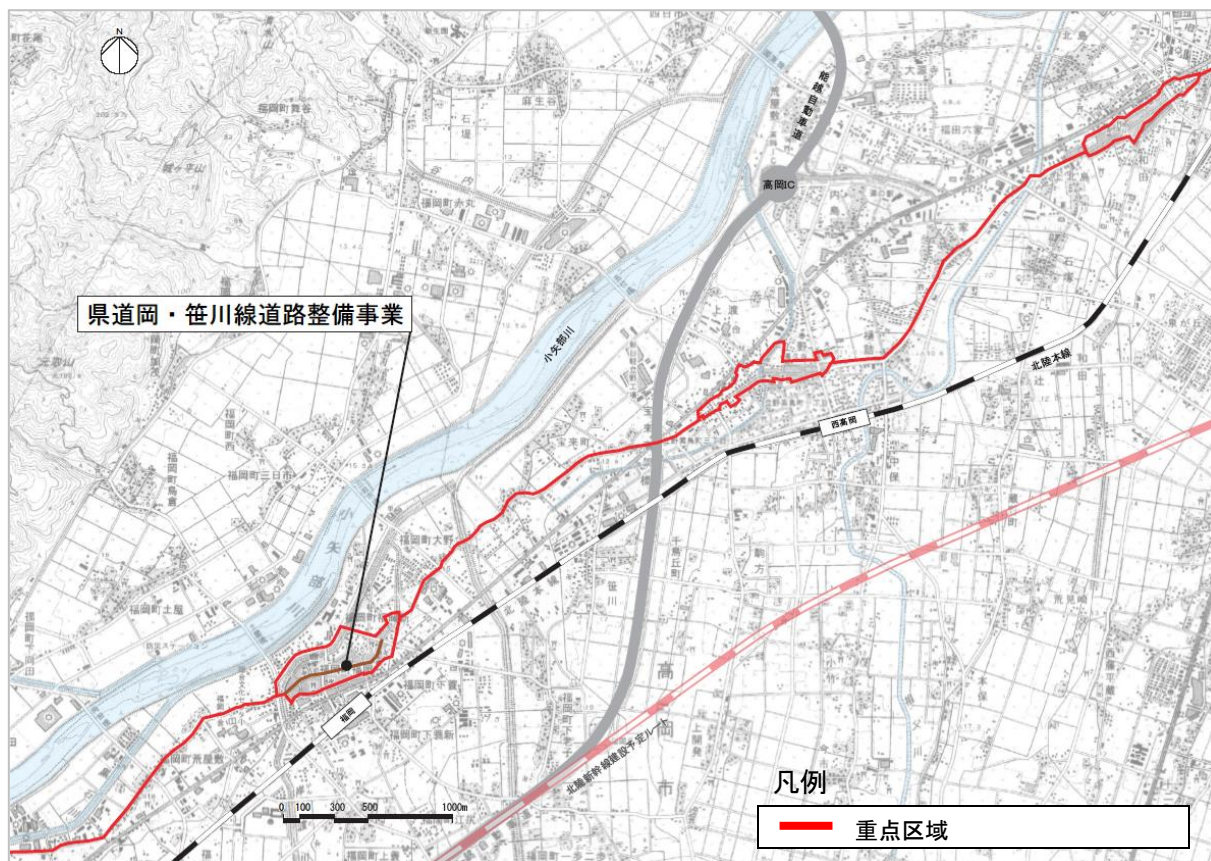
歴史的風致維持向上施設とは、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等のことを指し、道路や駐車場、公園、水路、交流施設、歴史的建造物、案内板等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなども含まれる。

これらの歴史的風致維持向上施設の整備又は管理にあたっては、市のまちづくり部局と文化財部局はもとより、他の関係部局や国、県及び関係団体等の関係機関と継続的な協議・調整を図ることによって、ひとつの施策が波及的な効果を生み出すよう総合的かつ一体的な推進に努める。

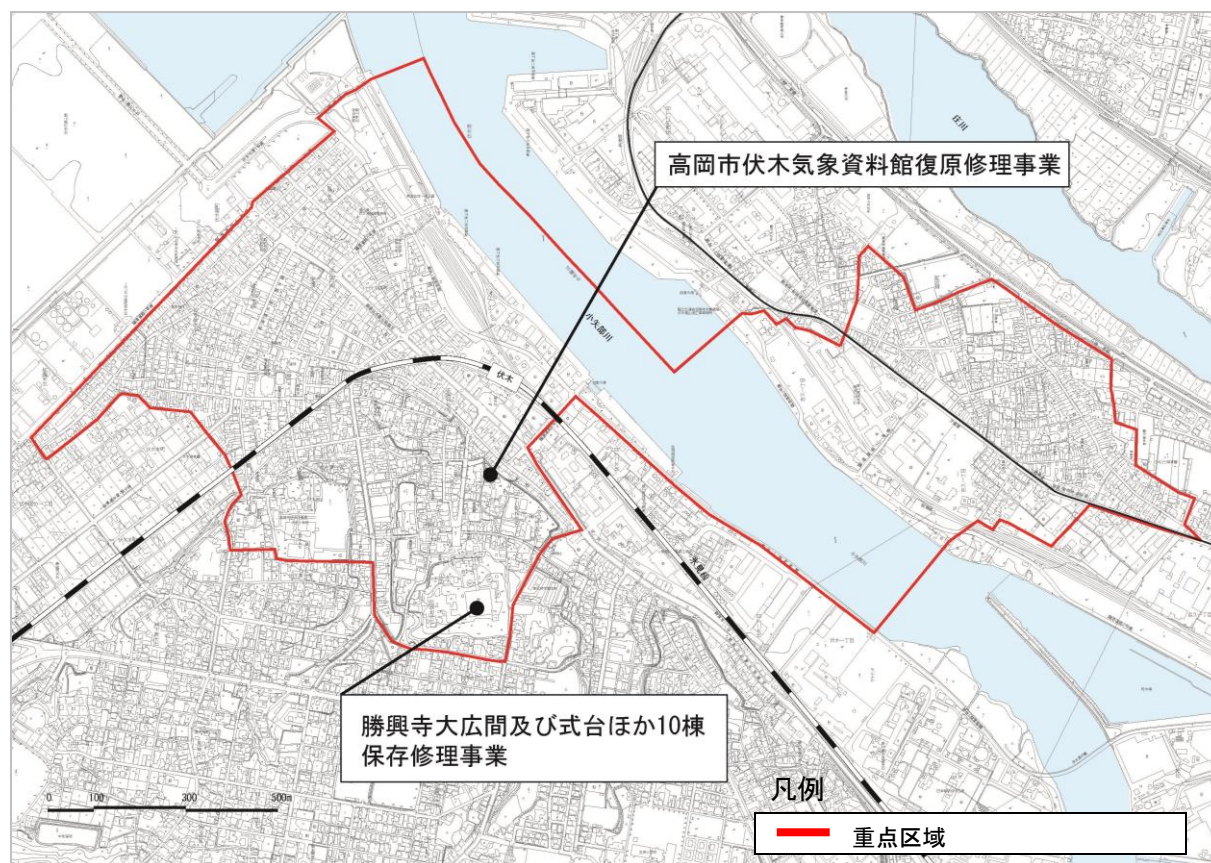
- ①歴史的風致の核となる歴史的建造物や交流施設の整備に関する事業
- ②歴史的風致を形成する歴史的な町並み保全や道路等の整備に関する事業
- ③歴史的風致に息づく工芸技術や祭礼・年中行事の保存継承に関する事業
- ④その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業



図：事業箇所（重点区域「旧高岡町往来地区」の中心市街地）



図：事業箇所（重点区域「旧高岡町往来地区」の旧北陸道）

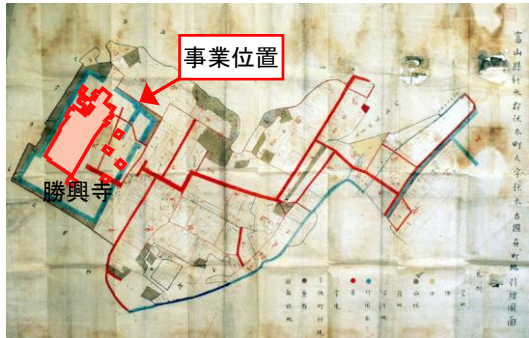


図：事業箇所（重点区域「伏木・吉久地区」）

①歴史的風致の核となる歴史的建造物や交流施設の整備に関する事業

事業名称	1 瑞龍寺山門ほか8棟保存修理事業		
整備主体	宗教法人瑞龍寺		
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金		
事業期間	平成24年度～令和2年度		
事業位置	関本町地内		
			
事業概要	瑞龍寺禅堂等の柿葺屋根等に傷みが見られることから保存修理を実施する。		
	 瑞龍寺禅堂等（内観）	 瑞龍寺禅堂等（外観）	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	瑞龍寺は前田利長の菩提寺として建立された曹洞宗寺院であり、七堂伽藍の内では、ひとつやいとや燭光能といった行事が今も執り行われている。また、正面からまっすぐに伸びる八丁道によって利長墓所と繋がれ、一体が宗教空間として荘厳な雰囲気形成している。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、高岡の魅力がより一層高まると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

事業名称	2 前田利長墓所整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金	
事業期間	平成 25 年度～	
事業位置	大野地内	
		
事業概要	国指定史跡前田利長墓所について、保存管理計画及び整備基本計画に基づく復原修理事業を実施する。	
	 墓所（内区）	 墓所（外区）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	前田利長墓所は、高岡開町の祖前田利長の墓所であり、利常が利長の冥福を祈り造営したもので、内区と外区及びそれらを隔てる濠、内区の墓標などからなっている。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、高岡の魅力がより一層高まると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	3 勝興寺大広間及び式台ほか 11 棟保存修理事業	
整備主体	宗教法人勝興寺	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金	
事業期間	平成 17 年度～令和 2 年度	
事業位置	 	
事業概要	勝興寺大広間及び式台ほか 11 棟（重要文化財）の保存修理を実施する。   勝興寺大広間及び式台 勝興寺経堂	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	勝興寺は一向一揆の拠点ともなった浄土真宗の大寺院であり、勝興寺の周辺では寺内町が形成されている。寺内町には、現在でも歴史的な子院や町家などが建ち並び、廻船問屋の遺構などとともに勝興寺を中心としたコミュニティが形成されている。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、高岡の魅力がより一層高まると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	4 市指定文化財保存修理事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
事業期間	平成 25 年度	
事業位置	伏木古国府、小馬出町地内	
		
事業概要	市指定文化財の旧秋元家住宅について、経年劣化や損傷が見られることから、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施する。また、必要に応じて、その他の市指定文化財についても保存修理を実施する。	
	 旧秋元家住宅	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧秋元家住宅は、みなと町伏木において、小宿として財をなした家柄であり、現在残された主屋や土蔵は伏木の港としての性格を垣間見る上で欠かすことのできない建物となっている。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、高岡の魅力がより一層高まると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	5 高岡市伏木気象資料館復原修理事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	歴史と文化が薫るまちづくり事業（富山県）	
事業期間	平成26年度～平成28年度	
事業位置	伏木古国府地内 	
事業概要	旧伏木測候所の遺構である伏木気象資料館（登録有形文化財）を歴史的風致形成建造物に指定し、現在失われている望楼の復原を中心とした保存修理を行う。	
	 伏木気象資料館	 伏木測候所（明治42年（1909）） 高岡市立博物館提供
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧伏木測候所は、藤井能三が船の航海の安全等を目的に私費で建設した全国初の私立測候所である。以降、旧伏木測候所は伏木港の発展に大きく関わってきた。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、適切な維持管理につながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	6 市内町家等再生事業	
整備主体	所有者	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
事業期間	平成24年度～令和2年度	
事業位置	高岡市内	
事業概要	登録有形文化財をはじめとする市内の町家に経年劣化や損傷が見られることから、歴史的風致形成建造物に指定し、その修理に対し補助金を交付する。	
	 佐野家住宅	 棚田家住宅
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	登録有形文化財をはじめとする市内の町家は、それぞれ建築年代や様式等に違いはあるものの、その全てが商都高岡の近代化の歴史の中で建てられたものである。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、適切な維持管理につながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	7 金屋鋳物師町工房（仮称）整備事業	
事業主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
事業期間	平成28年度～令和2年度以降	
事業位置	金屋町地内	
		
事業概要	金屋町において鋳物工房を整備し、伝統的建造物群保存地区の景観を向上させるとともに、全国からの若手人材の受入、育成、定着を促進することにより地場産業の振興を図る。	
		
	千本格子の家並み	建設予定地
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	金屋町は高岡の鋳物発祥の地である。本事業により、高岡の鋳物技術を次世代へ継承していく。 金屋町において鋳物に関する施設を整備することは、鋳物師町としての魅力を高めることに繋がり、本事業位置である伝統的建造物群保存地区内の歴史的景観の向上も期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

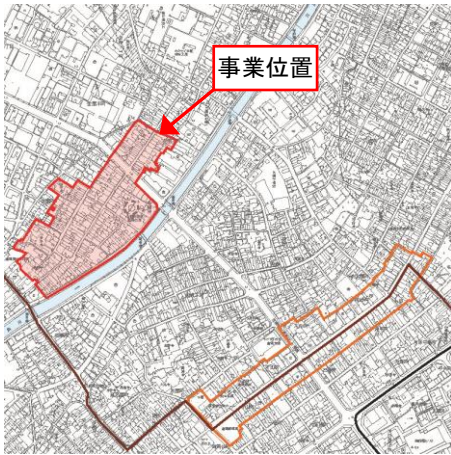
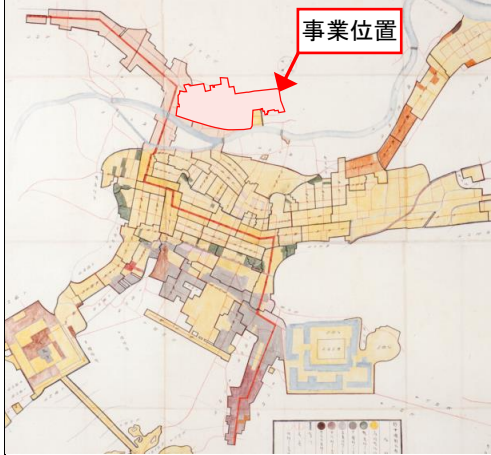
事業名称	8 高岡御車山会館建設事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 市単独事業	
事業期間	平成23年度～平成26年度	
事業位置	守山町、利屋町地内	
		
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区の山町筋において、既存建築物の跡地を活用して、重要有形・無形民俗文化財「高岡御車山（祭）」の展示等を行う高岡御車山会館を建設する。	
	 既存建築物 会館整備予定地	 高岡御車山祭
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重要有形民俗文化財「高岡御車山」の山車の展示を中心に、重要無形民俗文化財となっている同祭の行事内容、重要伝統的建造物群保存地区の山町筋の文化、山車に集約される金工・漆工などの伝統工芸技術などを見学・学習できる施設として建設するものである。 当該事業によって、山町筋の沿道景観の改善が図られるとともに、高岡の誇る金工、漆工の工芸技術の普及啓発につながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	9 歴史的資産を活用した町家再生事業	
事業主体	末広開発株式会社	
支援事業名称	まちの未来創造モデル事業	
事業期間	平成 28 年度～平成 30 年度	
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区の山町筋において、既存の伝統的建築物を活用し、町民文化の情報発信や山町筋の賑わい創出を行う交流拠点を整備する。	
	 整備予定地（旧谷道家外観）	 整備イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重要伝統的建造物群保存地区の山町筋において、高岡開町の時代から現代まで町民文化を継承してきた山町筋の人々や企業のほか、往時の文化やまちの姿などを合わせて紹介する情報発信拠点とするほか、高岡ならではの土産品・クラフト製品、軽飲食を扱う店舗が入居できるスペースを整備（リノベーション）し、誘致を図るもの。 当事業によって、既存の伝統的建築物を活用した山町筋の情報発信による普及啓発や、観光客や多様な世代の地域住民が集う新たな交流の場となる事業やイベントを展開し、まちの賑わいを創出することにより、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	10 金屋町定住体験施設整備事業	
事業主体	特定非営利活動法人金屋町元気プロジェクト	
支援事業名称	定住者受入れモデル地域トータルサポート事業	
事業期間	平成28年度～平成29年度	
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区の金屋町において、既存の伝統的建築物等を再生・活用し、宿泊体験施設の整備を行うもの。	
	 整備予定地（旧夏野家外観）	 定例会議の様子
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重要伝統的建造物群保存地区の金屋町において、「ものづくりのまち」や「町屋暮らし」についての情報発信、及び既存の伝統的家屋等を再生・活用による宿泊体験施設の整備を行い、同地域への移住定住を促進する。当事業によって、金屋町における町並み保存へ向けた空き家の解消と合わせて、人口減少と高齢化に一定の歯止めをかけ、地域のものづくり産業の新たな担い手の創出を図ることにより、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

②歴史的風致を形成する歴史的な町並み保全や道路等の整備に関する事業

事業名称	1 1 山町筋重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金	
事業期間	平成13年度～	
事業位置	御馬出町、守山町、木舟町、小馬出町地内	
		
事業概要	山町筋重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、非伝統的建造物の修景事業を実施する。	
	 山町筋の町並み（木舟町）	 山町筋の町並み（守山町）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	山町筋は、土蔵造の伝統的建造物がよく残り、高岡御車山祭の舞台ともなっている、高岡を代表する町並みのひとつである。 当該事業によって、高岡を代表する歴史的な町並みが保全されるとともに、山町筋の歴史的景観の向上や賑わい創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	1 2 金屋町重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金	
事業期間	平成 25 年度～	
事業位置	金屋町、金屋本町地内	
		
事業概要	金屋町重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、非伝統的建造物の修景事業を実施する。	
	 金屋町の町並み	 金屋町の町並み
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	金屋町は、高岡鋳物発祥の地であり、サマノコが特徴的な町家が非常に良く残る美しい歴史的な景観を形成している。また風情ある祭礼行事も受け継がれている。 当該事業によって、高岡を代表する歴史的な町並みが保全されるとともに、金屋町の歴史的景観の向上や賑わい創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

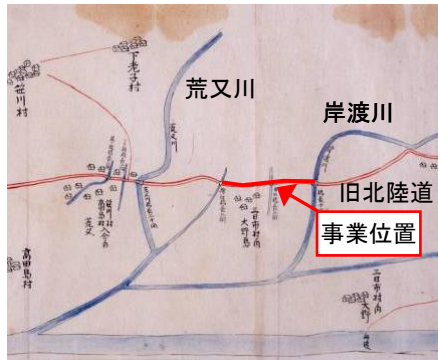
事業名称	1 3 山町筋道路整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（道路事業） 地方特定道路整備事業	
事業期間	平成 23 年度	
事業位置	木舟町、小馬出町地内（木舟町大坪町一丁目線）  	
事業概要	「高岡市山町筋重要伝統的建造物群保存地区」において、電線共同溝整備事業と合わせて、道路修景整備を行う。   山町筋（木舟町から小馬出町） 整備イメージ	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該道路は、山町筋重要伝統的建造物群保存地区内にあり、沿道には重要文化財や県・市指定文化財、登録有形文化財を含む伝統的建造物が多数存在している。 当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

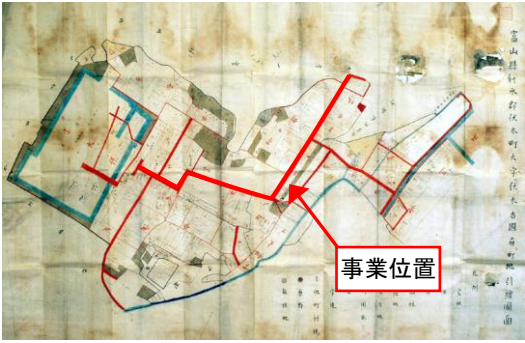
事業名称	1 4 片原町本郷一丁目線道路整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（道路事業）	
事業期間	平成 23 年度	
事業位置	小馬出町地内	
		
事業概要	「高岡市山町筋重要伝統的建造物群保存地区」において行われている山町筋電線共同溝整備事業と合わせて、これと交差する市道（細街路）について、1 街区分の側溝や舗装の修景整備を行う。	
	 源平町方面	 千木屋町方面
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該道路は、山町筋重要伝統的建造物群保存地区内にあり、沿道には重要文化財や県・市指定文化財、登録有形文化財を含む伝統的建造物が多数存在している。 当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	1 5 坂下町大町線道路整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（道路事業）	
事業期間	平成 23 年度	
事業位置	小馬出町地内	
		
事業概要	「高岡市山町筋重要伝統的建造物群保存地区」において行われている山町筋電線共同溝整備事業と合わせて、これと交差する市道（細街路）について、1 街区分の側溝や舗装の修景整備を行う。	
	 坂下町方面	 大町方面
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該道路は、山町筋重要伝統的建造物群保存地区内にあり、沿道には重要文化財や県・市指定文化財、登録有形文化財を含む伝統的建造物が多数存在している。 当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

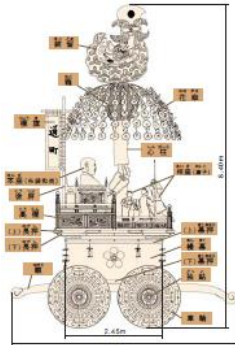
事業名称	1 6 瑞龍寺道整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	
事業期間	平成 21 年度～平成 25 年度	
事業位置	 	
事業概要	新幹線新高岡駅から瑞龍寺までの約 900 メートル区間において、舗装・側溝・道路照明灯・防護柵等の修景整備を行う。  	
	庄方用水	神主町にある枡形道
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	整備対象の道路は、北陸新幹線新高岡駅から開町時に通された庄方用水沿いを通り、旧井波道を抜け、国宝瑞龍寺に至る道である。沿道には、農家や土蔵、社寺、町家が並び、地域固有の景観を形成している。 当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	1 7 山町・金屋町道路整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度	
事業位置	守山町、利屋町、川原本町	
		
事業概要	たかおかストリート構想に則し、市道堀上町金屋町線において、カラー舗装や側溝布設替などの修景整備を行う。	
	 南側から	 北側から
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	整備対象の道路は、山町と金屋町を結ぶルートにあり、沿道には、高岡開町当時から続く老舗や千保川の船着場の名残である恵比須塔などの歴史遺産を見ることができる。 当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	18 県道岡・笹川線道路整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 市単独事業	
事業期間	平成26年度～令和2年度	
事業位置	 	
事業概要	県道岡・笹川線の（都）中央線区間において、カラー舗装や側溝布設替などの修景整備を行う。   福岡町の町並み 旧北陸道（西側から）	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	福岡町は、かつて周辺で作られる菅笠の集散地であり、加賀藩の奨励を受けて菅笠を全国各地へと販売していた。県道岡・笹川線の（都）中央線区間は、旧北陸道として古くから人々の往来があり、沿道には明治期から昭和初期に建てられた旧菅笠問屋の遺構が数多く残されており、現在は景観形成重点地区に指定されている。 当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	19 勝興寺寺内町道路修景整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
事業期間	平成29年度～	
事業位置	 	
事業概要	伏木地区ストリート構想に則し、旧参道を中心とした道路修景整備を勝興寺の改修に併せて行う。	
	 東側から	 西側から
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	整備対象の区間は、勝興寺と伏木北前船資料館を結ぶルートであり、勝興寺の旧参道を含む区間である。沿道には、現在でも格子や出桁等の伝統的様式の町家が建ち並び、風情ある歴史的町並み景観を形成している。当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

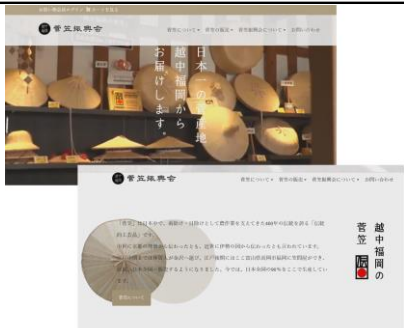
③歴史的風致に息づく工芸技術や祭礼・年中行事の保存継承に関する事業

事業名称	20 高岡御車山保存修理事業	
事業主体	高岡市	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金	
事業期間	平成17年度～	
事業概要	重要有形民俗文化財「高岡御車山」の山車に経年劣化や損傷がみられることから、順次修理を実施する。	
	 高岡御車山祭	 御車山の部分名称
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡御車山は開町以来続く、日本を代表する屋台祭礼の一つである。毎年5月1日には、山町筋や周辺の歴史的町並みを背景に厳かに曳き回される。当該事業によって、高岡の誇る金工、漆工の工芸技術及び祭礼行事の保存と継承が図られるとともに、高岡御車山（祭）の魅力がより一層高まると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	2 1 高岡鋳物資料整備・調査事業	
事業主体	高岡市	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成24年度～平成26年度） 文化財保護活用費補助金（県補助）（平成23年度）	
事業期間	平成23年度～平成26年度	
事業概要	登録有形民俗文化財「高岡鋳物の製作用具及び製品」等について、資料の詳細調査及びデータベースの整備を実施する。	
	 製作用具	 ニシン釜
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡鋳物関連資料について、データベースを整備することにより、資料の適切な保存・管理が図られるとともに、研究用資料としても活用され、鋳物生産に関する歴史や技術の伝承にも繋がると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	2 2 伏木曳山祭用具修理事業	
事業主体	文化財とものづくりのまち活性化事業実行委員会、高岡市	
支援事業名称	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業（平成 23 年度～平成 24 年度） 地域伝統文化総合活性化事業（平成 22 年度）	
事業期間	平成 22 年度～平成 24 年度	
事業概要	金工や漆工などのものづくり技術の継承、ものづくりによって文化財が正しく保存・活用されるまちづくりを目指す事業の一環として実施する。伝統工芸技術を駆使し、伏木曳山祭の祭礼用具を修理する。同時にものづくりの技術の向上と継承を目指す。	
	 伏木曳山祭の山車	 山車の部材
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市指定文化財である伏木神社春季例大祭の伏木曳山祭（けんか山）は、みなと町伏木の性格や町民の気質を色濃く反映した祭礼行事であり、そこで曳き回される山車は高岡のものづくりの粋を集めた工芸品である。当該事業によって、祭礼の保存と継承が図られるとともに、伏木曳山祭（けんか山）の魅力がより一層高まると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	2 3 菅笠づくり後継者養成事業、菅笠づくりに関する調査・研究事業	
事業主体	文化財とものづくりのまち活性化事業実行委員会、高岡市	
支援事業名称	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 地域伝統文化総合活性化事業 市単独事業	
事業期間	平成 22 年度～平成 24 年度：菅笠づくり後継者養成事業 平成 22 年度～平成 25 年度：菅笠づくりに関する調査・研究事業	
事業概要	重要無形民俗文化財である菅笠を製作する体験教室（スゲ栽培、菅笠製作）を実施するなどして、菅笠づくりの後継者育成や製作技術の記録に取り組む。	
	 菅笠づくり教室	 菅笠づくり教室
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、既存の事業の拡充を図り、より効果的、実践的な取り組みを目指すものである。 当該事業によって、伝統産業界の裾野を広げる効果が期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	24 菅笠保全対策事業	
事業主体	高岡市、越中福岡の菅笠製作技術保存会 越中福岡の菅笠振興会（平成30年度～）	
支援事業名称	市単独事業 国宝重要文化財等保存・活用事業（平成30年度～令和2年度）	
事業期間	平成25年度～	
事業概要	重要無形民俗文化財である越中福岡の菅笠製作技術は、菅栽培や製作技術者が減少の一途をたどっていることから、製作技術の維持・存続に向けて菅笠保全対策事業を実施するもの。 菅笠づくりの後継者育成指導や研修、菅田保全のための調査、新商品の開発や販路開拓を行う。	
	 菅笠づくり	 インターネットによる菅笠販売
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、菅笠や製作技術の保存・継承のための総合的な取り組みを行うものである。 当該事業によって、伝統産業である菅笠づくりや菅田の保全と、旧北陸道沿線で旧菅笠問屋の家屋が残る歴史的町並みとが相まって、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	2 5 山車製作技術継承事業
事業主体	文化財とものづくりのまち活性化事業実行委員会、高岡市
支援事業名称	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業（平成 23 年度～平成 24 年度） 地域伝統文化総合活性化事業（平成 22 年度）
事業期間	平成 22 年度～平成 24 年度
事業概要	高岡地域文化財等修理協会会員の伝統技術を駆使し、高岡御車山の車輪及び半纏等を製作する。 二番町車輪
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡御車山の車輪及び半纏等の製作やその過程の記録保存を行うことで、地元伝統技術者の技術の向上及び継承が図られる。さらには、製作した車輪及び半纏等を活かして、高岡のものづくり技術を全国へとPRすることができ、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	26 伝統工芸修理技術者養成事業	
事業主体	文化財とものづくりのまち活性化事業実行委員会	
支援事業名称	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 市単独事業	
事業期間	平成23年度～平成24年度	
事業概要	伝統工芸の分野における文化財修復技法及び知識の習得、技術者の養成を目的に、第一人者による講演会や講習会、実習等のカリキュラムからなる修理技術者コースを開講する。	
	 修理技術の実習	 修理技術の実習
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財の修理には工芸技術の継承が不可欠であり、希少な職人技を受け継ぐ人材の養成が急務である。 当該事業によって、高岡の工芸技術の確実な継承と後継者の育成、産地技術力の向上に資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	27 高岡御車山製作技術者育成事業	
事業主体	文化財とものづくりのまち活性化事業実行委員会	
支援事業名称	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 市単独事業	
事業期間	平成24年度～平成25年度	
事業概要	重要有形文化財である高岡御車山は、金工や漆工といった高岡の工芸技術の結晶のひとつであることから、その修理または新調を行うことのできる技術者の養成を行なう。	
	 一番街通山車	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	御車山の修理または新調を行なうことのできる技術者を養成し、高岡御車山祭の保存・継承を目指す。 当該事業によって、高岡の工芸技術の確実な継承と後継者の育成、産地技術力の向上に資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	28 次世代型ものづくり人材育成事業	
事業主体	高岡市	
支援事業名称	地域伝統文化総合活性化事業 市単独事業	
事業期間	昭和43年度～（基礎・研究コース）、平成12年度～（専門コース） 平成24年度～平成26年度（修理技術コース）、 平成26年度～（3D造形コース）	
事業概要	伝統工芸産業に関わる人材に対して、伝統的工芸技術から最先端の3D技術を活用した幅広い技術習得を目的としたスクール事業を実施する。 総合的な技術を身に付けさせるため基礎デザインや伝統工芸（彫金、鋳造、塗り、青貝、蒔絵）及び最先端の3Dプリンターによる立体造形技術の習得を目指す。 また、伝統技術と先端技術の融合による新たな人材育成につなげることで、新商品・新技術の開発の活性化に結び付け、伝統工芸産業の高度化を図る。	
	 養成スクール（金工）	 養成スクール（漆工）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、基礎・研究コースは2年間（28回/年）、専門コースは1年間（19回/年）、3D造形コースは1年間（10回/年）にわたり、高岡市伝統工芸産業技術保持者又は伝統工芸士が講師となり、デザインから造形までトータルな工芸技術の習得を通して、次代を担う人材を養成するものである。 当該事業によって、高岡の伝統工芸の確実な伝承と後継者の育成、産地技術力の向上に資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	29 伝統的工芸品技術・技法継承者育成事業
事業主体	育成者、継承者
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成8年度～平成23年度
事業概要	伝統的工芸品である高岡銅器、高岡漆器の伝統的技術・技法を伝承するため、その技術・技法を保持する育成者と、そのもとで修得し継承しようとする者に対する支援として、補助金を交付し人材の育成・確保を図る。  技術修得者の育成
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、1年間にわたり、伝統的技術・技法を用いる業務を生業とする意思のある者（継承者）が、高岡市伝統工芸産業技術保持者又は伝統工芸士（育成者）のもとでの技術修得に際して支援するものである。 当該事業によって、高岡の伝統工芸の確実な伝承と後継者の育成、産地技術力の向上に資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	30 伝統工芸産業希少技術継承事業
事業主体	育成者及び継承者
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成24年度～
事業概要	技術継承が危ぶまれている高岡銅器、高岡漆器における希少な伝統的技術・技法を保持する育成者とその継承者に対して支援を行なう。 技術修得者の育成
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	国の伝統的工芸品である高岡銅器、高岡漆器は、伝統的技術・技法保持者の高齢化とその後継者不足が深刻化しており、それら希少な技術を継承する人材を育成・確保することが急務である。 当該事業によって、高岡の工芸技術の確実な継承と後継者の育成、産地技術力の向上に資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	3 1 次世代クリエイター工房開設支援事業
事業主体	工房開設者
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成 24 年度～
事業概要	伝統産業技術者、デザイナーなど次世代を担うクリエイターに対する自立支援・活動支援のため、市内の空き家・空き店舗・空き工場を賃借して操業する工房（作業場）などに対し改修費等を支援する。 工房改修の事例
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の取り組みである伝統的工芸品技術・技法継承者育成事業継承者、伝統工芸産業技術者養成スクール事業修了者や富山大学芸術文化学部卒業生、若手デザイナー等に、市内での創業・定住を促すためのものである。 当該事業によって、高岡の工芸技術の確実な継承と後継者の育成、産地技術力の向上に資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	3 2 文化財等修理補助事業	
事業主体	高岡地域文化財等修理協会	
支援事業名称	市単独事業	
事業期間	平成 20 年度～	
事業概要	高岡地域文化財等修理協会に補助し、高岡の工芸技術の保存継承を図るもの。 また、文化財修理技術の向上や修理に関する資料データの作成等を図っていく。	
	 車輪の漆塗付	 ウルシの植樹(平成 30 年度で終了)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡地域文化財等修理協会は、高岡御車山などの祭屋台を「再生の技」によって修復することを目的とし、金工・漆工・木工・繊維部門の熟練技術者によって構成されており、現在まで二番町山車の車輪修復などを手がけている。 当該事業によって、高岡の工芸技術を市内外に広くアピールでき、認知度の向上に伴う担い手の育成にもつながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	3 3 菅栽培調査事業	
事業主体	高岡市	
支援事業名称	地域伝統文化総合活性化事業 市単独事業	
事業期間	平成 22 年度～	
事業概要	菅田の栽培に関する肥料対策・病害虫対策・乾燥技術等の試験的調査を実施し、菅田作付面積の増加につなげる。	
	 菅田	 菅草刈り
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	菅笠づくりは福岡町の伝統的産業であり、菅田や菅干し、菅笠づくりなどが織り成す文化的な景観は、町の名物詩ともなっている。しかし、年々菅田の栽培量は減少しており、この貴重な景観が失われつつある。 当該事業によって、菅笠づくりの原材料の確保に資するとともに、文化的な景観の向上にもつながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	3 4 ものづくり・デザイン科推進事業	
事業主体	高岡市	
支援事業名称	市単独事業	
事業期間	平成 18 年度～	
事業概要	本市の伝統工芸である漆器、銅器等を中心に地元の優れた産業について、体験を通じた学習を行う。 市内小・中・特別支援学校の 5 年生、6 年生、中学校 1 年生を対象に、年間 35 時間の授業を実施する。	
	 ものづくり・デザイン科の授業	 ものづくり・デザイン科の作品
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、児童生徒が、本市の優れた伝統工芸や産業について、見たり触れたり体験したりすること及び、優れた技術をもつ地域の人々との交流を深めることにより、豊かな感性と郷土を愛する心を育むことを目的としている。 当該事業によって、将来を担う子どもたちが、ふるさとの伝統と誇りを理解し、深く記憶に留めることによって、伝統産業界の裾野を広げる効果が期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

④その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業

事業名称	3 5 前田家関連史跡調査事業	
事業主体	高岡市	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金	
事業期間	平成 20 年度～令和 2 年度	
事業概要	県指定史跡「高岡城跡」の価値を高め、保存することを目的に、発掘調査や文献調査などの詳細調査を実施する。守山城跡の史跡範囲の確認を目的とした調査を実施する。 国指定史跡「加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）」の保存・活用を目的に、保存管理計画及び整備基本計画を策定する。	
	 高岡城跡	 守山城跡（二上山）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡を代表する遺跡の高岡城跡や守山城跡、前田利長墓所の調査や保存管理計画策定を実施することで、それぞれの歴史的価値が改めて証明されるとともに、高岡の魅力が一層高まることが期待され、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

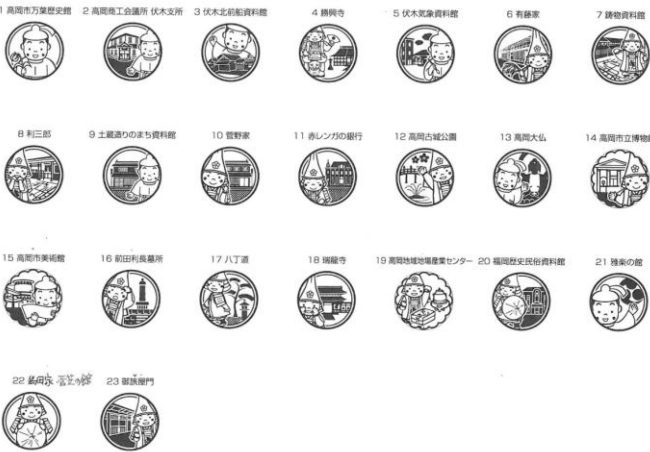
事業名称	3 6 町並み保存・都市景観形成補助事業	
事業主体	所有者及び管理者	
支援事業名称	市単独事業 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（令和2年度～）	
事業期間	平成21年度～	
事業概要	景観形成重点地区等の区域内で景観づくり基準に適合し、景観形成に寄与する修景を行う者及び景観重要建造物又は景観重要樹木の保存又は管理を行う者に対して補助する。	
	 池の端通り地区	 旧北陸街道福岡地区
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観形成重点地区等の建造物などを基準に沿って修景促進していくことで、区域内の沿道景観の改善が図られ、ひいては、市全体の良好な景観形成の向上にも資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	37 ミラレ金屋町開催事業（旧金屋町楽市開催事業）
事業主体	金屋町楽市実行委員会（平成20年度～平成29年度） ミラレ金屋町実行委員会（平成30年度～） （富山大学芸術文化学部、高岡市、金屋町自治会等）
支援事業名称	市単独事業（平成20年度～21年度、平成25年度～） 歴史と文化が薫る商店街モデル事業（県補助）（平成22年度～24年度）
事業期間	平成20年度～平成29年度（金屋町楽市開催事業） 平成30年度～（ミラレ金屋町開催事業）
事業概要	高岡鋳物発祥の地であり、伝統的な町並みが残る金屋町において、産学官が連携して、ストリートマーケットとイベントを組み合わせた工芸と生活と産業が同居するゾーンミュージアムとなる「金屋町楽市」や、後続事業で、町家暮らしや伝統文化を体験する「ミラレ金屋町」を開催することにより、金屋町を拠点に、高岡市の中心市街地の賑わい創出を図る。 金屋町楽市  石畳通り往來の様子  作品群 ミラレ金屋町  空き家ツアー  ワークショップ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	金屋町重要伝統的建造物群保存地区は、高岡鋳物発祥の地であり、サマノコが特徴的な町家が非常に良く残る美しい歴史的な景観を形成し、風情ある祭礼行事が受け継がれている。 当該事業によって、来場者に伝統的な町家や文化に触れる機会を提供するとともに、住民同士や来場者との交流による歴史的な町並みの保全にもつながり、また、金屋町、高岡の知名度アップも期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	38 獅子舞大競演会開催事業	
事業主体	たかまち街づくり協議会	
支援事業名称	市単独事業	
事業期間	毎年	
事業概要	平成23年度で36回となる獅子舞大競演会は、中心商店街全体で取り組んできた歴史あるイベントである。 子どもから高齢者まで幅広い年齢層が長時間に亘って楽しめるイベントとして、市民の支持も高く、市外からも多くの方々が中心商店街を訪れており、春の一大イベントとして開催している。	
	 獅子舞大競演会	 獅子舞大競演会
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業によって、来場者に高岡市や県西部で古くから盛んな伝統行事である獅子舞に触れる機会を提供するとともに、まちなかの賑わい創出や高岡の知名度アップも期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	3 9 土蔵造りのある山町筋イベント助成事業	
事業主体	土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会	
支援事業名称	市単独事業	
事業期間	毎年	
事業概要	土蔵造の伝統的建造物が集積する山町筋で、町並みの紹介、観光産業の創出等を目的として各種イベントを開催している。 ①高岡山町筋土蔵造りフェスタ（8月下旬） ②山町筋の天神様祭（1月下旬） ③山町筋のひなまつり（3月中旬）	
	 ひなまつり	 天神様祭
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	山町筋は、土蔵造の伝統的建造物がよく残り、高岡御車山祭の舞台ともなっている、高岡を代表する町並みのひとつである。当地の天神様祭やひなまつりは、地域に深く関わりのある年中行事として大切に継承されている。また、これらイベント等において、平成23年度に製作する提灯台を活用し、高岡開町300年祭の際に祝賀提灯が飾られた山町筋の風景を復原する。 当該事業によって、来場者に高岡開町以来の伝統文化に触れる機会を提供するとともに、住民同士や来場者との交流による歴史的な町並みの保全にもつながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	40 祭行事・イベント振興事業	
事業主体	祭礼等主催者	
支援事業名称	市単独事業	
事業期間	毎年	
事業概要	高岡御車山祭、伏木曳山祭、二上射水神社築山行事、八丁道おもしろ市、御印祭へ補助する。	
	 二上射水神社築山行事	 八丁道おもしろ市
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡の歴史的風致の重要な要素となる祭礼等を支援することにより、それらの継承や担い手の育成に資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	4 1 「高岡再発見」プログラム事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成 24 年度～
事業概要	高岡市内の小学校、特別支援学校に在籍している 3～6 年生の児童が、家族といっしょにスタンプラリー形式で歴史の薫る町並みや建造物、祭りを見学・体験する。   スタンプラリー判子一覧
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業における見学や体験を通して、「高岡」の歴史と文化に誇りをもつ児童の育成が期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	4 2 新たな芸術・文化創造推進事業
事業主体	高岡市、アート&クラフトシティ高岡推進委員会
支援事業名称	市単独事業 文化芸術振興費補助金（平成 25 年度）
事業期間	平成 25 年度～
事業概要	高岡における 3 つの文化力 コト＝多様な文化の存在「文化多様性」（＝Art） モノ＝ものづくりのまちとしての歴史・伝統（＝Craft） ヒト＝創造的な市民を育む豊かな風土（＝City） これらを背景に、4 つの戦略（知る・創る・つなげる・伝える）に基づく取組（アート&クラフトシティ高岡を表現したイベントや文化創造都市に関する情報発信、文化創造都市高岡市民会議の開催等）を実施することにより、文化創造都市高岡の都市像『Art&Craft City 高岡』の実現を目指すとともに、さらなる魅力ある高岡の形成につなげる。  暮らしています展(クラフト市場街)  文化創造都市高岡市民会議  ウェブサイト「文化創造都市高岡」  テレビ番組「文化創造都市高岡」
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡の多様な文化に対する市民の認識を広げるとともに、産業等との分野を超えた交流を図ることで、高岡の認知度向上、ブランド形成につなげる。また、歴史的建造物や町並み等を有効に活用することで、ものづくりのまち高岡の知名度向上や、高岡の魅力が一層高まることが期待され、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。

事業名称	4 3 日本遺産魅力発信推進事業
事業主体	高岡市日本遺産推進協議会、北前船日本遺産推進協議会
支援事業名称	文化芸術振興費補助金（日本遺産魅力発信推進事業）
事業期間	平成 27 年度～
事業概要	本市の日本遺産のストーリー（「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡一人、技、心一」及び「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」（平成 30 年 5 月追加認定））を通して歴史的的魅力に溢れた文化財群を総合的に活用し、国内外に情報発信や普及啓発を行う。  高岡城跡  金屋町の町並み  山町筋の町並み  伏木北前船資料館  伏木神社春季例大祭（伏木曳山祭）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の歴史的魅力や特色の発信を通じて、「歴史都市高岡」のブランドの確立を図るとともに、新たなまちの魅力や文化を創造することにより、高岡の魅力が一層高まることが期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	4 4 高岡市歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業
事業主体	高岡市歴史文化推進協議会
支援事業 名称	文化芸術振興費補助金 (観光拠点形成重点支援事業)
事業期間	平成 29 年度～令和元年度
事業概要	高岡市歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業として、情報発信事業、普及啓発事業を行う。 勝興寺での講演会
事業が歴 史的風致 の維持及 び向上に 寄与する 理由	歴史と文化が薫るまちとして栄えた本市の有用な資産である文化財を保存・活用し、その魅力を市内外に広く発信していくことにより、高岡の魅力が一層高まることが期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	4 5 「高岡の歴史文化に親しむ日」に関する作品募集事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成 29 年度～
事業概要	平成 29 年度より 5 月 1 日(高岡御車山祭)が「高岡の歴史文化に親しむ日」となり、市立の小・中・特別支援学校が休業日となったことを契機に、市内の児童生徒を対象に、高岡の歴史文化を題材にした作品募集を行う。 (H29 各部門の最優秀賞作品) ・ 壁新聞部門  ・ 俳句部門 からくりの から子がくるり 春の山車 ・ 短歌部門 御車山 源太夫獅子を先導に 鉾留大きく 蝴蝶きらめく
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業では、児童生徒が御車山祭だけではなく、それぞれの地域の文化に触れ、それを題材として壁新聞や俳句、短歌の作品づくりに取り組むことで、改めて高岡の歴史文化の魅力を再発見し、郷土を愛する心を育むことを目的としている。 当該事業によって、将来を担う子どもたちが、ふるさとのすばらしさに理解を深め、大切に守っていききたいという思いをもつことが期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

高岡の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定する。

具体的には、佐野家住宅（御馬出町）や旧南部鑄造所（金屋本町）、旧伏木測候所（古国府）、棚田家住宅（伏木錦町）などの登録有形文化財が歴史的風致形成建造物としての指定が想定される。

なお、重点区域内で文化財若しくは景観重要建造物に指定又は登録されていない歴史的建造物については、今後も継続的に調査を実施したうえ、次に掲げる指定基準、指定対象に該当する場合は随時追加指定する。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定する。

- ①意匠、形態、技術性が優れているもの
- ②歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの

3 歴史的風致形成建造物の指定対象

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定の対象とする。

- ①富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財
- ②高岡市文化財保護に関する条例（平成17年条例第218号）第4条第1項に基づく市指定有形文化財
- ③文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財
- ④景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物及び同法第8条第2項第5号ロの景観重要公共施設
- ⑤その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

4 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補

歴史的風致形成建造物として指定した建造物及び指定が想定される具体的な建造物は、次のとおりである。

①市指定有形文化財

No.	名称	写真	所在地	所有者
1	五福町神明社本殿 第9号 平成28年8月1日指定		五福町 12-50	宗教法人 五福町神明社
2	大手町神明社拝殿 第7号 平成26年8月26日指定		大手町 8-14	宗教法人 大手町神明社
3	旧秋元家住宅 第6号 平成25年7月10日指定		伏木古国府 7-49	高岡市

②登録有形文化財

No.	名称	写真	所在地	所有者
4	佐野家住宅（主屋・茶室・ 1番の蔵・2番の蔵・調度 蔵・味噌蔵・防火壁） 第3号 平成25年7月10日指定		御馬出町	個人所有
5	清都酒造場主屋		京町	個人所有
6	旧南部鑄造所キュポラ・ 煙突		金屋本町 3-45	株式会社 ノースラ ンド

7	有礒正八幡宮本殿・釣殿・拝殿及び幣殿		横田町 3-1-1	宗教法人 有礒正八幡宮
8	若井家住宅主屋（旧中越銀行） 第2号 平成24年8月1日指定		川原町	個人所有
9	高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行） 第1号 平成24年8月1日指定		伏木湊町 7-1	高岡商工会議所
10	棚田家住宅（主屋・味噌蔵・道具蔵・衣装蔵）		伏木錦町	個人所有
11	谷村家住宅主屋		伏木中央町	個人所有
12	能松家住宅主屋		吉久	個人所有
13	有藤家住宅 第8号 平成26年8月26日指定		吉久	個人所有
14	旧伏木測候所庁舎・測風塔 第5号 平成25年7月10日指定		伏木古国府 12-5	高岡市

15	丸谷家住宅主屋・土蔵 (旧津野家住宅) 第4号 平成25年7月10日指定		吉久	個人所有
----	---	---	----	------

③その他の建造物

No.	名称	写真	所在地	所有者
16	富田家旧鋳物工場		金屋本町	個人所有

第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物がすでに他法令により指定等されている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理し、その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致維持向上のために積極的な公開又は活用を図り、特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開を行うものとする。

(1) 県指定有形文化財及び市指定有形文化財

県指定有形文化財及び市指定有形文化財は、建造物の外部及び内部とも現状維持または復原修理を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、復原に伴う現状変更等がある場合は、所定の手続きを経て行うものとする。また、増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き原則行わない。

(2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、外観を対象とした保存修理を基本とし、また、増築等に関しては、通常道路等の公共空間から望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとし、内部は、所有者の快適な生活環境の維持などの諸条件を満たす場合に限り改修を認めることとする。

(3) 景観重要建造物

景観重要建造物については、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

2 届出不要の行為

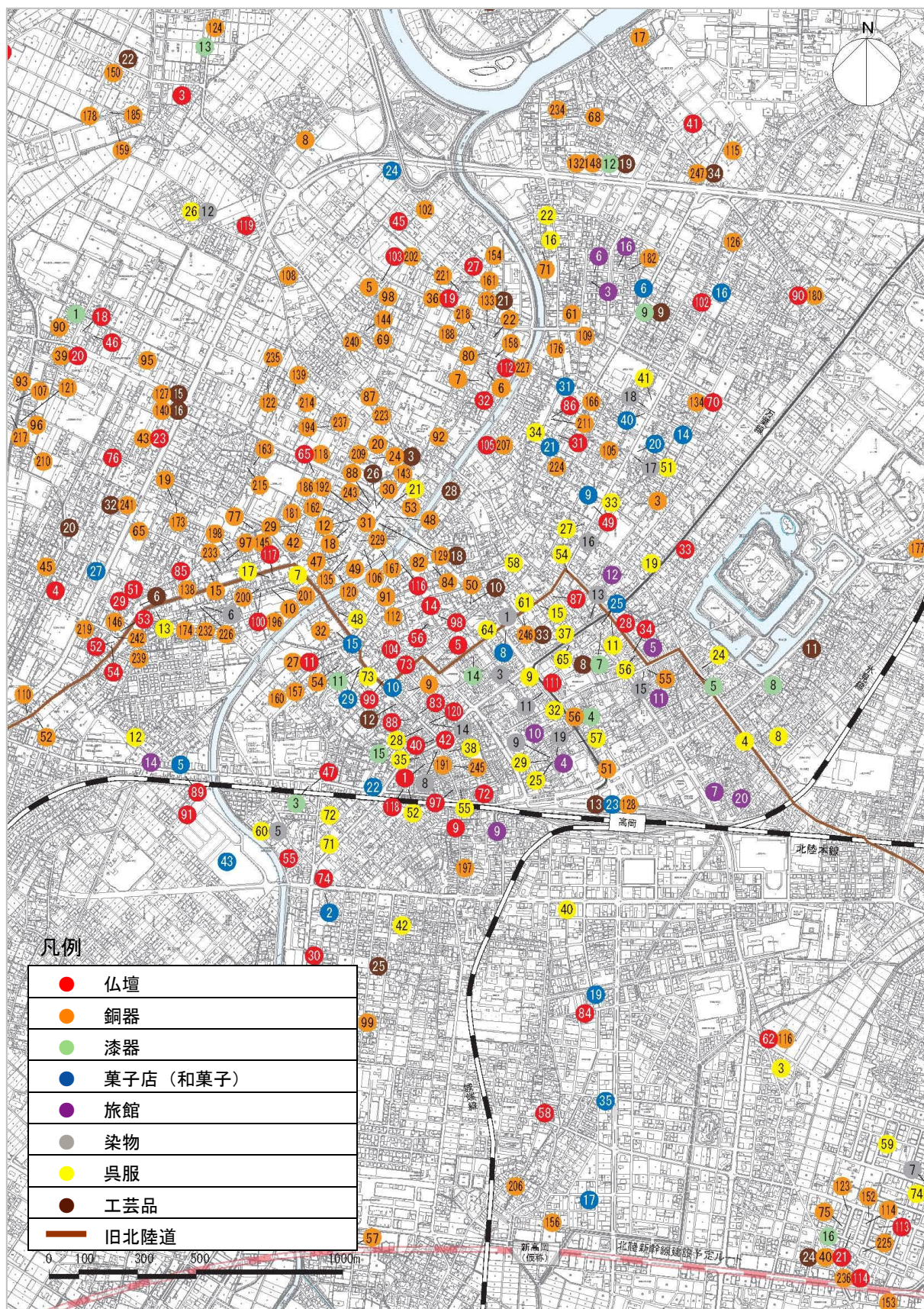
法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は、次の場合とする。

- ① 県指定有形文化財で、富山県文化財保護条例第11条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- ② 市指定有形文化財で、高岡市文化財保護に関する条例第10条第1項に基づく現状変更等の承認申請を行った場合
- ③ 登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

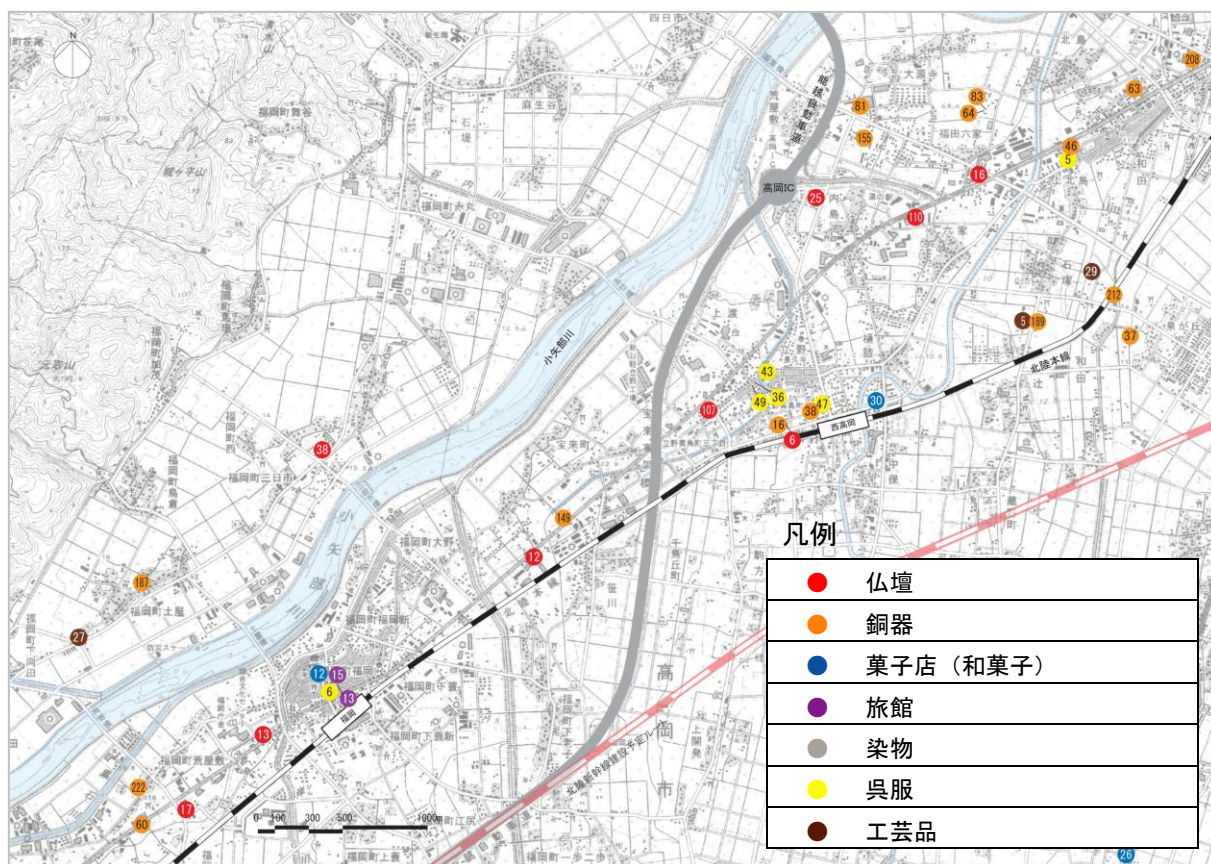
参考資料

参考文献

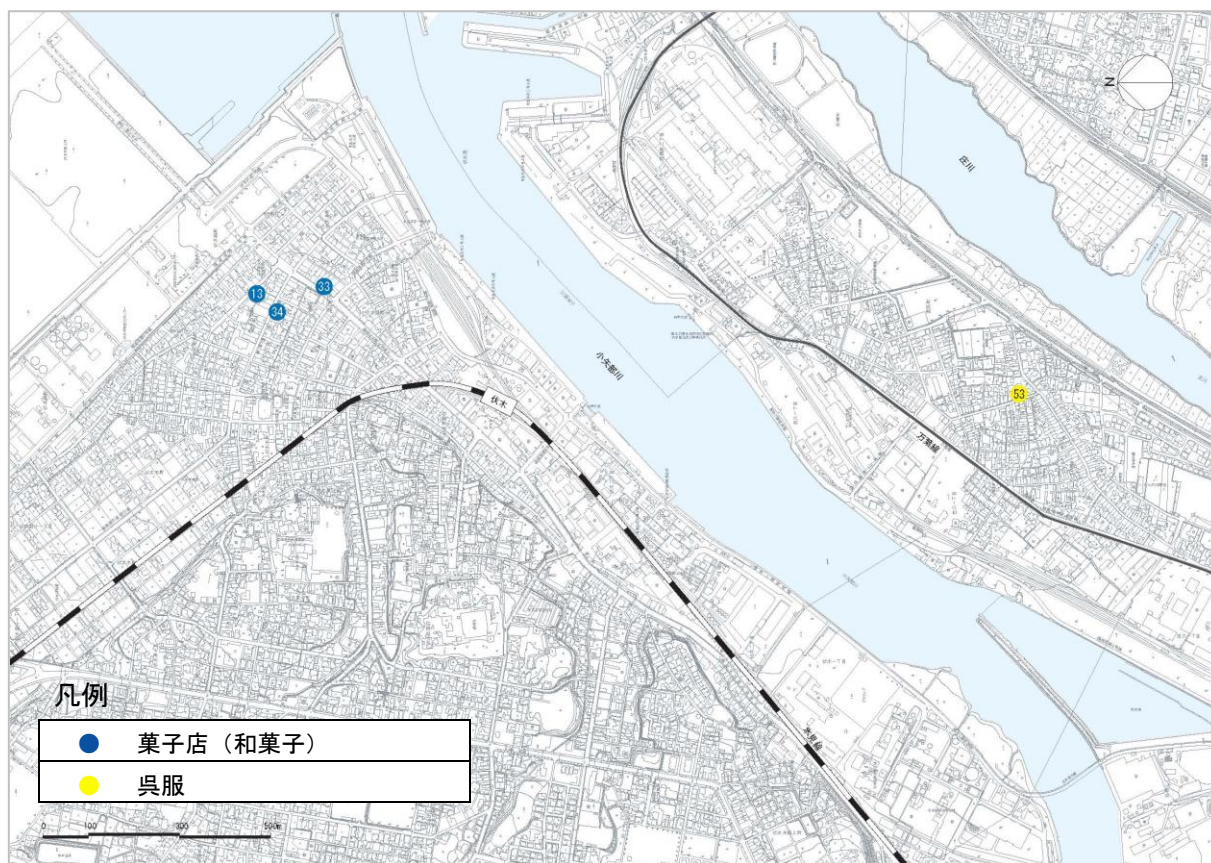
- 養田実、定塚武敏責任編集 『高岡銅器史』 高岡銅器協同組合 1988
- 高岡市市制 100 年記念誌編集委員会編集 『たかおかー歴史との出会いー』 高岡市 1991
- 白鳳会 『富山県 高岡市の文化財』 2009
- 正和勝之助、勝山敏一 『越中伏木地理志稿』 桂書房 1991
- 高岡市教育委員会 『高岡御車山』 2000
- 町誌編纂委員会編集 『よっさ神社と獅子舞』 吉久獅子舞保存会 1987
- わが町内自慢の行祭事・文化財ガイド編集委員会編集 『わが町内自慢の行祭事・文化財ガイド』 高岡市 1994
- 富山県教育委員会文化財課編集『富山県の祭り・行事』 富山県教育委員会 2002
- 高岡市史編纂委員会編集 高岡市発行者 『高岡市史上・中・下巻』 株式会社青林書院新社 1963
- 江田修司編集、後藤治監修 『国宝 高岡山 瑞龍寺』 瑞龍寺国宝指定記念出版刊行委員会 1999
- 高岡市教育委員会 『高岡市吉久地区伝統的建造物群調査報告書』 1995
- 高岡市教育委員会 『高岡市山町筋伝統的建造物群調査報告書』 1986
- 高岡市教育委員会 『越中勝興寺伽藍』 1994
- 社団法人日本建築学会 『我が国における街並み景観の在り方調査研究報告書』（文化庁委託） 1997
- 日和祐樹編集 『福岡町の菅と菅笠』 福岡町菅振興対策協議会教育部会 2002
- 富山県教育委員会 『富山県の近世社寺建築／近世社寺建築調査報告書』 1981
- 富山県教育委員会生涯学習・文化財室編集 『とやまの年中行事』 富山県教育委員会 2008
- 社団法人日本漆工協会 『日本漆工 高岡漆器』 1981
- 高岡市教育委員会 『高岡市 前田利長墓所調査報告』 2008
- 下関村史編纂委員会 『下関村史』 2008
- 富山県教育委員会編集 『富山県歴史の道調査報告書』 富山県郷土史会 1982
- 伏木港開港 100 周年記念事業実行委員会 『みなと伏木 100 年のあゆみ』 1999
- 角川日本地名大辞典編纂委員会 『角川日本地名大辞典 16 富山県』 株式会社角川学芸出版 2009
-



図：伝統産業等事業所分布（中心市街地）



図：伝統産業等事業所分布（旧北陸道）



図：伝統産業等事業所分布（伏木・吉久地区）

番号	事業所名等	創業 100年 以上	番号	事業所名等	創業 100年 以上	番号	事業所名等	創業 100年 以上
仏 壇			63	青銅社(株) 仏具部		5	秋元銅器卸	
1	筏井彫刻工房		64	瀬尾製作所(株)		6	麻本銅器熔接所	
2	イシヅカ商会(有)		65	関菊(株)		7	東製作所	
3	石橋商店		66	関野銅器製作所		8	阿部昌浩	
4	板昌年		67	大王物産(株)		9	荒俣与平商店(株)	
5	井波屋仏壇店	●	68	大國屋(株)高岡店神祭部		10	池田工房	
6	いまだ(有)		69	高井仏壇製作所		11	池田正一	
7	岩瀬仏具製作所		70	高岡仏壇・仏具センター(株)		12	石塚銅器製作所	
8	宇崎崎芳雄商店		71	高田製作所(株)		13	石塚美術(株)	
9	宇田宗三郎商店		72	高森仏壇店	●	14	市川昭太郎商店(株)	
10	老子製作所(株)	●	73	竹脇佛具店	●	15	伊東銅器着色	
11	大江商店(有)		74	田中健次		16	いまだ(有)	
12	大越仏壇(株)本社・本店		75	田畑神仏用金具		17	今村着色所	
13	大野仏壇店		76	津田興世		18	鑄物工房利三郎	
14	大場屋仏壇店	●	77	津幡商店		19	色政(有)	
15	大森鑄造所		78	伝産工房(有)		20	岩倉工芸社	
16	奥正信商店(有)		79	天秤製作所(有)		21	内田着色所	
17	小田原(株)		80	天秤佛光堂		22	裏野順一着色所	
18	おのでら(有)		81	戸井工芸		23	裏野禎男着色所	
19	折橋治吉商店		82	徳田仏具鑄造所		24	織田幸銅器(株)(F・ROAD織田幸銅器(株))	
20	角田秀雄商店		83	中川仏壇店		25	老子(株)	
21	笠原昇雲堂(株)		84	長原弘展		26	老子製作所(株)	●
22	梶川製作所		85	南部木工所		27	大江商店(有)	
23	加藤物産(株)		86	羽岡(有)		28	大沢幸勝	
24	市野瀬展示場		87	荻野仏壇店		29	大谷喜作商店(株)	
25	金田商店		88	荻野仏壇店 鴨島支店		30	大寺幸三郎商店(株)	
26	川原金属工芸所(有)		89	はぎわら佛壇工房		31	大寺幸八郎商店	●
27	北野鑄造所(有)		90	ハンモト清(株)		32	大野製作所	
28	北林仏壇堂	●	91	広岡清		33	大野博彫金所	
29	北村等		92	福田神棚製造所		34	大森鑄造所	
30	城戸仏壇		93	藤沢商店		35	折井着色所	
31	京田仏壇店工房	●	94	藤田銅器製作所(株)		36	折橋治吉商店	
32	桐神棚店		95	藤田仏光堂		37	折橋銅器着色所	
33	黒川仏壇センター本社・高岡本丸店		96	フジタ仏壇店		38	開発加工所	
34	黒川仏壇センター本社・大仏店		97	伏見仏壇(伏見敏明)		39	角田秀雄商店	
35	黒川JAPANクリエイティブ研究所		98	伏見佛壇 製造元		40	笠原昇雲堂(株)	
36	ケイセン(株)		99	伏見佛壇 店舗		41	梶田着色所	
37	効新銅器		100	フジモリ(有)		42	梶原製作所(株)本社工場	
38	光陽製器(株)		101	二上哲夫		43	加藤物産(株)	
39	小島製作所		102	二塚製作所		44	市野瀬展示場	
40	小島仏壇店	●	103	古川昇龍堂		45	金森勝広	
41	小林勝利		104	本多進		46	金森紹栄	
42	駒崎仏具店		105	本保(株)	●	47	金森銅器加工所	
43	サカエ金欄(株)		106	正田商店		48	金森トーベ(株)	●
44	桜井勝水		107	増田仏壇店		49	金森廣	
45	桜井製作所(有)		108	宮松健一		50	金七産業(株)	●
46	笹山彫刻工業所		109	安川保憲		51	金秀	
47	佐武義博		110	柳瀬仏壇	●	52	釜正(有)	
48	三和商店		111	山内神仏具店	●	53	釜万鑄工(株)	●
49	柴田昌彦		112	山口久乗(株)		54	加茂宗市	
50	島世仏具製作所		113	山文商会(株)		55	雅覧堂	●
51	島谷ケイスエ工房善龍		114	山本理八郎商店	●	56	川端商店	
52	シマタニ昇龍工房(有)		115	勇印工房		57	川原金属工芸所(有)	
53	島谷天龍手打ち仏リン製作所		116	ヨシエ工芸		58	河原美術工房	
54	島谷龍音手打ち仏リン		117	蓮花舎		59	川淵茂夫	
55	島屋銅器(有)		118	鷲塚義作		60	北岡明夫	
56	定塚神具店		119	渡辺鑄造(株)		61	北光生	
57	信美堂(有)		120	渡辺仏壇店		62	ギフトアート狩野	
58	新保仏壇店		銅 器			63	京田銅器仕上	
59	シンワ製作所		1	アート工芸社(有)		64	京田敏夫	
60	杉山仏具製作所		2	青木喜作		65	京橋秀起商店	
61	スミエ芸企画		3	青木謙治商店		66	金佑	
62	青銅社(株)		4	秋元(有)		67	銀豊堂(株)	

番号	事業所名等	創業 100年 以上	番号	事業所名等	創業 100年 以上	番号	事業所名等	創業 100年 以上
68	久々江商店		131	高岡銅器団地協同組合		194	富士銅器	
69	栗原製作所		132	高岡銅合金協同組合		195	藤巻製作所(株)戸出本社	
70	黒瀬孝一		133	高岡美術工芸社		196	フジモリ(有)	
71	慶寺着色所		134	高岡仏壇仏具センター(株)		197	藤原健三	
72	啓誠社		135	高木保正		198	伏間三郎	
73	小泉製作所(株)	●	136	高田製作所(株)		199	伏間三郎	
74	効新銅器		137	高辻製作所(株)		200	伏間達郎	
75	小笹商店(有)		138	高野周一		201	伏間亮吉	
76	古城製作所(株)		139	高森研磨		202	古川昇龍堂	
77	駒方銅器店		140	竹中銅器(株)		203	平和合金(株)	
78	こまざわ(株)		141	立川工芸		204	北陸銅器製作所(株)	●
79	小松工芸社着色所		142	立川美術着色所		205	堀栄(有)	●
80	米納鑄造所		143	立川善治		206	堀崎実	
81	斉藤忠志		144	塚原着色所		207	本保(株)	●
82	酒井銅器		145	津田斌一		208	牧林工房	
83	坂口銅器		146	出口明		209	増岡銅器製作所	
84	坂田輝男		147	寺田鑄造所		210	松井正義	
85	桜井鑄造(株)		148	伝統工芸高岡銅器振興協同組合		211	松木克明	
86	さくら美術		149	土肥産業		212	末吾製作所	
87	佐々木英明		150	東垂製作所(株)		213	松沢美術(株)	
88	笹島栄吉		151	道具(株)		214	丸和製器(株)	
89	笹島製作所		152	砺波商店(株)		215	水野産業	
90	佐野清銅器(株)	●	153	砺波義行		216	水巻銅器製作所	
91	佐野着色所		154	豊島美術		217	三葉商店	
92	佐野着色所		155	ナガエ(株)		218	ミツワ刻印製作所	
93	佐野宏行		156	中川銅器店		219	宮津商店(株)	
94	佐野政製作所		157	中正銅器(株)		220	村谷美銅(株)	
95	佐脇鑄造所		158	中野銅器製作所		221	森登志夫	
96	沢田正夫		159	中村堅次		222	矢木外二	
97	三協銅器		160	中村製作所		223	安川金工所	
98	サン美術工芸(株)		161	中村銅器着色所		224	山栄製作所	
99	紫雲堂		162	永森銅器製作所		225	山勝(株)	
100	柴敬銅器鑄造所		163	中山貞敏		226	山菊工芸(有)	
101	柴製作所(有)		164	鍋谷銅器製作所		227	山口久乗(株)	
102	柴田着色所		165	鍋友鑄造所		228	山口合金鑄造所	
103	柴鑄芸社		166	樽原ブロンズ彫刻(株)		229	山田商店(有)	
104	柴忠製作所(有)		167	西尾俊彦		230	やまはち(株)	●
105	柴弥一郎		168	西田着色所		231	ヤマフジ	
106	島田仁三郎		169	日英		232	山本仕上所	
107	嶋安(株)		170	日本銅器(株)		233	山本着色所	
108	秀正堂(株)		171	ニュース・インターナショナル(株)		234	山本彫金所	
109	松美堂(株)		172	能作(株)		235	山本治男	
110	尚美堂国分商店		173	野阪工芸		236	山本理八郎商店	●
111	須賀月真工房		174	野崎昭雄		237	山勇銅器(株)	
112	頭川彫金所		175	野尻加工所		238	横安工芸	
113	スミエ芸企画		176	能登敬一郎		239	吉沢栄作	
114	炭谷三郎商店		177	乃村堂		240	吉田着色所	
115	征加商会		178	箱山銅器製作所		241	四津井(株)	
116	青銅社(株)		179	橋本庄二銅器着色所		242	四津井清一	
117	瀬尾製作所(株)		180	ハンモト清(株)		243	四津井製作所(有)	
118	関菊(株)		181	橋本美術工房(有)		244	洛陽	
119	関善製作所		182	馬場工作所		245	蠟半(株)	
120	関谷本店	●	183	般若鑄造所	●	246	和田彫金工房	
121	関原美術工芸舎(有)		184	美芸堂(株)		247	渡辺工芸	
122	専徒カズオ商店		185	平井昇甫		漆器		
123	専徒銅器店		186	平岡銅器着色所		1	天野漆器(株)	●
124	太陽工芸社		187	平田銅器		2	内島正雄	
125	太陽堂		188	平塚着色所		3	加茂嘉平堂	
126	高岡鑄芸社(株)	●	189	吹田謙作		4	川端商店	
127	高岡銅器(有) 高岡展示館		190	福田製作所(有)		5	近藤漆器店	
128	高岡銅器(有) ステーションデパート・心		191	藤木勲		6	三佳(株)	
129	鐵瓶屋		192	フジタ(有)		7	漆器くにもと	
130	高岡銅器センター越中		193	藤田銅器製作所(株)		8	漆芸工房きづ	

番号	事業所名等	創業 100年 以上	番号	事業所名等	創業 100年 以上	番号	事業所名等	創業 100年 以上
9	柴田漆器店(株)		9	すみのや		31	きものやまと 高岡店	
10	高岡漆器(株)		10	大黒屋旅館		32	黒田呉服店	
11	多田晴彦		11	大仏旅館		33	越田呉服店	
12	伝統工芸高岡漆器協組		12	高岡ホテル		34	小島呉服店	
13	中村漆器店		13	竹下旅館		35	彩華	
14	〃 蔵の街店		14	なかや旅館		36	酒井蔵	
15	布目漆器店		15	福岡館		37	志甫呉服店	
16	守弘勝		16	富士見荘		38	十二野屋(株)	
和菓子			17	ホテル雨晴		39	尚和呉服店	
1	天谷菓子舗		18	ホテルピア		40	新健勝苑(株) 高岡店	
2	石川屋菓子舗清水店		19	みよし旅館		41	多喜呉服店	
3	石黒松月堂中曽根店		20	山本旅館		42	武内清澄	
4	稲向(有)		染物			43	竹下呉服店	
5	永楽堂		1	志甫商店(株)		44	なかがわ	
6	えぶち菓子舗		2	大國屋(株)高岡店		45	中川衣料店	
7	おいはら餅店		3	原田染織	●	46	なかんじょや呉服店	
8	大野屋菓子舗	●	4	丸高染工		47	成瀬呉服店	
9	大場菓子店		5	丸福染洗工業(有)		48	東山呉服店	
10	尾山梅花堂		6	山本染業		49	平野呉服店	
11	尾山梅花堂 木津工房		7	和楽庵		50	ふくや呉服店	
12	菓子処大黒屋		8	板谷京染店		51	藤井京染店	
13	こし村百味堂		9	井上染呉服店		52	藤井呉服店	
14	寿屋		10	岡本染物店		53	二口呉服店	
15	金剛風月堂		11	梶京染		54	牧野屋	
16	さかえ菓子舗		12	北呉服店京染部		55	増原呉服店	
17	澤田屋菓子舗		13	近藤京染店		56	ますやま	●
18	志乃原(有)本店	●	14	佐々木京染店	●	57	松原呉服店	●
19	瑞祥松田屋菓子店		15	染正おき		58	松村呉服店	
20	瑞龍本舗		16	西田伊太郎		59	丸宗(株)	●
21	青風堂		17	藤井京染店		60	丸福染洗工業(有)	
22	千枚菓子舗		18	山田京染店		61	丸和(株)	
23	高岡ステーションデパート銘菓コーナー		19	といでや		62	南呉服店	
24	つり甘なっと(有)		呉服			63	宮野一雄	
25	とぎや(株) 高岡店		1	あい善		64	元屋呉服店(有)	
26	とぎや(株) 戸出店・工場		2	明元呉服店		65	もり多屋	
27	中尾清月堂(株) 高岡本店	●	3	雨池呉服店		66	やすだ	
28	中尾清月堂(株) 野村店		4	飴谷呉服店		67	柳清利勝	
29	西田酒香饅頭店	●	5	有沢呉服店		68	山田呉服店	
30	梅月		6	五十田呉服店		69	よしたけ屋呉服店	
31	林御菓子処		7	石塚呉服店		70	吉田呉服店	
32	はやし菓子舗		8	石橋屋キモノフォーラム		71	吉田産業(株)本社	
33	引網香月堂		9	いせや呉服店	●	72	吉村恒雄	
34	船木進歩堂	●	10	金襴部		73	渡辺呉服店	
35	不破福寿堂(株)	●	11	板屋呉服店		74	和楽庵	
36	まつしまや		12	いまおか呉服店		工芸品		
37	松原清月堂 常国本店		13	宇崎崎だるまや		1	アサヒ額縁(有)	
38	松原清月堂 中田店		14	牛島屋(株) 高岡店		2	今井孝雄	
39	マルエイバック		15	梅田呉服店(有)	●	3	F・ROAD織田幸銅器(株)	
40	美都家菓子舗		16	越前呉服店		4	大角勲	
41	八幡屋菓子舗		17	江沼呉服店		5	オリジン工業(株)	
42	らんじょ屋(有) 本店		18	岡田呉服店		6	金吹満男	
43	らんじょ屋(有) バロー高岡木津店		19	おま呉服店		7	銀豊堂(株)	
44	らんじょ屋(有) バロー高岡万葉店		20	かし寝装店		8	くにもと漆器	
45	らんじょ屋(有) 工場		21	かなもり洋装きもの店		9	柴田漆器店(株)	
旅館			22	加納呉服店		10	秀月庵	
1	高岡市自然休養村公社(社)アツパレハウス		23	かわなみ呉服店		11	松園工房	
2	雨晴温泉磯はなび		24	かわはた		12	新原美術(有)	
3	一力旅館		25	川幡呉服店		13	ステーションデパート・こころ	
4	御料理大野屋		26	北呉服店		14	高岡漆器(株)	
5	角久旅館	●	27	喜多呉服店		15	高岡銅器展示館	
6	きみのや		28	きだや呉服店		16	竹中銅器(株)	
7	きらく旅館		29	きぬや呉服店		17	ティーアンドアイ(有)	
8	西田温泉		30	木下屋呉服店		18	鐵瓶屋	

番号	事業所名等	創業 100年 以上
19	伝統工芸高岡漆器協組	
20	島田宗吾	
21	中島美術	
22	中村製作所(有)	
23	日英	
24	ハイヒル(有)	
25	畑田隆志	
26	畠春斎	
27	久田鉄也金属工芸研究所	
28	増山順作工房	
29	〃	
30	松澤将臣	
31	丸和工芸(株)	
32	四津井(株)	
33	和田彫金工房	
34	渡辺工芸	

